ニューズ

4

歴史的九州地方本部

結成大会開かる

大会第一日

○首切り、労働強化絶対反対
○再軍備反対、中立堅持、朝鮮戦争をやめろ
○労働戦線の統一、万国の労働者団結せよ
○吉田反動内閣打倒
○弾圧諸法規粉砕、団結権、スト権の確保
○社会保障制度の確立
○日本のファショ化反対、平和憲法と民主々義を守れ

九州地方本部結成大会は、六月一日より二日市公民館に於て開催された。昭和二十五年二月より九本製造の構想が練られ、これについて福岡、佐賀、長崎三県の数回の会議を以ってこれが実現方に努力していたが三県にまたがる種々の悪条件はこれが実現を阻止し、その後炭労の統一賃金斗争の度毎にこの必要性が叫ばれていたが、会費、その他の点でどうにも歩み寄りが出来なかった。しかしながら炭労という産業別組織の中に於て、同じ九州にたむろする三県の合同は決して不可能ではなく、むしろ労働運動が熾烈化せばする程その必要性は強調されてきたのである。その機会がたまたま昨年十月以降賃金斗争を契機として決断してきた即ち明九労の単一化、或いは九全労（三菱）の合同はこれに一層の拍車をかけたのである。同じ企業体であり、同一賃金、同一労働の条件にある三県としては、歩み寄ることの出来ない理由は何ものもなかったのである。

今年初頭より再びその気運が高まり精力的な合同会議は遂に一切の障害を克服し、会費の問題も解決し、ここに歴史的な九州地方本部は大同団結することになったのである。

大会は山本準備委員長の感慨深い挨拶があり議長団に前田（高松）古賀（杵島）黒田（長崎）三氏を選び議事運営委員長及び資格審査委員を選出、出席代議員一六一名を以って大会は成立し議長の力強い宣言によって意義深い結成大会第一日は迎えられたのである。

各友誼団体、政党のメッセージのあと、議事日程が発表され、これを確認、直ちに長谷川（長崎）氏より結成至経過報告及び加盟組合の報告がありこれを確認し午后四時第一日目を終了した。

尚、規約、予算、諸規程、地方委員会構成の議案については小委員会を構成し審議のうち第三日目に上程される。

大之浦労組よりの出席代議員

本部	横田	組合長
	野田	副組合長
	竹下	教宣部長（議事運営委員）
本社	平田	執行委員
二坑	原	支部長
三坑	井上	支部長（規約小委員）
五坑	永野	執行委員
西五坑	長浜	支部長
六坑	宇都宮	支部長

九州本部加盟数

大手	二四支部	七四、五八七名
九炭斗	一一支部	三四、〇一〇名
中小	五五支部	二六、三四八名
鉱組	三二支部	九、〇九〇名
計	一二二支部	一四四、〇二五名

☆
教宣部
☆

1953.6.3.

ニュース

5

行動方針に論議集中
―身分制の撤廃斗争その他数件挿入―

第二日目（6月2日）

午前十時より開会、直ちに昭和二十八年度行動方針の審議に入る。

一、情勢分析

木下常闘委員（佐賀）より、炭労第七回定期大会に於ての情勢分析以後特に変更のあった、国際、国内、石炭情勢についての提案説明がなされた。

即ち、国際的には
１、スターリンの死とマレンコフ政権の誕生
２、朝鮮休戦交渉の進展
３、西独再軍備の停滞
４、印度支那戦況の悪化

等が挙げられ、国内的には

第五次吉田内閣の誕生による国会内の動向、或は、ソ連の平和攻勢から来る日本経済に及ぼす影響、スト制限法の再上程、貿易不振による輸出打開のための企業合理化

石炭状勢については、

１、石炭の需給状況　２、炭価の動向　３、政府及び石炭資本の対策、殊に高炭価問題の本質

等の説明がなされた。

二、主なる斗争指標と斗いの進め方について

は、山本準備委員長より、今年度は左の点について重点的に斗いたい旨の説明があり、

１、生活を守る斗い
２、炭労を強化し労働戦線の統一と民主々義を守る斗い
３、基本人権と平和憲法を守る斗い

殊に、生活を守る斗いについては　①企業整備反対斗争　②賃金の引上げを如何にするか、③保安斗争を如何に斗うか　④労働協約斗争等数件が展開され、これらを斗い抜くためには、職場、居住区による小グループ活動の実施こそ急務であると今までと異った提案理由が述べられ、

第二の〃炭労を強化し労働戦線の統一と民主々義を守る斗い〃に対しては、①炭労の組織強化対策　②職組対策等が挙げられ、

第三の〃基本人権と平和憲法を守る斗い〃では　①緊急調整の撤廃、スト権制限その他労働三権の抑圧立法反対斗争を強力に斗い抜くことが強く叫ばれた。

次いで各専門部の活動方針を夫々の専門部長より提案説明がなされ　一旦休憩

午后に入って　これが質疑、並びに審議に入った。

代議員より、情勢分析について思想的一貫性がないことが先づ指摘され、全面的に修正すべきである殊に、

１、ＭＳＡに対しての分析（相互安全保障）
２、第五次吉田反動内閣に対しての分析が非常に甘い。

――裏につづく――

☆大之浦労組　教宣部☆

1953.6.4

3、第三勢力（中立堅持）に対しての分析がなされていない
4、米ソの対立のみを強調し、中共に対しての分析がない、殊に平和擁護を押し進めてゆく上に於て最も重要な中日貿易に対する考え方が一つも打出されていない
5、第五次吉田内閣誕生と関連して、左派社会党が何故白紙を投じたかについて、党労自体としての批判がなされていない

以上の点が痛烈に批判され、これをめぐつて全面修正か、これらの意見を取り入れての部分修正かについて論議がなされ、採決の結果部分修正が確認された。
尚、主なる斗争指標と斗いの進め方について、特に企業整備斗争に対して積極的な斗いの進め方についての代議員の決意が表明され、
又、① 期末斗争 ② 労働協約斗争に対しての紙役均組合に対しての締結促進 ③ 鉱山保安法改正 ④ 身分制の撤廃斗争（現に三井に於ては斗争を展開している）を新たに挿入すべきであるとの意見がだされ、満場一致で確認、これが文案及び斗いの進め方については地方委員会に附議することが決定された。
次いで各専門部の活動方針を確認、午后五時第二日目を終へた。

※ 大会中に左派社会党の白票問題について出席中の多賀谷代議士は次の諸点を挙げて、何故白票を投じたかの解明がなされた。

一、自由党と改進党の対立を過重評価すべきでない
二、重光首班が実現すれば、保守合同が容易になる虞がある
三、改進党はアウト、サイダーとして社会党に近い政党であるという考え方をもつことはあやまりである。
四、自由党を野に下すことは、次期選挙に於てかえつて強力な力を培養させる原因となる、こうなれば、われわれが考えている対劇自由党よりも、むしろ自由党自体の安定政治がより一層確立される
五、改進党と政策決定の出来ない首班決定には同調出来ない
六、右派社会党の動向が、必ずしも重光首班でなかつた

ニューズ 6

委員長に山本経勝氏決る!!

予算・規約・役員その他を決定

※第三日目

大会最終日の三日は午前十時より続開、議案の審議に先立ち参議院議員松本治一郎氏の祝辞メッセージ（田中松月氏代読）同吉田法晴氏より祝辞を述べスト規制法案ならびに企業整備反対に関しては院内外ともに緊密なる連けいをとり、目的完徹のため強力なる斗争を展開する旨の確固たる所信が披瀝された。終つて議長より出席議員百十三名をもつて大会成立を告げ第一日目小委員会付託となつた規約その他の議案審議に入つた。

(1) 規約に関する件

を委員長より逐條説明の後第九条を削除。第十一条の地方委員は【組合員五百名以下】福岡 一三・佐賀 二 長崎 四 計一九名。【組合員五百名以上】福岡 八一 佐賀 一一 長崎 一〇 計百二名と決定。第十七條の地方本部役員中に地区事務局長（若干名）を加え、その他字句修正の上これを可決。ついで

(2) 諸規程に関する件

を原案通り可決。

(3) 予算に関する件

予算小委員長より昨日来より検討の結果、小委員会としては、準備委員会提案の七円二十銭を了承せざるを得ない旨の説明があり、若干の質疑応答ののち異議なく可決。引続き議長より無任所役員選出の提案があり炭労公認の衆参両院議員、地労委役員、炭労選出の地方団体役員等を満場一致決定して正后休憩

◎午後一時十分再開。つぎの緊急動議を提案

(一)、共同石炭の帰山者に対する諸手当不払い問題

(二) 三菱高島、大夕張の選手および新入、久保山両砿の福利厚生施設問題

について提案者よりそれぞれ提案理由の説明があり、(一)に関しては、本会より鉱業連盟に抗議すると同時に共同労連に激励文を発すること。(二)に関しては、各労組に同様の激励文を発することに決定。直ちに議案審議に移る。

(4) 企業整備斗争委員会設置に関する件

九州炭労の結成遂になる!!

企業整備反対斗争委員会の構成

炭労第七回定期大会において諸情勢の分析にもとずき斗争方針が決定され具体的なる斗争の指導のため、炭労本部及び各地方本部にそれぞれ企斗委が構成された。九州地方本部の設置に伴い三県の企斗委を統合し次の如き運営を行う。

一、中央企業整備反対斗争委員会（以下企斗）の下部共闘として九州地方企業整備反対斗争委員会（以下九州企斗）を構成する。

二、企斗は九州選出企斗委員会及び執行部、各資本別、ブロック別並びに地方別の委員をもつて構成する。構成　大手＝各資本別一名　九共斗＝三名　福岡中小＝三名　執行部＝若干名・監査＝二名

三、九州企斗の下部共闘として資本別及びブロック別並びに地区別にそれぞれ企斗を構成する

四、九州企斗は企斗の委譲した斗争権限に関して斗争の指導権を有し最高戦術を決定する。

五、九州企斗委員長は執行委員長とし九州企斗の招集は委員長が必要と認めたとき及び九州企斗委員の招集の要請があつたとき招集する。

六、九州企斗委員は必要に応じ下部企斗及び山元現地に於て斗争を指導する。

七、執行部から事務担当者を専任する。八、九州企斗委員の旅費、日当・宿泊料は各支部負担とする

を原案通り可決した。

☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆

1953.6.5

⑸　事務所建設委員会設置に関する件

については執行部より若干名、九共斗三名、大手筋六名　中小砿二名　監組二名を選出することとし、事務所は福岡市吉塚の旧労委の敷地を買収して建設費　三百五十万円、さらに宿舎にあてるため事務所前の民家一戸を買上げ（百万円）　その他家具類等の設備費四十万円、合計四百九十万円の予算が計上され、これが決定は地方委員会に附託された。

⑹　役員選挙に関する件

選挙管理委員より次のごとき、二十三名の候補者を公表、うち調査副部長のみ対立候補のほかは全部信任であるが、投票に先立ち前福炭労委員長江口義美氏（労金理事長）の挨拶があった。

なお投票は　規約と同時に行れ開票の結果は

【規　約】　投票数　一六八　賛成　一六六　反対　なし　白票　二

【役　員】　投票用紙配布数　一七〇　有効投票　一七〇

委員長	一六六	山本経勝（高松）
副委員長	一六五	藤岡三男（三菱鉱）
事務局長	一六三	中島知英（三池）
同次長	一五九	続　勲（鯰田）
調査部長	一六六	竹本　実（田川）
同副部長	九四	木下行一（忠隈）
同	七三	岩井利光（新入）
保安生産部長	一六五	遠藤浩史（貝島）
教育宣伝部長	一六一	和田秋人（二瀬）
厚生部長	一六三	蛯谷武弘（大峯）
中小対策部長	一六四	今村国年（鳥栖）
同副部長	一六一	山本忠志（加茂）
佐賀地区事務局長	一六一	木下公一（杵島）
同執行委員	一六三	岩永　穣（北方）
同	一六三	畑瀬　実（岩屋）
長崎地区事務局長	一六三	長谷川弘（崎戸）
同執行委員	一六三	岡上万吉（飯野）
同	一六〇	木村政幸（高島）
会計監査	一三九	井上　孝（小城）
同	一三八	荒牧憲夫（明治）
同	一三八	山口春治（飯野）
同	一四二	竹原達也（三池）

かくて新役員紹介の後、山本委員長の就任挨拶があり、ここに九州炭労は輝かしき新発足を遂げることになり、午後三時半三日間に亘る大会の幕を閉じた。

ニューズ

7

炭労法斗才五号

一九五三・六・二

各地方斗争委員会
各支部斗争委員会
斗争委員長殿

日本炭砿労仂組合
中央斗争委員長　阿部竹松

スト制限反対斗争に関する準備指令

去る三月十四政府は不信任案の可決により議会解散を断行したため、「スト規制法」は廃案となり、この法案に対する炭労全組合員の憤激は、総選挙斗争へと切換えられ、平和勢力結集の斗争へと拡大していつた。然し、選挙の結果、議会内に於ける民主勢力の発展をみたとは謂え、保守勢力の地盤は動かず、遂に第五次吉田内閣の再現をみるに至つた。吉田内閣の反動性はのべるまでもなく、「スト規制法」提出は必至であり、この阻止に対し、五月二十九日中央執行委員会は内外の勢力を結集し、早急に態勢を確立する段階に至達したことを確認した。よつて次の通り指令する

記

一、各地方、各支部は、直ちにスト制限反対斗争委員会を設置せよ。
一、六月二十日以降、実力行使に対応する斗争態勢を確立せよ。
一、実力行使に伴う首切り及び組合に対する弾圧が予想されるのでこれに対処する万全の態勢を確立せよ。
一、中斗は六月十七日第一回中斗委員会に出席出来得るよう上京せよ。

【訂　正】　ニュース六号　役員の項
厚生部長となつているのは【法規対策部長】のあやまり、尚
厚生部長は　一五六　大門　弊（平山）　挿入訂正します

☆☆大之浦労組　教宣部☆☆

1953.6.6

ニューズ 8

九州炭労法斗指示才一号

各支部組合長殿

日本炭鉱労働組合九州地方本部
執行委員長 山本経勝

スト規制法反対斗争支部態勢確立に関する指示

反動吉田内閣の再現により「スト規制法」の国会提出は必至とみられ、この間の情況については既に中央よりの情報指令により明らかである。

わが九州炭労に於ても、すぐる臨時大会決定の行動方針に則り、早急に之が反対斗争態勢を確立しなければならない。

依って六月九日九州炭労才一回執行委員会は六月二日付炭労法斗指令才五号の具体化に関し、左記の通り決定した。各支部はこの決定に基き速かに斗争態勢の万全を期する様、右指示する。

記

一、右指令才五号に基き各支部は速かに支部斗争委員会を設置し、併せて左記区分により九州地方本部斗争委員を選出せよ。

1、九州炭労斗争委員会構成区分

中央資本別	各二名
九炭斗	三名
中小	三名（福岡、佐賀、各一名）
職組	三名（福岡二名、その他一名）

2、才一回斗争委員会を左により開催する。

期日 六月十三日午后一時
場所 本部事務所（旧福炭労事務所）

二、六月二十日以降実力行使に対応する態勢確立のため、直ちに教宣活動を活発化し、特に職場常会、居住常会を開催之が周知徹底を図られたし。

1、指令权の中斗委任は既に過る伊東大会に於て実施せられているので右の徹底をはかると共に各支部に於て之が確認の意味において、その実情に即し、改めて組合員の委任状を実施し士気昂揚を図るも可とす。（一九五三、二、一一付炭労法斗才一号により完了の支部は不必要と考える。）

2、情宣活動に当っては企業整備反対斗争、その他各資本別各支部の諸斗争と充分からみ合せて実施せられ度し。

三、実力行使に伴う首切り及び組合に対する弾圧に対しては、差し当って昨年労斗に於ける中斗指令又は指示に準じ万全の態勢を確立せよ。（別記参考）

尚右諸事項の明細な具体化については、十三日の九州炭労法斗及び十七日の炭労法斗にて討議の上、中央より統一した指令又は指示を発する様要請する。

（別記参考）

一、㊥斗争指示才一号、労働協約並に組合規約中の一部改正に関する指示、一九五二、二、一
二、㊥指令才四号、今次斗争に対する弾圧対策の件、一九五二、三、二八
三、㊥指令才六号 首切り及び損害賠償反対斗争要領の件、一九五二、四、四
四、㊥指令才八号「保安要員」を会社が拒否する場合の対策 一九五二、四、九
五、㊥指示才二号 ㊥指令才十三号「スト突入準備指令」附属指示
六、㊥指示才五号 四全連の「破防法」反対斗争の責任について」に関する見解

☆太之浦労組 教宣部☆

1953·6·13

ニュース 9

戦争経済を平和経済え！

中央本部は五月廿日闘争委員会を開き、戦争経済の破たんから逃れるため、各社でおこなわれつゝある合理化に対し、次の斗争指針を決定、企業整備反対斗争委員会にこれを提起し、資本の企業合理化による首切り配転、賃下げ、労働強化などを斗うことゝなった。

賃金斗争終了後における問題点として、第六回中央委員会に一応のケースを示したが、その後資本家は輸入炭の増加、重油転換、需要の低下、スト後の貯炭出炭等に基く貯炭の増加ならびに賃金斗争による損害の解決策を労働者の犠牲に求めんとし、一方的企業合理化を推進せんとしつつある。

この秋に当り、吾々はその起る原因ならびに状態を研究し、打開策ならびに当面の具体策をたてその責任の所在を明確化し、迫りくる資本の攻勢と日本経済の矛盾に対決しなければならない。

一、闘争目標　企業整備による人員整理（首切り、希望退職）配置転換、標準作業量引上げ反対その他。

二、貯炭問題と労働強化　炭鉱生産割当とその他の生産部数とのバランスがくずれ、炭鉱生産割当はうなぎのぼりに上昇し請負制度という労働者の競争による労働強化によって資本家に利潤を与え今日の生産と需要のアンバランスを生じた。

一時的には輸入炭、重油転換、スト後の異常な増産、世界経済の不況に由来しているが、勿論資本主義の矛盾の顕現であり、朝鮮事変による戦時経済の安易な解決策が今日に至らしめた。

資本家はこの矛盾を労働強化、企業整備に解決策を求めることは必至である。

従って吾々は大きく平和経済への転換、拡充、強化による需要の拡大と、中共貿易を促進し、内においては労働強化による増産を排撃し、奴隷労働、奴隷賃金の防波堤となっている請負制度を撲滅し、企業の民主化をもって斗わねばならない。

企業整備反対斗争指針(案)

三、高炭価問題とコスト　アメリカ一辺倒の貿易経済と、戦時経済体制の地ならしのために、高炭価問題を理由として企業整備をなさんとしている。

１、不当利潤による高炭価に反対する。

２、根本的対策は炭鉱の社会化であるが、当面する問題としては、炭価の抑制が急務である。

３、経営参加による合理内容の把握と、企業の民主化を最後的に斗いとらねばならない。

四、斗争の推進　１、社会化炭鉱管理、輸入炭反対、中小炭鉱の育成（資金、資材）をかちとるため、対政府斗争推進のため、民主政党との共斗を組織化する。

２、炭鉱を中心とした全産業の斗争（賃金、企業整備、退職手当、その他）の中で統一戦線を強化して個々企業整備の反対斗争を組織化する。

３、特に高炭価が貿易商社による販売価格を理由にしている彼等の野望を粉砕するために、鉄鋼、硫安関係労働組合との共斗による各社の企業の分析、特にコストと労務費の問題と資料等他に解明する。

五、斗争戦術　１、企業整備を反対する斗争戦術としては原則としてブロック毎の統一斗争の中で実力行使を以て斗う、この場合請負制度廃止（坑末八時間、休憩一時間の完全実施）の戦術を前提とする。

２、会社の生産制限（基準外禁止、休日の増加、切羽の閉鎖）に反対し、保安斗争を完全に実施する。

３、労働強化を阻止するため、自然減耗による人員の充足斗争を展開する

４、中小炭鉱について　中小炭鉱については前項の戦術を前提とするが、その企業の規模、企業経営内容及び経営者の態度を分析し、共同経営の促進と中小企業の組織化を炭労自ら手によって積極的に行う

☆☆ 太之浦労組　教宣部

☆☆ 1953.6.13

ニューズ 10

はね返す『合理化攻勢』
二瀬（潤野坑四六〇名）無期限スト突入

日鉄では本年二月、労資協議会において人員の削減の意図が明確に組合側に示されたが、交渉の結果会社は一応これを引込めた。しかしながら北松、金属関係等では除々に巧妙な手段をもってひそかに進行せしめており、二瀬でも「企業の再編成」という名のもとに一坑の縮少もしくは閉山が用意されつゝある。賃金切下げと労働強化を推進するために、各社で労務管理の強化が企図されている。例の例として福炭労企斗資料で報告した日鉄二瀬では、賃金切下げが最も激しい形で（一人六〇〇円～一五〇〇円 特別歩増、代務歩増）潤野坑に表面化、職場から盛上がった反対斗争は六月九日以降定額給制者の無期限ストとなり、六月八日日鉄二瀬企斗委で全二瀬の問題として取上げられ、次の斗争指標で強力に斗争が展開されることになった。

一、団体交渉に応じよ　　二、基準外賃金を従来通り支給せよ

三、定員の充足、そのため臨時夫を本採用せよ　　四、職場環境を改善せよ

潤野坑（一、一〇〇名）は二瀬中もっとも坑内条件が悪く、二六年八月「特別歩増」「代務歩増」―後註―の支給を潤野坑と潤野支部で口頭協定をして本年の四月まで実施してきた。しかるに会社はこれ等の基準外賃金を圧縮するため職場の組合員個々に対し威嚇的言辞を弄して圧迫、もって事実上廃止しようと図った。このような状態に対処するため職場会議を開催し次の決定をして潤野支部は斗争に入った。

一、基準外賃金を従来通り支払え。　　二、定員を従来通りとせよ　　三、職場環境をよくせよ

この斗争の過程で組合は「正式文書による協定書はなかったが紳士協定によって、従来実施してきた労働条件を組合に図ることなく一方的に廃止しようとした」この点を追求、会社は「この措置は企業合理化の一端として会社の方針に従い実施しているし」と態度を明確にした。このような会社の態度に対し定額給制者は職場ごとに五月十四日より時間外拒否、有給休暇行使等の実力行使に入りつゝ、斗争を続け二十九日砿業所の課長をまじえ一応の了解点に達したが、六月一日坑側はこの了解点を改変して現場に指示を出し再び斗争状態に入った。

しかし乍ら会社は毫も態度を改めず六月七日に至り定額給制者全員（保安要員を除き四六〇名）の就業拒否となり、八日午后一時より三名がハンストに入った。このような状況にもとずいて八日本部斗争委員会は全二瀬の問題として取上げ会社に団体交渉を申入れたがこれを拒否、再度組合より団交を申入れたが再び会社は拒否・組合は会社が一方的な理由で団交を拒否した事を追求すると共今後この事により発生する事態に対ては一切会社の責任であることを通告し、二瀬企斗指令第一号「実力行使指令」が潤野支部に発せられ九日一番方より定額給制者は無期限ストに突入した。

現在会社は職員及び組夫の雇入れ等で定額給制者の補充をなし操業を続けているが出炭は三割程度となっている。九日会社は「職場秩序を乱した者の処分の件」で組合に賞罰委員会の開催を申入れて来たが、組合は正常な争議行為であるとこれを一蹴した。また会社は「潤野坑問題の真相」と題してビラを他坑に流し、「不当な争議行為であるから労組法の保護は受けられない」等と宣伝し、ストの切崩しと潤野支部の孤立化を企図している。

註　特別歩増　〃　食事抜き作業の歩増、突貫作業の歩増、衛生保障歩増
代務歩増　〃　坑内修理工より運搬工へ、鍛冶工より洗炭場、運転工が他職場へ移動

1953.6.13

☆☆太之浦労組　教宣部☆☆

ニュース

10

春季定期総会

二十八年度 行動方針、企斗方針を決定!!

第五次吉田内閣の経済政策と石炭界の不況によって全国的に中小炭坑の休廃は既に全国百二、三十に及び大手に於ても企業合理化の動きが表化し、スト制限法案再提出等断圧政策に対処する、本年度行動方針、企業整備反対斗争方針を決定すべく春季定期総会は十四日午前十時より五虎会館に於て累迫せる情勢を反映して代議員の出席は近来稀にみる出席で、議長の二百五十七名の出席により総会の成立を認める宣言によって開始され、新田組合長の就任、辞任の挨拶があり、直轄地協松永議長のメッセージを受け、役員改選経過報告、一般報告、各部報告、前回確認等夫々を承認し議事に入つた。

議長団　山田（二坑）吉田（三坑）佐藤（六坑）の三氏　資格、議選委員は新野（本社）石松（二坑）祭木野（三坑）尾中（五坑）上野（西五坑）井上（大坑）

執行部より竹下教宣部長以七氏を任命

※二十八年度行動方針

執行部より行動方針案を説明、炭界の情勢、職場の情勢を反映して活発な質疑を展開

問　現在の炭界の情勢から他産業との提携

答　全般的には炭労、九州炭労の方針に則り小部分での協力は直轄地協を通じてのつながりを考えている。

問　職組は炭労を脱退しているが対策如何に

答　現段階では問題があるので、今後の対策は職組の改選も済んだので具体化する

問　職場会議規則が有名無実である方針は如何

答　指導のよろしきを得て今後は職場協議会、代表者会議を開きアイロの打開に努力する。

問　欠員補充に対する見解

答　退職者の補充をしないのが現状であり、会社の術策、熟練工への肩叩り方針に反対し完全雇傭の方針を推進する。

問　操作の遂行維持とあるが各坑にアンバランスが生じているが

答　九月迄は協定で改廃は出来ない、調整か修正の方法しかない。修正後前にあてはまるかどうかを現在調査中である。

問　農民市民との提携について

答　技術的には相当困難があるが、双方の利益を守るため、農民組合、青年団等と提携したい。

大要以上の如き質疑の後、万場一致で二十八年度行動方針を決定した。

※スト規制法反対斗争準備指令の件

十五日開議決定后十日国会上提の予定であり、スト準備指令に即応する為、前総会の決定再確認を提案、万場一致で確認

※企業整備反対斗争の件

炭労、九州炭労の企斗指示に従い、企業整備反対斗争を強力に推進する為、スト权を含む一切の戦術戦略を執行部に一任を提案、無記名投票の結果、執行部一任を決定した。

執行部提案賛成　一八八票
〃　反対　一二票
白紙　四票

※罷業積立金の件

前総会に於て六月以降大巾増額を決定していたので前の決定をお願いしたいと提案、討議の結果、坑内外一律に三〇〇円と決定した。

※二十七年度下期決算報告

小委員会を設け検討、小委員長より報告があり承認した。

※上期予算に関する件

書記長より予算書に基いて説明、代議員より時間外停止に伴い組合費の収入が減少するのではないかとの意見が出されたが原案通り決定した。

※賞罰委員会設置の件

組合規約、賞罰規則の改正に伴い、各支部毎に賞罰委員会を設け表彰基準に基いて調査の結果組合に対し功績顕著として表彰し記念品を贈ることを決定し午后四時総会を終了した

決まった人々

広門　広（本社）　山田七郎（二坑）　山本万吉（二坑）
安田正巳（二坑）　阿野次太郎（二坑）　鶴尾泰次郎（五坑）
吉田又七（三坑）　吉田清市（三坑）　小林方平（三坑）

東　　盛（三坑）　武谷武夫（五坑）　小林作蔵（五坑）　塚本善郎（西五坑）　小川文子（六坑）　君松栄吉（六坑）　市吉冨春（六坑）

[illegible]

[illegible]

以上

☆ 太之浦労組 教宣部 ☆

1953・6・15

ニューズ

11

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　阿部竹松

各地方本部、資本別、支部
執行委員長殿

期末手当斗争推進に関する指令

来るべき上期々末手当を獲得する為に、各地方本部、資本別、支部はそれ〴〵才七回伊東大会決定に基いて準備をすすめていること、思考するが、中央本部においては大会決定の実践について斗争の全国的な集約と、強力な斗争の遂行をはかるため、左記により来るべき期末斗争を斗うことに決定した。

今期々末手当の斗争については、炭界の不況を理由にして一部経営者は既に労働組合の要求を拒否している向きもあり、かたがた組合員の間に於ても悲観的観測をしている傾向も見受られるが、われ〴〵が要求する今次期末手当は全く妥当な要求であり、われ〴〵の生活に不可欠のもので、かつ経営者に支払の責任も、支払の能力もあることを判断し確信している。

政府、経営者が声を大にして宣伝する炭界不況の実態についても、彼等の為にせんとする悪意などに眩惑されることなく、われ〴〵はその本質を見究め斗争を組織しなければならないことは勿論であり、当面政府、経営者の悲観的宣伝に乗ぜられ、組合員の一部において既にして斗わざる前に斗争を放棄するが如き敗北感がまん延しつゝあること等の現実も考慮し、早急に斗争態勢を確立して旺盛な斗争意欲をもって斗いに臨む必要を痛感する。

よって各地方本部、資本別、支部は本指令に基き直ちに斗争の推進をはかるよう要望し、右指令する。

記

一、各地方本部、資本別、支部は直ちに期末手当斗争を開始せよ。斗争は共斗体、ブロックの編成、組合員えの教宣、要求書の作製、要求書提出、交渉等の過程をもって行う。

二、斗争の組織は次のブロックに区分する。

A、中央ブロック　―　在京大手八社をもって構成する。

B、地方大手ブロック　―　九共斗をもって編成する。但し必要な場合宇部興産を加えることがある。

C　地方ブロック　―　各地方本部毎に編成する。

三、各ブロックの運営及びブロック内における共同斗争、集団交渉等については各ブロックの実情に即して行い、中央本部に報告せよ。

☆☆
大之浦労組
教宣部
☆☆

1953.6.18

ニュース 12

激化の一途を辿る
企業整備

企業整備も当初予想されていた様に、六月初旬から日と共に活発化して来つつある。六月十六日の九州鉱業連盟の発表によると、五月末現在で次の数字を出している。

イ、人員整理をやった炭鉱	二十二鉱
ロ、配置転換をやった炭鉱	八鉱
ハ、標作の引上げをやった炭鉱	十鉱
ニ、能率賞与を廃止した炭鉱	二鉱
ホ、賃金遅払した炭鉱	十七鉱
ヘ、坑口整理した炭鉱	三鉱
ト、労働時間延長した炭鉱	二鉱
チ、閉鎖並に休止した炭鉱	四鉱

以上を発表しているが、更にこの内大手筋（六炭鉱）は石炭界不況より機械化によるものだ」と主張していることは注目されることである。

このことは明らかに高炭価処理のための企業整備であることを裏付ところである。

六月十七日現在の状況は次の通りとなっている

イ長崎地区

○中興鉱業（四〇五〇名）

会社は中島六鉱の内大手坑（七二五名）の閉鎖を申入れ目下団交中。

○新北松労組（二〇〇名）

五月十一日標準引上げ申入れを撤回せしむ

○深江労組（五〇〇名）

四月十二日八〇名の首切りを会社より申入れ斗争の結果二十四名に留め解決

ロ北筑地区

○小岩労組（二三〇名）

賃金遅配が四〇万円（一人二千円弱）となっている。

○岩屋労組（一二〇〇名）

停年制を実施、該当者一五〇名を一方的に解雇通告し、其の他配置転換による首切りが用意されている。

○新屋敷労組

六％の原単引上げを申入れ

ハ、福岡地区

○三菱上山田労組（二二〇〇名）

六月十六日会社より斜坑（一一〇名）の閉鎖とそれに伴う配置転換の申入れあり現在請負夫六十名をこの人員と割替えても尚五〇名の剰余人員については、今後の交渉にかかっている。

○古河下山田労組（一二五〇名）

六月四日会社は次の申入れを行った。

イ、出炭の二〇％を抑制する　ロ、三番方廃止によって五〇名～六〇名が剰余人員となるので坑外に上げる。ハ、基準外については抑制する。ニ、福利厚生施設では緊急を要する補修のみとする。ホ、日雇臨時夫全員を解雇する。（六十七名）

○飯塚労組（二三〇〇名）

四十三名の選炭夫中二十名の解雇を申入れ組合は拒否し対策を急いでいる。

○新小正労組（八〇名）

ピケ隊を配る等紛争したが、六月十六日より団交開催中條件斗争に入っている、（一時休山）

○豆田労組（五五〇名）

給料中七〇％が現金、三〇％が金券、交渉中

○鳥河労組（八〇〇名）

生産賞与の撤廃を申入れ団交中

○根興労組（一九〇名）

賃金遅配三十日分の内五〇％のみ支払ふ、

○井ノ浦労組

隣接坑（岩井炭鉱）のため坑内浸水、半数が就業出来ず、岩井鉱へ生活保障を要求してハンスト中

○上嘉穂労組（一三〇名）

坑外夫の一時間延長と二十名を解雇（希望退職）

○上山労組（三〇〇名）経営困難により閉鎖

○新山野労組（六五〇名）上山の配転受入れのために停年退職、不良鉱員解雇（二十名余）を申入れ交渉中

☆☆大之浦労組　教宣部☆☆

1953.6.19.

ニューズ

13

指令第七号

スト制限法反対に関する指令

六、一九 午后五時受
九州炭労島田く 橋本

一、六月二十五日以降二十四時間以上の実力行使に対応する斗争態勢を確立せよ

一、六月二十五日各支部は全国一斉スト制限法反対決起大会を行え、但し動員の規模及び職場大会、地域大会の選定は各支部の実情に応じ行え

一、決起大会に報告出来るよう、各地方本部は機関を招集せよ

一、地域的統一組織の確立に努力せよ

一、外部に対する宣傳活動を行え、国民の与論を喚起せよ

一、ハガキ、電報による抗議を行え

以上

スト規制法１４日夜上提
公労法との取扱いで紛糾

スト規制法は１４日夜国会に上提された。

これより先に左派社会党では公共企業体組合の団結権を保障する公労法を同じく国会に上提した。

ところが、スト規制法を先に審議するか、公労法を先に審議するかで紛糾をまいている。

社会党としては公労法を先に審議し、〃スト規制法〃の審議未了を狙っている。

政府は之を早くも見抜いて１４日の夜半にスト規制法を国会に上提し、現在迄の国会の慣習による上提順による審議を主張している。

社会党は労働委員長をとっているので、審議の取扱についても、その权限をもっているが、これを巡っての紛糾が予想される。

総評戦術委員会開く

総評は６月１５日戦術委員会を開き大体次のことを決定した模様である。

１、６月２５日迄に斗争態勢を確立し随にストがやれる様にする。

２、２０日を中心に全国労働者大会を開く。

３、賃金斗争、夏季手当斗争等を通じ斗争を盛り上げる。

「註」社会党としてはスト禁止法審議未了を目的に次の法案を上提する、

(1) 公労法改正
(2) 破防法廃止案
(3) 駐留法
(4) 港湾法
(5) 最低賃金法

☆☆☆ 大之浦労組

教宣部 ☆☆☆

1953.6.19

めばえ
2
1953.6.22

※回覧がすんだら印を捺して下さい

全国会長に北幸子さん

更に炭婦協の強化え！

行動方針。弾圧反対等を決議

第二回炭婦協全国大会終る

昨年九月十一、二日の結成大会以来炭砿主婦の地位、生活向上の為幾多の斗争を炭労とともに斗い抜いて来た炭婦協は第二回の全国大会を六月十四より十七日まで四日間、東京上野の朝松亭に於て開催し、二十八年度行動方針、スト規制法、企業整備、炭婦協切崩しの件等について活発なる論議を重ね方針を確立、意義ある裡に終幕した。（大之浦より北幸子、田中りん子、小林よし子さん（十二日夜上京出席））

大会経過

※第一日目（十四日）

全国より三十二名の幹事とオブザーバー二〇名の出席により会議は成立、議長団には 宮腰操さん（福岡高松） 三浦節子さん（北海道） 白河留恵子さん（佐賀）を選出 炭労の森谷組織部長の司会で、炭労の原副委員長、多賀谷衆院議員、阿具根参院議員のメッセージを受け議事に入る

先ず次のスローガンを採択した。

一、炭砿の生活を豊かにするため主婦は固く結束しませう。
一、社会保障制度を確立させるためみんなで努力しませう。
一、企業整備による馘首は絶対反対です。
一、ゆるぎない平和を守るため再軍備と憲法の改正に反対しませう。
一、私達の家庭を守るため炭婦協と炭労は表裏一体ともに斗いませう。
一、炭婦協に対する圧迫をはねのけませう。

◎報告事項　中央、地方の各組織状況、活動状況、選挙、賃金斗争等経過の報告

◎審議事項

1、二十八年度行動方針の件、

別紙原案を種々討議の末、原案通り確認した

2、三井三池炭婦協結成に対する経営者介入、妨害排除に関する件（福岡提案）

活発な意見が出され結論として会社の企図するところは明に組織の弱体化であり、断乎会社に抗議すると共に結成に全面的に協力することを決議した。

3、緊急動議として「スト規制法案上程について」が提案され炭婦協としてもこの法案の重要性を認識、炭労・電産の反対斗争に同調することを満場一致で可決した

尚明十五日の会議を十六日に延期することを確認　第一日目閉会

※第二日目（十五日）

本日　炭婦協上京者全員は炭労、電産代表と共に衆議院控室に於て、社会党左派（赤松、多賀谷、田中　両県議外二名）の各代議士に面会「スト規制法」に反対する旨の激励文書に要請文を手交した

尚、炭労、電産委員長、炭婦協代表三名は院内各党控室に出向き、私共労働者の実態を訴え、抗議文、要請文又は激励文をそれぞれ手交した。

貝島大之浦炭礦主婦会

特に本日の国会で印象に残っていることは

○改進党（衆）代表の態度は選挙時の非協力を理由に法案賛成の感じを受けた。

○労農党　代表者、堀氏は断乎最後に斗うと力強く尚労働者諸君の政治意識の向上を望むと

○自由党　　福永官房長官には撤回を要請すると共に強行に対しては断乎実力行使で斗うとの抗議文を手交した

尚、午後七時より、福岡佐賀長崎三県合同座談会を開き、九州炭婦協一本化について協議、意見の一致をみ、九州連絡会議を早急にもつことを申し合せた。

※第三日目（十六日）　昨日に引続き審議事項に入る

▼経営者の行う各種講習会に関する件（北海道提案）

現在会社が各講習会を開催していることは会社の巧妙なる炭婦協の切崩し策であり、私共は此のような会社の陰謀にだまされることなく、絶対反対することを決定

▼各地方より提出された次の緊急動議を審議し決定した。

一、道炭婦協提案

イ、企業整備、スト規制法案反対斗争支援に関する件、賛成

ロ、炭婦協バッチ作成に関する件　賛成（七月初旬まで地方毎図案募集）

ハ、同　会旗　　同　（各山元の自主性にまかせる）

二、佐炭婦協提案

イ、組合員の不当労働行為排げきに対しては組合と協力して反対斗争に立上がる

ロ、構の建築を常置にする　地方状況の交換　炭労の側面の応援を依頼

三、福炭婦協提案

イ、日鉄二瀬桐野氏に激励文　会社に抗議文を発す　賛成

ロ、組織強化に必要な機関として書記を置く尚共同紙発行に関する件　保留（財政面）

ハ、福利厚生施設の改善について、組合と共同で積極的に運動を進める。

ニ、平和産業発展のため日中貿易を発展せよ　吉田政府に要請文を出す

ホ、軍事基地化反対の内灘村民に激励文を送ると共に代表二名を派遣する。

ヘ、MSA援助反対に関しては、憲法を守る立場からこれに絶対反対し吉田政府に抗議文を送る

▼規約改正の件

1役員の項　　副会長一名を二名に改正する　　決定

▼役員改選の件　三役は次の三氏を選出した。

会長　北　幸子（福岡　太之浦）

副会長　三浦節子（北海道）

同　古河智恵子（佐賀）

以上を以て議事は終了し、炭婦協会長の財政確立を目指し組織の発展に努力すると云う力強い閉会の挨拶により大会を閉幕した

◎大会終了後、東京地裁第十一号法廷に於て、三池より提訴された「三池炭婦協脱退妨害に関する件」の裁判を傍聴し今後尚一層炭婦協を強固なものにしなければならないことを痛感した。

※第四日目（十七日）

午前中　阿具根代議士の案内にて参議院本会議傍聴　午後　炭婦協全員座談会

六月十八日　帰途につく

◎尚会長、副会長は炭婦協代表として、内灘村民激励の為六月十八日出発した。

四・首切り反対斗争の推進

前項でも色々と述べてきました通り、吉田政府は国民の反対を押切って単独講和を結び、更に日米経済という条約をアメリカと結んだので、日本の経済はアメリカ依存主義の状態になりました。その結果、西欧諸国との貿易競争の落伍者となって、世界市場を狭めると共に、国内に於ては平和産業を不安定な軍需産業に切り替えて、アメリカの下請工場化したので中小企業は困難となり、農民・労働者の生活はますます苦しくなるばかりで、次第に「インフレ」は助長するなど、遂に日本の経済を「マヒ」状態に追い込んでしまったのです。

又、国際的な「コスト」（生産費）えサヤ寄せするのと再軍備を前提としたところの日本経済の地ならしを遂行するため、企業合理化が急務とされてきましたが、その「シワ」寄せの方法にあたっては何一つ、政府のあやまった経済政策や経営者の悪いところを反省することなく、一方的に労働者の労働条件の引下げ或は首切りをもって対処しようとしているのです。特に炭鉱に於ては高炭価問題へ石炭の値段が高いのでこれを安くすること）を表「カンバン」にかゝげて企業の合理化を理由に、私達の夫や子の首切りを行い、安い賃金で残された少ない人員に今まで以上の仕事をさせようと企図しています。

炭労に於ては去る第七回定期大会で、この不当な首切り・労働強化政策に対しては実力をもって断乎斗う方針を打出し、すでに中央企斗指令第三号を出し、各支部労組の「ストライキ」権の集約を行っています。私達は炭労の斗う方針を了解し、労働組合に積極的に協力して斗わねばなりません。ややもすると、賃金斗争には結集するのに、首切りや労働協約斗争になると、他人事のように考えがちですが首切られるものは勿論のこと残された者も労働強化という火粉が我身にふりかかってくることをよく考え、真に斗う腹がまえを一人一人がもち、政府や経営者の失敗を労働者のみに転嫁しようとする全く不逞な首切斗争に対処しなければなりません。

五、新賃金斗争の態勢確立

昨年私達は炭労と共に六三日間という長期のストをもって斗い、七％ベースアップの賃金を獲得しました。然し乍ら額に於ては、到底私達が満足出来るものでなく、現行賃金の決定されましたその瞬間から、私達主婦が受持つ台所はどんなにやりくりしても一ヶ月の食いつなぎすら困難な現状です。殊に今年の一月一日から実施された米の値上げによって、ベースアップ七％の半分（三・五％）はすでに吹飛んでしまい、更に社会一般の文化水準の向上と、直接或は間接の悪戦政治の及ぼした物価の値上り、社会政策の矛盾は次第に私達の生活を窮乏のどん底に追込んで行きつゝあります。

この様な状態が長く続くと私達の生活は破壊されます。炭労に於ても去る第十七回定期大会でこの様な生活苦を打破するため、新賃金斗争を組むことを決定すると共に、来る八月臨時大会を開いて具体的な斗争方針や要求案などについて決定されることになっています。

炭婦協も炭労の斗う方針を了解し、昨年の斗争経験を充分生かし、積極的に炭労に協力して生活安定のための斗いに抜きませう。

尚、私達は去る二月の幹事会で次期斗争に備えて、生活資金の積立を決議しましたが、この生活資金の有無こそが、斗争を勝ち抜く「カギ」であることを再認識して生活資金の積立を具体的に押し進めなければなりません。

六、生活の合理化

安い賃金で一家の食事、衣類、子供の世話など一切をまかなわなければならない私達主婦の労苦は大変です。いくら切りつめても足りない生活費を補うため、不当に安い手間賃の内職などに時間をとられ、休息はおろか、睡眠も充分とれないのが労働者の主婦の生活です。どんなにつらくてもどんなに苦しくてもがまんするように教えられて来た日本の主婦は、それが当然のことのように思われて来ましたので、生活をよくしようとする事に無関心でいる主婦が多いように思はれます。私達の生活によけいな労力のいるところはないでせうか。時間の余計かゝるところはないでせうか。同じお金でもっと有利になるところは無いでしょうか。

私達の料理や、台所や、衣服や、住宅また買物などにもっと工夫と改善が必要ではないでせうか、子供のしつけと教育にもっと愛情をつけなければならないことがありませんでしょうか。このように一つ一つ調べてみると改善の余地が有る筈です。一人では改善に気がつかなかったり、気がついても出来

なかつたりするようなことは、各山元の炭婦協や、大きな問題は地区炭婦協などに持込み研究して、改善の実行に努力しなければなりません。

例えば、不便で然も不潔な炭鉱社宅の台所を、便利で清潔な台所に改善させたら、共同便所を廃して戸毎に作つたり、子供の遊び場や託児所や幼稚園などを楽しいものにしたり、又、数の少ない所では数をふやしたり、共同組合を健全に育成強化したり、物を安く買う特約店を指定したり、講習会を開いたりなど考えて見るとまだ〲沢山あります。私達は労働組合の賃金斗争や、福利厚生問題の斗争に積極的に協力すると共に、主婦の手でやらねばならない多くの生活合理化問題を研究したり、或は考えるのみに止めず、実行に移して行かねばなりません。

七、婦人の社会的地位の向上

炭婦協を結成してからまだ二年にしかなりませんが、既に殆んどの地方本部所在地には地区炭婦協をつくり、組合や政治に関心を持ち、主婦のおかれている社会的立場を明らかにすると共に、生活の改善、炭鉱の文化水準の向上にも努力を重ねて来ました。特に炭鉱が行つた十円以降賃金斗争におきましては、結果はともあれ、あの六三日の世界にもまれに見る大ストライキを斗い抜きました。

世間では炭労が如何に強い組合であるといつても、長期化すると主婦がひめいを挙げ家庭から崩れ数るのだといつておりましたが、私達は苦しい乍らも歯をくいしばつて斗い抜き、炭婦協の名にはじない炭鉱主婦の底力を日本はおろか、世界中の人々に示すと共に資本家の狙をつぶしたのです。

また、先だつて行われました衆参両院の選挙には一人でも多く労働者の代表を国会に送るため、労働組合と共に連日選挙運動を活溌に行つたのです。

この様に労働組合の行う重大な問題には積極的に協力する態勢をつちかつて来ましたが、常日頃行わなければならない主婦独自の啓発、お互の啓蒙がたらないのではないでせうか。

社会が婦人の地位を認めないから、或は男性が婦人の立場を理解せず、かいならした家畜のように、ごむり、ごもつとも主義におとなしい家庭主婦を好むから社会的に婦人が向上しないのだという考えをもつている婦人が案外多いようですが、このような考ではいつまでたつても婦人の解放も地位の向上もありません。

社会が主婦に対して冷たければ冷い程、私達は自らの意識を高め、力を合せて社会的地位の向上に努めなければなりません。そのために私達は少しの時間でも無駄にせず新聞や本を読んだり、ラヂオを聞いたりすることは勿論必要ですが、唯一回だけ読んだり聞いたりしただけでは忙しいので忘れます。又、組合の情勢も政治も刻々に移り変つて行きますから、絶えず組合と政治の状勢を知る機会をつくつたり、講習会や講演会を聞き意識を深くすることが大切です。

特に私達炭鉱の主婦は長い間しいたげられ、世の常の主婦よりも劣悪のものとして、炭鉱の「オカミ」よと蔑侮されて来た向がありますが、私達はこの差別された汚名を自らの啓発によつて一掃せねばなりません。ほんの一部の人ではありますが、歩き乍ら物を喰つたり、子供にアカだらけの着物やぼころびのまゝの服装をさせたりすることなど決して感心することではありません。

私達は身近な生活実体を改善すると共に、先づ手近な可能な方法をもつてよりよく方法を高め、知識を広めると共に、他の産業の婦人会と、ひいては日本中の労働者の主婦がお互い手を握り合つて私達の社会的地位の向上を図らねばなりません。

ニュース
14

下山田炭砿にも企業整備！

―実情調査報告―

組合員（一二五〇名）。古河鉱業・嘉穂郡山田町下山田

五月十八日会社は、組合に何ら予め通知せず一方的に三交替制を二交替制に切換える手段に出たので、組合は直ちに抗議しこれを中止せしめた。

※六月四日会社は二交替制実施のための労使協議会を申出により開催し、その席上会社側は、
一、本社より四月〜九月の出炭計画の二〇％を抑制する様申入れて来た。
二、三番方廃止に伴い五〇名乃至六〇名（坑内夫）が余剰人員となるが、坑外夫に転換させる。
三、基準外を抑制する。今後の自然減耗については補充しない。
四、福利厚生施設では、緊急を要する補修にのみ限定する。
五、日雇臨時夫全員を（六七名）解雇する。

※六月八日第二回労使協議会の会社側は
一、坑内夫一ヶ月の就業率八四．五％（直接夫五月の実績）と見て、出炭抑制を（二〇％）するならば一一四名が余剰となり、その内の六六名については、緊急作業又は起業に類する作業要員で吸収する。
二、坑内夫の実際余剰人員四八名と、坑外夫五名（三番方廃止に伴う余剰）中三一名は坑外に転換させる。
三、従って二二名の余剰人員については、希望退職者を募る
四、臨時夫は、三一名の配置転換により、余剰であるから解雇する。
以上の第一二回の労使協議会は会社の主旨説明に終り団体交渉に移った。

※第一回団交経過（六月一二日）
労使協議会の会社主張に対する組合の反駁

一、就業率の件
会社の数字は高率であり、一ヶ月の事例をとらえ計画する事には反対であり、少くとも過去の実績（三ヶ月乃至五ヶ月の平均）に基づくものでなくてはならぬ。

二、基準外抑制に関する件
作業量を考慮せず、たゞ賃金面をとらえての抑制は反対である。作業量を低下しての時間外抑制でなければならぬ。尚定員制（現場）の人員確保をしなければ一人当りの作業量が上昇することになり、ひいては過剰人員発生要因となる。
――会社は善処する旨回答――

三、日雇臨時夫整理の件
交渉権限はないが労働者の道義よりしても、組合員同様一本交渉としたい。
退職手当（会社は事業縮合解雇として取扱う事を考慮）については、組合法第十七条（一般的拘束力）を適用し、同一職種取扱いを要求。

四、配置転換の件
配置転換については就業率如何に問題が残っている。（一項参照）
配置転換料として次の如く要求した。
1、採炭より掘進之転換の場合　一、五〇〇円
2、坑内より坑外之転換の場合　生活立直しとし本人の一ヶ月平均賃金

☆☆太之浦労組　教宣部☆☆

1953·6·23

五、賃金に関する件

出炭抑制により能率給が当然適用不能となるので、定額制を実施せよ。

六、間接夫整理の件

坑内大工四名を減員する事による労働強化について、その実態を調査した。その結果現在人員ですら相当過重労働であり、その様な実情であるにも拘らず整理しなければならぬか、数字的に示せと追求。

——、回答不能——

※第二回団交経過（六月一五日）

会社回答

一、転換料について

イ、採炭夫より掘進、保坑の場合、八〇〇円（環境変化なしの意）

尚、八〇〇円についての額は大峯炭坑で決定されたものであると回答

ロ、坑内夫より坑外夫え転換の場合、結論なし次回団交え持越し。

二、希望退職者の件

結論が出ていないので次回団交え持越し。

三、臨時夫退職手当金の件

予告手当一ヶ月分丈けは考慮するが、その他の条件は出せない。

四、就業率の件

冒頭会社は、前回提示の率は間違いであると是正して

採炭夫　八二%　掘進夫　八三.五%　保坑夫　八五.四%

その他保坑夫（発破方等）　九六.一%　を提示。

組合側の反駁

一、転換料八〇〇円は、大峯坑で決定した額であり、同坑は三者協議会を設けて転換先及び切羽新設の場合優先的就業等すべて好条件である。それに引きかえ、当下山田坑では既に転換されており、機械的に大峯坑の取扱の準用には極めて不満である。従って前回通りの要求を主張。

二、希望退職者の募集をした以上、退職金については事業都合解雇に止まらず好条件の取扱をせよ。

三、臨時夫の予告手当の支給丈けでは不満であり、これは法に訴えてでも斗う。

四、就業率については、提示された数字は絶対人員の逆算に過ぎない（八四.五%平均）

以上の論争過程で結論は全く出ていないが、次回団交は来る十八日に予定されている。

又、次回団交には何らかの結論が出る模様。

ニュース15

上期々末手当
三十日に要求書提出々!

各単産に於ては例年の如く、期末手当斗争に起ち上っている。九共斗では去る六月二十一日代表者会議を開き、上期々末手当斗争に関しての考え方、要求額について種々検討した結果、一応の成案を得、これを各山元に諮ることとなり、大之浦労組に於ては二十二日執行委員会を開き、期斗を如何に勝ち抜くか、種々討論の末、九共斗の基本線を確認、三十日迄に要求書を提出し来月初旬より団交に入ることを決定した。

要求の考え方

伊東全国大会、中央調査給与部長会議の決定を基礎として次の通り九共斗は決定する

一、要求理念

要求理念を次の通り統一する

伊東全国大会決議の「賃金後払」「赤字補償」「従前の慣例」「他産業の支給実績」等の要求理念中「従来の慣習」「赤字補償」をとり上げて要求する

一、要求金額

二〇、〇〇〇円（税込み）に統一する

一、要求額のうらづけ

1、現在の経済状態、生活水準の中でどれだけの〃中元〃に潤おいをもたらすものであるか、吾々は中元・マーケット、バスケット及び一月～六月赤字家計の補償によって茲に二万円は決して高いものでないことを示すことが出来る

特に要求理念（要求の考え方）に基いて、中元バスケを組むことはその具体的なうらづけになり得ると考えるので、各組合に於て作製する

2、二〇、〇〇〇円の要求は九共斗の場合総収入の約一、三ヶ月分になるが他産業の要求金額を勘案しても決して高い水準ではない

一、職員期末手当との差別待遇に反対する

この具体的方針は中央調査給与部長会議の決定通りとする

一、期末手当配分

1、「配分については組合、会社協議の上決定する」を貫徹する

2、山元配分については要求理念から生活補給金を主体とした配分方法をとる、尚最低保障に於いて特に考慮する

一、要求書

統一要求書を提出する

1953. 6. 24

☆☆大之浦労組

教宣部☆☆

ニュース

16

オ二回連絡共斗会議

（電産　炭労　全鉱）

スト制限法を粉砕之！

革新政党と懇談

六月十六日午后七時から電産本部においてオ二回の三単産（電産　炭労　全鉱）連絡共斗会議が開れた。出席者は（左社）赤松勇、栗山良夫、阿具根登、吉田法晴、多賀谷真稔、（右社）菊川忠雄、熊本虎三、田畑金光、（労農）堀真琴、館俊三、（炭労）阿部、原、久保田、一ノ瀬（電産）柳山、小泉、（全鉱）工藤一男、（総評）塩谷法対部長。

まず赤松衆院労働委員長より次のような説明がなされた。

赤松＝スト制限法案は、小坂労相の手で提案されたが、組合は多分に時間稼ぎ作戦にあつかかっていたように思う。この法案は提案されるのは必至である。本法案反対の為には左社、労農の協力を求めると共に斗争の長期化を予想し、組合はもとより総力を結集したい。

本法案を引きのばす為に労働金庫法案、硅肺法案、公労法改正案等を準備しているが、公労法改正案は多賀谷労働委員の努力で成案をみたので、十四日午后六時三十五分に衆院提案の手続をとったが、スト制限法案はそれから十分遅れ六時四十五分に手続きを終っている。当然早く出された公労法改正案を先議すべきであるのに政府はスト制限法を先議していこうとしている。

またスト制限法案は本会議で偏向させるよう要求してできるだけ時をかせぐ。吉田党は本会議の質問省略を主張している。なお二十四日京都、大阪、和歌山、神戸等関西方面の要請に副い労働者代表と学者代表を招いて、委員長としての意見をきく会をひらく。公聴会は前国会は二ヶ所開いたが今回は全国九ヶ所でやりたい。同時にスト制限法案反対斗争とからめ斗争の拡大をはかる意図で岡崎不信任案（MSA秘密外交、選挙違反等）、緒方不信任（選挙違反）で吉田内閣をゆさぶってゆく。

つづいて栗山参院労働委員長より

栗山＝労働委員会の構成は委員長を除いて自由党と保守系七名、改進党、左右両派社会党と無所属七名で同数である。改進党の寺本氏はもと労働省政務次官でいくらか労働者の意見をきくであろうし、市川房枝女史も話せばわかってくれるかも知れないからこの両氏をどうしても我が方に引き入れる運動を展開する必要がある。

両院労働委員会を設けているが、これには菊川、伊藤、兵崎、荒木の他に藤田（総評議長参院）と参院、衆院の労働委員全部で構成している。また右社との共斗会議をもち改進党工作を活発にやっている。

幸い参院は選挙で新しい代議士が多いので今のところスト制限法案には知らぬ顔でジッと動かずにいるし、この点は有利である。

問題はスト制限法案をできるだけ引延すことであり、この為には他の法案（労働金庫法案その他）をどんどん提案することである。また基準法違反事件、人身売買問題、暴力事件等もあるので、この方を先に審議することにして時をかせぎ廃案にもちこみたい

右社の菊川氏より

☆
太之浦労組
教宣部
☆

（’53. 6. 27）

菊川＝自分は十五国会で労働委員の一人として左社と共に斗ってきた。党の方針としては全力をあげてスト制限法案に斗ってゆく。

囗会の中にスト規制法反対斗争特別委員会（委員長　河野密）をつくっている。これが囗会内の主力斗争団体である。

右社は法案提出の阻止を第一にとり上げ、政府、自由党、改進党に工作してきた。然し提案された以上、われわれは左社委員に協力し、できるだけ法案を引延す。

この反対斗争には吉田内閣不信任の線を高めることにより、広汎な反対斗争を組織してゆきたい。前国会の反対斗争のときは、囗会に対する請願、陳情が少なかったので今度は抗議も含めて大いに反対意思を囗会に反映してもらいたい。

労農党の堀氏より

堀　＝労農党は数が少いので特別の反対斗争委員会をもっていないが、全力をあげて斗う。

以上の各政党からの意見開陳の後、組合側からの質問に答えた。

風　＝電産の質問した「政治スト当然」はアメリカに於いても「タ、ハ法」反対のストをやっている。元来どんなストでも多かれ少かれ政治斗争である。またこれは日全通の宣伝であり、これらに対してはブルジョア宣伝をうち消すためにも大いに宣伝をやるべきだ。

多賀谷＝政府は、電産炭労ストは現在でもストの方法が違法であるといっている。ただこれを明示するにすぎないというのだ。この点をよく組合員に理解させよ。

吉田＝共斗をひろく組め、私鉄、全鉱、日通にも共通する問題であるから出来るはずだ。

また銀行側からの宣伝ビラ撒布は安っていて効果があるのではないか。

また学者、言論機関を動員せよ。

これについて三単産は今后のことについて協議し、十八日午后六時第三回共斗連絡会議をもつことを決定。十七日の第十七回総評幹事会には

①、スト資金の積立て

②、宣伝工作

を要請する。

内灘斗争にカンパを送れ!!

炭婦協現地を激励!!

才二回炭婦協全国大会は、盛会裡に終了したが、たま〱十六日より再開された才十六国会にスト規制法案提出が明らかとなったので、十五日午前十一時国会に押しかけ、吉田茂に抗議文、左右両社・労農各党に激励文、衆院議長に要請文、同じく衆院労働委員長赤松勇氏に要請文を手交した。

つづいて十六日に会議を開き（二日目）内灘における軍事基地化反対斗争を激励するため代表二名を現地に派遣することを決定、会長光安子（福岡）副会長古川哲子（長崎）を代表として選出し、右川の両代表は本部教宣部平根書記と同道、十八日午前現地に向け出発した。

この内灘斗争は全国各地にある七三三の軍事基地反対斗争の、最も代表的なものとして内外各方面の注視の的であり、この斗いは天王山と目されていると共に、内灘斗争が契機となっていまや民族の完全独立と、自由の希望とが強く、広く呼ばれてきているのである。しかし内灘斗争は至難な斗争であって、吉田反動政府の試射許可の強行方針によって、既に地元民の意志をふみにじって試射は開始されているのである。内灘村の人々はゴウ〱たる砲声にひるまず、坐り込みや、デモをかけて、あくまで祖国の土を守ろうと必死の斗争をつづけている。

内灘斗争は貧しい農民、漁民のしかも未組織のものの精一杯の斗争である。これには組織力をもつ自由を愛し民族独立を願う組合が全力をあげて斗いを組まねばならないことは当然である。

既に日教組は現地の支援態勢をととのえ、国鉄も軍需物資輸送の拒否を決定している。われ〱はこゝで早急に支援態勢をととのえると共に斗争資金で苦しんでいる人々に至急カンパを送らねばならない。

本部は一応炭婦協代表に托し五万円のカンパを送った。

組合員よ!!　この斗争になにがしかの自由カンパを早急に起そうではないか!

ニューズ　17

第3回（炭労・電産・全鉱）三単産共斗連絡会議

国会内に（スト制限反対斗争）事務所設置

I.L.O総会に実情を報告

炭労、電産、全鉱の第三回共斗連絡会議は、十八日午後六時より炭労本部で行われた。

出席者　炭労＝岡田委員長、漆原事務局長、一ノ瀬教宣部長、増田調副部長、中川生産部長、
　村上政対部長　森谷生産部長
電産＝小泉副委員長、中島調査部長、熊谷教宣部長、東京支部長
全鉱＝神長副委員長
総評＝塩谷争対部長

※電産の状況＝十五、十六日各地方委員長会議を開きスト制限反対斗争については、①速やかにスト通告を行うこと、②広く世論を喚起する意味の大衆斗争に拡大すること、③組合手当その他経済的斗争と絡めること、④実力行使に当っては、組織の実情を勘案してスト指令を出す。を決定
十七日中央委員会を開き、①十七日中にスト予告を行う（従って廿八日以降はストに入ることとなる）②十八日準備指令を出す。③統一労協が十八日で期限満了になるが、この労協の三ヶ月の自動的効力延長を経営者は打切ってきたので、これを併せて斗うを決定した。
なお、電産は総評幹事会、戦術委決定を本日（十八日）指令として流したが、これは一般指令であり、斗争指令ではない。

※全鉱の状況＝総評幹事会の決定に基き、スト指令を出した。スト权は人員数にして約八〇％が中央に集約されている。①賃上斗争後下部での若干の混乱はあるが、廿日前後にケツキ大会を開く。②廿五日までに斗争態勢を確立するよう、どうしても無理なところは（賃斗の後始末）今月中には態勢を整え本部に連絡せよと指示している。③実力行使の内容は未定で他単産の事情を勘案して決め追って指示する。時期についても未定　④目下企業連大会を開催中であり、この大会にも強く要請中である。

右の三単産と炭労の報告について、電産より東京電力の報告があり、炭労全鉱名で東電労に対し共斗を申し入れることを決定、また炭労の各担当者（総評戦術委＝原　三単産関係＝漆原　国会対策＝十二村、九北各一名、労働委対策＝片山、森谷、教宣＝一ノ瀬、増田、連絡＝久保田）に準じ、全鉱、電産も緊急必要の部門の担当者を早急にきめることになった。
この単産の事務局を国会内に設置することとし、炭労が明日中（十九日）に明示する。
なお、この席上、神長副委員長（全鉱）より、スト制限法案は労働者の权利圧迫であることを、目下開催中のILO総会、ICFTU（自由労連）に訴える手続を完了した旨の報告がなされた。
二十日に三単産の教宣部の連絡会議を開き、効果的な教宣活動の方針を検討する。

※下部各機関（地方本部、支部）は近接する単産と共斗会議を開け！
※抗議の意志を国会に送れ！
※早急に世論をまきおこせ！

☆太之浦労組　教宣部☆

1953.6.26

ニューズ 18

【火蓋を切った夏期手当斗争】

総評の賃闘委員会で決定した斗争スケジュールに従い、各単産とも一斉に、夏期手当の要求を出し始めたが、現在獲得したのは、私鉄、化学、電機、印刷のごく一部である。

鉄鋼
日本鋼管＝要求二〇、〇〇〇円回答なし
住友製鋼＝〃　〃　〃
神戸製鋼＝〃一五、〇〇〇〃　〃
尼崎〃＝〃一〇、〇〇〇〃　〃
徳山鉄板＝〃一五、七〇〇〃回答一〇、〇〇〇円
日亜連合＝〃一六、〇〇〇〃回答なし
東洋鋼鈑＝〃二三、〇〇〇〃回答一三、五〇〇円
長崎製鋼＝〃八、〇〇〇〃回答なし
東洋鋼業＝〃一八、〇〇〇〃回答一四七〇〇円

電機
富士電機＝〃一九、〇〇〇円回答一六一〇〇円
日立製作所＝〃二〇、〇〇〇円獲得一五、三一〇円
明電舎＝〃二〇、〇〇〇円回答一五五〇〇〃
神鋼電機＝〃七、五〇〇〃回答六、二五〇〃
東芝＝〃二一、〇〇〇〃回答なし
安川電機＝〃一九、〇〇〇〃獲得一六、七〇二〃
三菱電機＝〃一九、二〇〇〃獲得一九、二〇〇〃
日新＝〃三五、〇〇〇〃回答なし

私鉄
東武＝〃一七、一〇五〃獲得七、一〇五〃
京王帝都＝〃八、〇〇〇〃獲得八、〇〇〇〃
東急＝〃一一、五〇〇〃獲得九、三〇〇〃
京浜急行＝〃一〇、〇〇〇〃獲得一〇、〇〇〇〃
地下鉄＝〃一ケ月分　獲得一八九八一〃

自動車
日野ディゼル＝二〇、五〇〇円回答なし
日本信号＝一五、〇〇〇〃　〃
民生ディ川口＝二〇、五〇〇〃　〃
日産＝三八、〇〇〇〃　〃
いすず＝二ケ月分　〃
昭和自動車＝二八、九三八〃　〃

製紙
国策パルプ＝四〇、三五〇〃回答なし
興国人絹＝三〇、〇〇〇〃　〃
十条製紙＝四八、〇〇〇〃　〃
山陽パルプ＝五八、八〇〇〃　〃
日本加工＝二五、〇〇〇〃　〃
日本紙業＝二〇、〇〇〇〃　〃

東海パルプ＝要求二三、〇〇〇円回答なし
太平製紙＝〃一六、〇〇〇円　〃

新聞
朝日＝〃三八、六八〇〃　〃
読売＝〃三九、五一五〃　〃
日経＝〃二一、五〇〇〃　〃
中日＝〃二三、七六〇〃　〃
共同＝〃三一、〇〇〇〃獲得二五、〇〇〇円

印刷
大日本印刷＝〃二〇、〇〇〇〃獲得一六、五八〇円
共同印刷＝〃一八、九二〇〃回答一五四〇〇円
東京書籍＝〃二〇、〇〇〇〃回答なし
凸版印刷＝〃一七、三〇〇〃回答一六、三五〇円
細川活版＝〃二〇、〇〇〇〃回答一七、〇〇〇円

化学
東洋高圧＝〃一五、〇〇〇円獲得一三、二五〇円
住友連合＝〃一七、〇〇〇円〃一四、七〇〇〃
昭和電工＝〃一七五〇〇円〃回答なし
帝国化工＝〃二〇、〇〇〇円　〃
日本板硝子＝〃三五、〇〇〇円　〃
田辺製薬＝〃三二、六〇〇〃　〃
三共製薬＝〃四五、〇〇〇〃　〃
昭和石油＝〃三〇、〇〇〇〃回答三〇、〇〇〇円
小野田＝〃二〇、二一〇〃回答一三、五〇〇円
三池染料＝　獲得一四〇〇〇円

機械器具
東鋼業＝〃一〇、〇〇〇〃獲得六、三八三円
日本起重機＝〃三一、二〇〇〃〃二〇、〇〇〇円
大都工業＝〃一六、七〇〇〃回答なし
石井鉄鋼＝〃二七、〇〇〇〃　〃
荏原製作所＝〃二〇、〇〇〇〃　〃
東邦製作所＝〃三七三〇〇〃　〃
東京計器＝〃二〇、〇〇〇〃　〃
松尾橋梁＝〃三〇、〇〇〇〃　〃
東京航空計器＝〃二四、〇〇〇〃　〃
小松製作所＝〃一七、〇〇〇〃　〃
深川鉄工＝〃一七、〇〇〇〃　〃
大和工業＝〃一六、五〇〇〃　〃
渡辺製鋼＝〃二〇、〇〇〇〃　〃

1953、6、29、)

☆太之浦労組　教宣部☆

【厚生資料】

健康保険法の一部を改正する法律案要綱

一九五三・七・

大之浦労組　厚生部

改正の目的

最近の社会的経済的変化に即応するための必要な改正を行うこと

改正の要点

一、標準報酬の改訂

標準報酬を最低三千円から最高三万六千円とし、その区分を二十等級とすること

二、標準報酬は毎年一回定時（八月）に改正すること

三、適用範囲を拡張すること

土木、建築、教育、研究、調査、医療、調剤、看護、助産、通信、報導、社会福祉の事業を適用事業とする

四、任意継続加入の条件たる被保険者資格期間を一ヶ月とすること

五、保険施設の運営は厚生大臣の指定する法人に委託することができることゝすること

六　療養の給付期間を三年に延長すること

七、その他必要な条文の改正を行うこと

施行期日は　昭和二十八年八月一日とすること。

比較表

問題点	総評の要求	現行法	改正案	共済組合
適用範囲（業種別）	勤労者にすべて適用のこと	(イ) 物の製造細選別包装修理解体の事業 (ロ) 鉱物の採掘又は採取 (ハ) 電気事業 (ニ) 運送事業 (ホ) 貨物積卸業 (ヘ) 焼却清掃屠殺 (ト) 販売配給 (チ) 金融保険 (リ) 保管賃貸 (ヌ) 媒介周旋 (ル) 集金案内通信	土木建築教育研究調査医療調剤看護助産通信報導及び社会福祉事業	
規模別	五人以下の事業場の労ム者及び日雇労ム者を含む	国又は法人の事ム所にして常時五人以上の従業員を使用するもの		
標準報酬	標準報酬 最高三六、〇〇〇円 最低　三、〇〇〇円 給付内容の充実を前提として賛成但勤労者の負担増加にならない様にする	標準報酬 最高二四、〇〇〇円 最低　二、〇〇〇円 十九等級に区分する	標準報酬 最高三六、〇〇〇円 最低　三、〇〇〇円	基本給

	問題	実務評の要求	現行法	改正案	共済組合
	任意継続加入の條たる被保険者資格		二ケ月	六ケ月	
	制限診療について	全面的に撤廃して合理的な診療を受けるべきだ			
	保険施設		政府又は健康保険組合が運営する	運営を厚生大臣が指示する法人に委託することができる	
	国庫負担について	事務費の全額及給付費の三分の一を最低とする	予算の範囲内に於て事務費を負担する（第七十條）		
本人	。療養給付				
	支給方法	現物	同上	同上	同上
	一部負担	完全撤廃	初診料	同上	同上
	支給期	三年	二年	三年	三年
	。傷病手当				
	支給額	八割	六割（最高四八〇 最低四〇）		八割
	支給期	一般結核とも五年	一般六ケ月結核一年半		一般六ケ月結核三年
	。休業手当				基本給六割
	分娩費		標準報酬の半分		基本給一ケ月
	。出産手当				
	支給額	六割（最高五〇〇 最低五〇）	六割（最高四八〇 最低五〇）		八割
	支給期間	分娩前後 八四日	分娩前後 八四日		分娩前後 八四日
	。哺育手当				
	支給額	二〇〇円	二〇〇円		二〇〇円
	支給期間	六ケ月	六ケ月		六ケ月
	。埋葬料	標準報酬一ケ月	同上	同上	同上
家族	。療養給付				
	支給方法	現物	同上	〃	〃
	一部負担	三割・結核は軽減	五割	〃	〃
	支給期間	三年	二年	三年	〃
	。分娩費		一〇〇〇円	同上	基本給半額（最低二〇〇〇円）
	。哺育手当		本人と同様	同上	同上
	。埋葬料		一〇〇〇円		基本給半額
	。罹災給付				弔慰金又は見舞金

その他改正必要な條項

1. 法第四三條の二による一部負担金を停止すること
2. 法第七〇條の二による健康保険組合に交付する国庫金についても基準を明確にすること
3. 法第七二條による保険料額の負担区分を事業主三分の二被保険者三分の一とすること
4. 法第八八條の三による保険料滞納者に対する罰則を強化すること
5. 令第三六による理事長は互選で選定し得る如くすること
6. 令第七三條の六による連合会の役員に被保険者代表を選出し得る如くする

厚生年金保険法一部を改正する法律案要綱

改正の目的

最近の社会的経済的情勢の変化に即応するため必要な改正を行うこと

改正の要点

一、適用の範囲を土木、建築、教育、研究、調査、医療、調剤、看護、助産、通信、報導及び社会福祉の事業にまで拡張すること

二、標準報酬を最低三千円から最高八千円までとし、その区分を六等分すること

三、標準報酬は毎年一回（八月）に改訂すること

四、傷病が治癒しない場合における廃疾の認定期間を一年延長すること

五、福祉施設の運営を厚生大臣の指定する法人に委託することができることゝする

六、その他必要な改正を行うこと

施行期日

この法律の施行は、昭和二十八年八月一日とすること、但し、四号については、同年十一月一日とすること。

厚生年金保険法改正参考案に対する
公益・事業主・被保険者を代表する委員の多数意見

政府参考案	一、基本的態度 二 適用範囲 現行の適用範囲を土木建築教育研究調査医療調剤看護助産通信報導社会福祉の事業にまで拡長してはどうか
事業主意見	全面改正の際考慮することゝし一応現行通りとすること なお改正を行う場合は土木建築労働者の実態を調査すること
被保険者意見	適用事業の範囲拡長については参考案に賛成する 五人未満の事業所に使用される者についても適用すること
公益を代表する意見	参考案に賛成但し土木建築労働者への適用についてはその実情を考慮し無理のないようにすること相当期間被保険者であった者が脱退した場合の勤務医師が開業医となった場合の如くにその被保険者であった場合に任意に資格を継続し得る等の措置を講じ救済の方法を考慮すること

政府参考案	事業主意見	被保険者意見	公益を代表する意見
三、標準報酬 枠を最低三、〇〇〇円から最高三、六〇〇〇〇円に引上げてはどうか	引上げに反対する	給付内容の充実を前提として参考案に賛成するがその場合料率を現行より下げないこと	
年一回定時に改定してはどうか			年一回の定時の改定は健康保険組合についてはその時期以外の改定を認めることを前提として賛成という意見もあった
二年以前のものについてはそ及して訂正しないことゝしてはどうか			
四、被保険者の資格及びその記録			
五、保険給付 1.通　則 標準報酬は昭和二三・八以降のものゝみをとってはどうか	昭和二三・八以降のもののみをとることによって生ずる赤字は国が負担すること	昭和二三八月よりも最近をとること 過去の標準報酬の引上げにより生ずる赤字は国が負担すること	年金額の構成に標準報酬を加味する場合に於ては昭和二八・一一月以前のもので三・〇〇〇円以下のものは三・〇〇〇円とすること、これによる赤字は国庫負担とすること
障害年金受給者が更に廃疾となったときは前後の廃疾の状態を合して廃疾の程度を定めこれに応じた年金を支給してはどうか			
従前の規定によって支給される低額の年金は一定額まで引上げてはどうか			

政府参考案	事業主意見	被保険者意見	公益委員意見
2老令年金 支給開始年令を五年引上げて一般六〇才坑内夫五五才とし漸次引上げるよう経過的に措置してはどうか	支給開始年令の引上げは絶対反対である 高熱作業等特殊労務者を坑内夫と同様の優遇措置を講ずる	支給開始年令の引上は絶対反対である 資格期間は一五年とす 高熱作業等の特殊労働者を坑内夫と同様待遇とすること	支給開始年令に経過的には六〇才となろうが相当長期間に亘って経過措置を講ずること
四〇才以上の高年令者に対しては資格期間一五年とし低額の年金を支給してはどうか			
3廃疾の状態が増減した時は年金額を改定してはどうか			事ム上差支えなければ賛成す
4遺族年金 遺族に対する給付を統一してはどうか	寡婦、かん夫遺児年金は遺族年金に比して優遇されすぎるからその均衡を考えること		参考案に賛成する
資格期間は業務外の者は現行通りとし業務上のものについては設けないこととしてはどうか			資格期間は業務上外を問わず延長すること
遺族の範囲及び順位は現行通りとし被保険者の遺族については配偶者子としてはどうか			二十年未満の被保険者が死亡した場合に配偶者又は子がない場合に限って父母等又は祖父母に支給すること、その範囲を二十年以上に被保険者であった者が死亡した場合と同様とすること
年金額は老令年金の二分の一とし増額金又は扶養加算一人月額四〇〇円を加給してはどうか	暫定的に定額制をとり老令年金の二分の一とすること扶養加算増額金は余裕金の範囲内で考慮すること	年額金は老令年金に匹敵すべき額老令年金の三分の二又は同額とすること、増額金又は扶養加算は増額すること〔六〇〇〇円とせよう意見もある〕	参考案に賛成する

政府参考案	事業主意見	被保険者意見	公益を代表する意見
5.脱退手当金及び遺族一時金 脱退手当金を廃止してはどうか但し従来の既得权は尊重し女子は任意脱退できることゝしてはどうか	脱退手当金は廃止すべきであるがその場合既得权は尊重し女子は個人別任意加入制とすること	脱退手当金廃止に反対する	男子については廃止すること女子については任意脱退せしめず従来通り強制適用とするも脱退手当金は之を廃止し之に代る新たな給付を設けることこの場合には資格期間を延長し保険料率を引下げる等の措置を講ずること
遺族一時金を廃止してはどうか	廃止すべきである	廃止に反対する	
6.保険料及び国庫負担 保険料は六階級に分けて漸次給付に見合う率に戻してはどうか	保険料額（標準報酬及び料率）の引上げに反対する	料率の引上には反対する	保険給付の改善に伴い費用の負担も増加するものであろうが発足の当初は余り負担を増しないようにし将来もその負担を最少限度に止めること
国庫負担はどうするか	給付費は三分の一とし国事業主被保険者が均等に負担すること	参考案給付費二割には反対（三分の一を最低とし大巾に引上げるという意見もある）	国庫負担は原則として三分の一とすること
7.その他	積立金は他の資金から切り離して独立勘定を設けその運用についても利子の引上等内容全般にわたり改善を加え且つ関係者に対した巾に還元融資の途を講ずること	積立金は大蔵省資金運用部による管理運用特別会計として独自の運用機関を設け労仂者の福祉のために還元融資を積極的に行うこと予定運用利率は少なくとも年五分を見込むこと	積立金は独立運営としできるだけ多額の利子収入を得て将来の費用負担を減少せしめるよう努力すること

ニュース

19

世論調査集約終る

守り抜こう吾々基本权と生活权

スト規制法、企業整備反対斗争世論調査は、各坑の一斉職会議直ちに行われた。六月二十七日集約を終り結果は左の通りであるが、批判は一応抜きとして吾々の斗う態勢がここに確立されたことは、労仂者の基本权と生活权擁護のため起ち上った吾々として喜ばしいことである。

政府及び資本家の野望粉砕に力強く斗い抜こう。

	スト規制法反対斗争世論調査						企業整備反対世論調査					
項目 坑別	配付数	投票数	賛成	反対	無効白紙	%	配付数	投票数	賛成	反対	無効白紙	%
本社	310	273	167	75	31	61%	310	273	178	88	7	65%
二坑	1535	1305	850	352	106	65%	1535	1284	849	324	111	66%
三坑	2200	1664	1055	450	100	63%	2200	1563	1040	459	64	66%
五坑	1911	1633	931	439	163	61%	1911	1563	965	433	165	62%
西五坑	1000	838	627	164	147	75%	1000	837	618	172	47	73%
六坑	1999	1481	1075	295	111	73%	1999	1510	1077	319	114	71%
計	8955	7097	4705	1775	558	66%	8955	7030	4727	1795	508	67%

大之浦 組

教宣部

1953.7.1

ニュース 20

上期期末手当斗争火ぶた切る！

七月五日団交席上回答を要求

われわれの生活は精一ぱいに切りつめられた苦しい暮しの連続である。人間らしい生活をするためには昨年の賃金斗争に於て要求した一、〇六〇円（坑内）五六〇円（坑外）の額はどうしても必要であつたが、われわれの必死の要求にも拘らず頑強なる経営者によつて押しつぶされてしまつた。そして再び切りつめられた苦しい生活の中に追込まれたのである。この状態に於て迎える上期期末手当はいままでの家計の赤字の穴埋と毎日の苦しい生活にせめての〃うるおい〃をもたらそうとしてさゝやかな希望を要求しようというのである

このような性格の給与の要求の妥当性は万人の認めるところである。例えば労働省の役員である金子義雄という人は「わが国の慣習からみても問題は期末手当の性格やその妥当性の論争よりもむしろこのような給与の支払能力が実際に経営者側にありやなしやということであつて労使間に於ける緊急の問題だ」といつている。

会社は、やれ高炭価問題だ、やれ貯炭だ　企業整備だ、といかにも会社の経理が苦しそうなことをいつているけれども、それは更に会社のもうけを大きくしようというためであり、僅かばかりの金を支払えぬということは決してない。その証拠にはストで赤字になつたといゝながらやはり配当を行つているではないか、更に重役の賞与だつて莫大な額を支払つている。またいままでの期末手当斗争に「とても負担能力がない」といゝながら最高には常に二倍から三倍半を支給して来たではないか。更に利潤の観念の全然ない国家公務員に対しては　六月及び十二月に期末手当が立法化されていることも考え併せねばならない。

ところが使用者は従来吾々の毎日の賃金を不当に低く切下げて置いて、恩をきせいわゆる賞与として支給して来た。更に使用者の気まぐれで支給されないこともあつた。そして恩恵的な給与だから俺達の方で一方的に支給する性格のものだと広言している。また使用者のうちには　利潤の分配――もうけの中から分けてやるんだ――ともいつている。尚このようなでたらめな給与は当然廃止さるべきだと昭和二十一年五月に行われたＧＨＱ諮問委員会は非難している。

吾々はこのような理論を認めることはできない。労働者の〃こく取〃で得たそれを〃利潤〃などとはおかしい。そして現在の低賃金の中でいかに無意味な理論であるかを吾々労働者はその体験からはつきり知らねばならぬ。

期末手当要求書

昭和二十八年六月三十日

貝島炭礦株式会社
専務取締役　末松　禅雄殿

貝島大之浦炭砿労働組合
組合長　横田　肇

要求書

昭和二十八年上期期末手当について左記の通り要求致します。就いては昭和二十八年七月五日迄に団体交渉の席上で御回答なされたい。

記

一、金額　二〇・〇〇〇円（税込）　在籍本採砿員一人当
一、配分その他については　組合、会社協議の上決定する

以上

☆☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆☆

1953.7.1

ニューズ　21　朝

七月五日より一斉常會を開く

第二回教宣部会

六月三十日午後五時より第二回教宣部会を開催し、次の議題に基き教宣方針を討議した。

※期末手当斗争に対する教宣活動について

期末手当斗争については、要求額二万円が算定された根拠について給与部提示の資料により、当期炭界の実情と会社経理とをあらゆる角度から検討した結果これを理論の裏付けとして要求額の妥当性を確認。さらにこれを下部に徹底せしめるための教宣指針として

一、赤字補填・賃金後払い　　一、要求額二万円の裏付け
一、炭界不況の誇大宣伝　　一、組合員の敗北感の是正
一、各単産の夏季手当斗争状況　　一、十月以降賃金との関連性
一、企業整備との関連性

の七項目に重点を置き、特に企業整備による首切りがあるかの如く予想して、萎縮する組合員の心理状態を啓蒙する。このため教宣活動を積極的に行う。

※七月六日より十一日までの六日間にわたり各坑一斉常会を開く。

※教宣班の編成は執行部全員をもって成し　日程は次の通り

七月六日　六坑　　七月九日　西五坑
〃七日　二坑　　〃十日　三坑
〃八日　五坑　　〃十一日　本社

なを、十三日委員会　十五日（又は十九日）に開催される予定の臨時総会後、期末手当斗争を強力に斗うための「よろん調査」を行うことを決定した。

上期期末手当交渉委員きまる（六月三十日の執行委員会に於て）

三役　横田、野田、鈴木　専門部長　小竹　竹下
支部長　佐藤　徳　寺戸　井上　長浜　宇都宮
給与担当執行委員　相楽　山口　清水　相場　重富

☆大之浦労組　教宣部☆

1953.7.1

ニューズ

22

会社『休業』の意向を表明

（理由）水害による〝輸送の杜絶〟〝貯炭の限界〟

七月二日午前十時　会社（今村重役）の要請により、横田組合長、小竹、竹下、小田各部長の四名本社に赴いたところ、会社側より大要次の如き説明があった

※会社の説明

「今次の水害によって、筑豊本線植木ー中間の輸送が中絶して居り、現在まで既に少量の貯炭があったのが愈々限界に達し能力は後二、三日である　よって、不幸にして輸送が回復しない場合は当分の間（月曜日より）「休業」して貰わねばならぬようになるだろう

尚　その範囲は＝保安要員以外は全員

生活の問題は目下法律を研究中

休業保償については他社を調査中」

この説明に対し組合側としては、生産制限ではないか等二、三の質問を行い、代隊にかけて検討することとし引上げた。

七月三日午前十時より執行委員会を開催　対策を練る

尚組合としては他労組の状況を調査すべく、小竹給与部長を九州炭労に派遣したところ現在判明しているのは次の通りである。

※明治　平山＝五日の公休を三日に変更（組合了解）四日以降話合中

赤池＝三日以降無期限の休業中

天道＝五日の公休を三日に変更

高田＝不　明

理由＝輸送の杜絶で資材の購入が出来ぬ、及び貯炭の問題

※住友　忠隈＝公休日（五日を三日）の変更　交渉中（了解の模様）　四日以降は見通しがあるので一応現状のまま

理由＝明治と同様

※古河　目尾＝公休日五日を四日に変更（了解）　爾後の処置は研究中

理由＝貯炭上　貨車繰の問題

その他電話連絡とりたるも判明せず

正式申入れは四日までに行うと会社言明

☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1953.7.3

ニュース 23

「休業問題」俄然緊迫化す！

——吾々の生活を考えない会社の措置——

六月二日ニュース22号で述べている如く、会社側は六日より休業の意向を表明、これに対し三日午前十時より緊急斗争委員会を開き、会社側の表明した「休業問題」について種々論議した結果、

イ、会社が云う貯炭の限界には納得出来ない。組合の調査によると十日ぐらいは操業可能である。

ロ、生産部の調査に基き、あく迄休業はしない方針で会社側と交渉する。

以上の結論をもって、午后二時より第一倶楽部に於て団体交渉に入る。

出席者

会社……谷、岡部、黒田、安川、渕、安斉。

組合……横田、野田、竹下、小竹、井上、岳崇、寺戸、長浜、徳、宇都宮、前島、永野、中村、石間伏、二宮。

先ず組合側より

「休業問題を早急に解決するため団交を申入れた、ことの発端は昨日の今村重役の表明によって起きた問題であるが、吾々としては盆を目前に控えた状態の中で今休業する事は組合員の生活問題であり、事重大である。

よって、その理由について納得のゆく説明が欲しい。その前に組合の結論をヒレキしたい、

組合としては、会社側の見解について種々検討した結果、①、貯炭する箇所が限界にきたとは思わない。②、最底十日はまだ操業し得る。③よって休業する必要は認めない。」

これに対し会社側は

「全線開通が大体十五日頃となっている。この様な状態で操業を続けると貯炭は増大する一方で既に四五,000トンとゆう大之浦始まって以来の厖大な数字となり、なんとかして休業とゆう最悪の事態を発生しないため、一日延ばし二日延ばししてあらゆる手段を講じて今日迄来たが、事こゝに至っては手の打ちようがない。門鉄にも人員を派遣して早急な輸送再開の申入れも行っているが、門鉄の方針としては仮りに開通したとしても単線のみで旅客と緊急物資のみを優先としている現状である。又組合としては長期貯炭を考えるならば、左司にでもとゆう意向があろうが、これも短時日には出来ない。出来たとしても七五〇万円投げ出して一日に二〇〇トンとゆう僅少なものである。」

組合

「会社としては、天災、地変によって従業員の生活に脅威を感ずるような事態が発生した時は、採算を無視しても労働者の生活を保障してやるべきである。それによってこそ経営者としての権威が保たれる。」

会社

「左司は貨車の都合が出来ないので、組合の意向が左司とゆう事であってもおことわりしたい。又、左司にしろ、合丸にしろ何ケ月でも貯炭能力があるんだとゆう考え方で組合側が主張される事は誠に遺憾である。会社としては打つべき手段、方法を講じたが完全に行詰っている。組合の方でまだ適当な場所があるとゆう事であれば教えて欲しい。出来るだけの努力をしたい」

組合

「組合としては生産部が各坑の技術長とこの問題で種々話し合い、これが隘路打解を研究した結果、三坑においても技術長はまだ十日や二十日程度の石炭の貯炭は可能だとゆう事を云っている。この様に現場長が貯炭能力ありと言明しているのに、会社側が出来ないとゆう理由は納

1953. 7. 4

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

得し兼ねる。　一体会社側は貯炭の限界は数日ぐらいと考えているのか」

会社

「二坑―二日、　三坑（竪坑）―二、三日、　西五坑―二日、　五坑―一、二日　六坑―一日、こんな程度だ」

組合

「非常に喰違っている。吾々の調査した結論からしてになはだ不誠意な調査の方法だ。打っべき手段を講じて貯炭の限界を二、三日とゆう線にまとめた事は不本意である。」

会社

「最悪の場合を防止すべく努力してきたが、その結果が休業とゆう最悪に達した。しかし、吾々の見解と組合の見解に尚相当のひらきがあるので、その点よく生産部（会社側）と協議して対策をねり結論を出したいと思うので、明日再度団交をもち明確な返答がしたい。」

これに対し組合としては、こと問題が吾々の生活に影響する重大なものである。それだけに緊急を要することであり今夜中にでも解決したい。

会社は直ちに協議の上回答すべきである旨をを強調、会社了として別室協議に入る、時午后五時。

〃会社の回答は至って抽象的
重役が居ないと結論が出せないの一点張り〃

団交再開は午后十時より開かれた、当面の立役者である黒田次長欠席。

再開にあたり会社側は

「種々検討の結果、各坑共貯炭はギリギリの線まできている。現状では休業止むなしとゆう結論になった。この点組合としても会社がこれ迄非常手段を講じてやってきたことに対し、この誠意を了とされて休業してもらいたい。」

組合

「只今、吾々にとってはなはだ不本意な回答がなされたが、もっと具体的な証明をすべきである。唯抽象的な結論のみでは了解し難い吾々の調査と大きなソゴがあるので、どの様な考え方から休業止むなしの結論が出たか詳細に説明すべきである。それを話さずに唯貯炭が限界にきたのだ云々……では了解に苦しむ。現場に明るい各部署長の説明を要望する」

会社

「技師長も吾々の考えと同一だ」

組合

「そんな馬鹿なことはない、吾々が一週間乃至十日前でも話し合っていたとすれば考えもしようが、一、両日前に話した事がそう簡単に変ボウする筈はない、又当面の立役者であり一番事情に詳しい黒田次長の出席のない事はキイに感せざるを得ない、具体的にも話せない、現場長も出せない、これでは吾々としては会社が出炭制限を故意にやっているとしか受けとれない」

会社

「そんな意図は毛頭ない、一日頃から貯炭が出来ないとゆう状態の中で、吾々は今日まで延ばせる丈延ばしてきたのだ、その誠意をもって問題の処理に当ってきた。つくす事は盡してきたとゆう外ない。」

組合

「そんな漠然とした抽象論では了解出来ない、もっと具体的な根拠を提示すべきである。そうでないと問題の進展は図れない。組合は具体的に出来るとゆう事を表明しているのに、会社は出来ない、貯炭は限界にきている　と一人よがりな事をいってもはじまらない。

五坑を例にしても　五坑では過去一万五千トンの貯炭能力があった、現在は、一万一千トン程度であり、まだ〳〵三・四千トンの貯炭が出来る結論である。

会社

「異状な状態に追い込まれたとゆう以外、何もない」

組合側は会社側に具体的に明示出来ない理由を追及するも、のらりくらりと逃を打つのみ、現場長もこの席上に出すべきだといっても反響なし、唯、お互い論議の応酬のみで問題の進展なし。

会社側は

「今日、いっ迄やっても結論が出ない、明日は重役連がくるので何等かの打解策もあろう、明日再度団交をもつことゝし、今夜はこれで打ち切りたい」

組合

「二日後に控えた休業問題に対して、そんなのんきな事では、吾々として事態を拾収するのに非常に混乱した状態が発生しないとも限らない、重役がいないと結論が出せないとゆう事であれば直ちに福岡の方でも乗り込み問題の解決を図りたい、しかして今夜中 に是非結論を出したい。会社は重大なる問題であるだけに充分なる熱意をもって誠意をつくすべきである」

しばし論争するも解決の糸口にならず、会社は明日々々の一点張り！

組合はこんな団交を続行しても意味がないので、次の二点を言明して明日（四日）団交をもつ事を了解した。

1、六日から休業する事は協議がまとまらない状態の中では極力さける。

2、四日の団交再開は十時

これに対し会社側は

1、の項は組合の意向としてうけたまわっておく。

2、の項は早急に福岡の方と連絡して努力したい。

旨を表明、四日午前十二時十分、散会した。

ニュース 24

スト規制法抗議職場大会開催に関する指示

スト規制法反対斗争について、さきに各支部に発せられた「炭労法斗第八号指令」に基く中央斗争委員長よりの電話連絡により、水害による九州の座り込み斗争委員の上京は実際的には困難視されるので各支部に於ては左記によりスト規制法反対抗議職場大会を開催するよう、山本委員長の名を以って指示して来た。

記

一、七月四日並に十五日にスト規制法反対抗議職場大会を方法その他について各支部、職場の実情に応じて行え。

一、スト規制法反対のための教育宣伝を徹底的に行え。

一、スト禁法反対国会座り込み斗争委員については九州は上京しなくてよい。

九州炭労電話情報

国会付近で『座り込み』

スト規制法反対斗争

三日午后より、炭労二十三名（北海道一八、常盤二、山口三）、日鉱および常炭連各五六名、電産三十名が国会付近において座り込み、職術を行ったほか、常炭連からサンドイッチ・マンを出して市内デモを行った。なお国会の見透しは七日から十日までの間に衆議院を通過するとみられるので、十五日の職場大会は再検討する必要があり、四日の総評幹事会に提案するほか五日中斗会議を開く。——（四日午前十時半、九州炭労発）——

期斗

古河　六・二〇〇円

会社の第一回々答（詳細不明）

臨時休業〃

他社の具体的動きは不明で、四日の明九労における『休業問題協同斗争委員会』において詳細判明する筈。

大之浦労組　教宣部

1953・7・3

ニュース　25

会社、九日以降休業を表明

交渉委員

会社側＝阿部、今村、山近、谷、原田、各坑技術長、岡部、安川　安西

組合側＝横田、野田、鈴木、佐藤、徳、井上、寺戸、長永　宇都宮　森下
　二宮　石岡伏、水野、中村　前島

昨日に引続き「休業」申入れに関する団体交渉「第二回」は午前十時より開催の予定であったが、会社側の結論が出ず、午后四時三〇分より第一クラブに於て再開された。

まず会社側今村常務より

数時間に亘って討議した結果、不満ではあるが、休業明けの整備のために若干余地を残していたが、労組の申入れもあり、鉄道の復旧も好転のきざしがあるので八日迄操業したい。九日以降は貯炭がぎり一杯になるので休業したい。

との表明に対し、組合側は直ちに別室協議を行い、五時五〇再開、組合側の態度を横田組合長より次の如く表明。

労組の実体調査ではまだ余力がある。従って会社の申入れに対しては納得しがたい。九日以降の問題については七日の団交に於て協議したい。尚会社としても重要な問題であるので慎重に検討し団交で回答されたい。

と要望し、六時七分、団交は打切られた。

組合としては生産部を中心に団交メンバーで五、六日更に各坑の貯炭能力の実体調査し次回団交に備えることとした。

昭和二十八年七月四日

日本炭坑労働組合九州地方本部
執行委員長　山本経勝

各支部組合長殿

水害に伴う休業に関する指示

今回の水害に伴い会社は休業の申入れをなし、その理由として輸送中絶による貨車繰り及び資金の収入の不能又は貯炭能力の限界を挙げているが、会社のこのような措置は水害に便乗した出炭制限の一手段とし、その犠牲を我々に転嫁せんとすることは明らかである。これに対し我々は一社一山の現象として看過することなく全斗の一環として当該支部を結集して共同斗争を組織し断乎斗わねばならない。当該支部は本指示に従って直ちに行動を展開せよ。

記

一、各支部は水害を理由として休業或は出炭制限等の申入れを受けた場合は直ちに地方本部に直ちに報告せよ。
一、休業の申入れを受けた支部は直ちに団体交渉に於て全員就業の強力なる申入れをせよ。
一、団体交渉に於ける就業申入れと同時に組合員を動員し夫々の職場に於て「就業させよ」の職場斗争を組織せよ。
一、各支部に於ける斗争状況は直ちに地方本部に連絡せよ。

1953. 7. 5

シリーズ 26

スト規制法反対斗争

スト指令山元に飛ぶ！

法斗第十二号

日本炭鉱労働組合斗争委員長
阿部竹松

各支部斗争委員長殿

二十四時間ストライキ決行指令

輿論を喚起し政府自由党の目を開き、スト規制法撤回に努力して来たが政府は多数の暴力と非民主的議會運営により早急な通過を策し遂に最終的段階にたち至りつゝあり、この情勢に対処し、七月四日総評戦術委員會は国會審議の情況によっては、総評大會中と雖もスト決行することがあり得るということの前提にたって、十一日を目途に全力を挙げて斗争態勢完了に努力することを決定した。

以上の決定並に国會情勢に應じ炭労中斗委員會（七月五日第四回）は次の事項を決定し、悪法粉砕撤回斗争第二波に立ち上ることを決定した。

依って次の通り指令する

記

一、七月十一日一番方より全国一斉二十四時間ストライキを決行せよ

一、七月十一日公休日の支部は七月十二日に決行せよ

一、保安要員は従来の慣行による

一、炭労法斗第十二号別紙㈢により従来の申入方法により申入書提出せよ

一九五三・七・五　大之浦労組教宣部

申入書

炭労中斗指令第十二号により七月十一日一番方より二十四時間ストを行うことになりましたので通知致します。

今次スト規制法案立法の根拠は、昨年の炭労電産ストに起因していると政府は言っていますが、昨年のストがあのような状態に発展した要因は石炭電気の経営者の態度にあったことは周知のところであり、本法が石炭電気をはじめ他産業の労働者の争議権を侵害し、その経済的地位を低下せしめるものであることもまた周知のところであります。

従って炭労も総評を中心としてあらゆる手段をもって本法案反対斗争を展開してまいりました。

然るにかかる事態の発生原因の当事者たる石炭経営者は、これより起るあらゆる紛争を事前に排除するため当然なんらかの努力を致される立場にあるにも拘らず、かへって本法案成立を祈念されるが如きは自らの責任を隠蔽するとともに、本法案反対に盛り上る全労働者に対する挑戦的態度であり全く遺憾であります。

このような経営者の態度に呼応する国会の反動勢力により、衆議院の審議状態は遂に吾々をして前記手段に訴え、その目的達成を期せざるを得ない事態に立ち至らしたのであります。

なおスト中の保安要員その他については貴方と当方の支部組合との間において協議いたします。

念のため、このストの責任の一切は炭労中斗にあることを申添ます。

昭和二十八年七月五日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　阿部竹松

ニュース

27

会社の休業申入れをブチ破る

輸送が好転した九日以降の休業は撤回する

休業問題第三回団体交渉は、七月七日午后三時より開催、

ヘキ頭藤山組合長より

組合として二日に亘り種々調査したが、貯炭の限界はぎりぎり五日ぐらいと思う、しかし尚、他に貯炭箇所を求めれば何も休業する必要はない、その点会社の見解を披瀝して貰いたい

と組合の方針を表明

これに対し、今村重役より

組合の見方については否定するわけにはゆかない、会社としては八日以降は既に限界にきているという考え方は相も変らずである。組合がいう正常貯炭以外の貯炭箇所は論外にしている。事情が好転しない限り九日より休業したいと考えていたが、その後筑豊線の輸送状況に一応の見通しがついたので新たな提案をしたい。

"組合はあくまで企業整備に便乗しているのではないかといわれたが毛頭そんなことはない、あくまで水害が原因である。

というのは、筑豊線が八日試運転を行い九日より復線開通する、門鉄当局としては、開通すれば従来の六〇%の貨車繰りを行いたい旨を言明している。

会社としては以上のように事態が好転したので、九日よりの休業を撤回したい、しかし乍らコールビンをあける作業を早急に実施しなければならないので十二日の休日を十日に変更したい・

以上の提案に対し組合としては千の質疑を行い、直ちに別室協議に入り検討した結果、一応会社の提案を了解することを申合せ、引続き団交を再開、

会社の提案について了解する。しかし乍ら日曜を繰り上げることはその期間の就業方式で働く者が相当疲労するので、十九日の休日については尚検討を要する、この点については生産部と話し合い結論を出したい。

会社了承、三日より続けられた休業問題は全面的に妥結するに至った

盆を最近い控えての突発問題は双方の努力によって解決し、吾々へ生

大之浦労組・教宣部

23.7.8

ニュース

28

法斗第十二号別紙（一）

指令第十二号によるストライキに関し会社側から種々の妨害、圧迫が行われることが予想されるが、それに対しては左記により躊躇せず適宜の措置をとられたい。

記

一、会社がスト通告書の受領を拒否した場合

会社があくまで受領を拒否する場合は内容証明郵便をもって社長宛送達すること、この措置をルーズにすると無通告ストの言いがかりをつける余地を会社に残すからまずい。

二、ストの責任追及措置に出てきた場合

1. 違法ストの責任追及と称して支部幹部、或はスト参加者の首切り、配置転換等の措置に出てきた場合は、

㋑、今次ストの責任の一切は中斗にある故、責任追及の対象を会社は誤っている旨を明確にするとともに、

㋺ 違法ストか否かの認定は会社が一方的に行いうるものでな、裁判所の判断に俟たねばわからぬことであり、いま「違法」ストの責任を追及さるべき筋合は全くない。とつっぱねること。

2. 法斗第九号、五、6に従い不当労働行為の立証をすゝめること。

3. 右通告を受けた者は一日も休業することなく、就業を続けるべきことは勿論、もし会社が被通告者の会社構内えの立入禁止仮処分申請を行う模様が察知される場合は。速かに弁護士と連絡をとり、先手をうって就労妨害排除請求仮処分申請を行うこと。

4. もしも一社一山においてもかゝる措置が行われた場合は、炭労は全組織を挙げて実力をもって斗うが、これが法廷斗争に移った場合においても、その費用は全額炭労が負担し あくまでも斗いぬく。

三、損害賠償請求等の訴訟を起してきた場合

もしも会社が、支部を相手どって違法ストの損害賠償請求の訴訟を起してきた場合は、直ちに中斗え連絡すること。

前記二、4に従い敢然とこれに応訴して法廷斗争を展開する。もと〳〵今次ストは違法ストでないのであるから、勝訴の自信は十分あるし、万々一反動的裁判所によって、違法ストと判断されたとしても損害賠償額の算定については、きわめて困難で簡単にきまるそのではない。

四、今次ストに伴う諸事件が発生した場合は、至急具体的に中斗宛に連絡すること

☆
大之浦労組
教宣部
☆

1953.7.9.

ニューズ

29

支払能力がないよ！

会社、具体案示さず

期末手当オ1回団交〔7月12日 オ1クラブ〕開く

期末手当斗争オ一回団体交渉は「休業問題」のため遅延していたが、七月十一日午後三時より開催、組合側は既に大手八社では最（一六、〇〇〇円以上）を提示しており本回具対案の回答をされたいと迫つたが、会社側は未だ検討しておらずその時期でない、と例によつて「センエン」策をとり、オ一回期斗団交は具対案の出ぬまゝ、次期に持越しと成り散会した。

交渉経過

冒頭、今村常務より「五日まで回答するよう申入れがあつたが、水害その他の要務のため今日まで遅れたことを了承されたい」との挨拶があり続いて

会社側＝現在の状況、業績から期末手当を出せるかどうか疑問であるが、もし出せたら少額でも気持よく受取つて欲しい、要求の本質からいつて面白くない結果を招くのは努めて避けたい。組合も賃金の場合と対違うのだからスト等やつては困る。この点話を進めるに先立ち特に希望しておく。昨年同様五万円を要求したのは如何なる理由によるのか

と先ず型の如く要求額の高さ方を質問してきた。これに対し組合は

組合側＝回答が今日まで延びたのは全く遺憾だ、今後は誠意をみせられたい。要求に対しての解釈が根本的に食違い会社の理解は望めぬとしても一応考え方だけを述べる。炭界の不況は認める。が今期の業績は前期と大差ないのだから、より以上の要求も当然だと思うが一応三万円ということにした。その考え方は赤字補填を会社としても全面的理解と誠意をもつて回答されたい。現在の賃金では最低生活も覚束ないので盆を迎える予算などない。この点は数字の説明よりも組合員の実体であり理解されたい。

と組合員の苦しい家計の生活実体より要求額を打出したことを説明、これに対し会社は

会社側＝要求の内容が如何なるものか明確でない。合理的な理由があれば四万円出してもよい。炭労の打出したものが二万円だからといつてそのまゝ要求したのはどう云うわけか、組合の統制から二万円を出したのなら詳しく説明して欲しい、大之浦を割て考えるなら二万円を一万五千円にしてやりたい＝ともたらしことを

組合側＝日常生活が豊かでないのだから二万円出してもうえばどうにか出来る。理論斗争をやつて問題を紛糾させることは好ましくない。要求の額が通るというのは社会通念で常識から筋を通すのは理論としてでなく割切つて欲しい。借金を清算して気持で盆を迎えたいと云うのがわれわれの欲求であり、組合員の生活を調査されれば、要求の妥当なことが解ると思う。

以上の応酬の後会社側要望で休憩（午後四時二十分）に入り、五時十分再開

会社側＝説明をきき、関係者と不明の点をただした組合も理論を避けると云つたが、交渉は説明し合わないと成立しない、前期同様の考え方は十分説明が無い限り了解できぬ、炭労の求め方は情勢分析のミスだ。業積は前期と豊況の差があり、卒直に云つて出せないというのが実情であり、会社の態度は同意つている。出せるか出せないかがキイポイントになる。

組合側＝中央大手は既に六、〇〇〇円出しており、具体案を示されたい。引延しは不誠意極まる

とつめよれば、会社側はぬけぬけ「センエン」を声明

会社側＝中央とは事情が異なり、急ぐことはない。会社としては未だ話合いも済んでいず、具対的な案を出す時期でない。いずれ話合つて回答する

これに対し組合、不誠意と反バクしたがラチがあかず、十五日再開を申入れオ一回団交を打切つた。

但し会社は十五日再開について回答しなかつた。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1953.7.13.

ニューズ　30

大手八社期斗速報

古河四十八時間ストに突入！

七・二〇〇円を蹴って

七月十三日午後四時九州炭労よりの電話情報によれば中央大手八社の期斗情況は

※古河　七・一〇〇円（十三日午後十時三十分回答）を不満として十三日より予定の如く48時間ストに突入した。

※三菱、北炭、雄別は　六・七〇〇円提示　その他はそれぞれ六・五〇〇円を出したがいずれも不満として一蹴、十三日午前十時より共斗会議を開いた。

※九共斗関係では次の如く交渉が持たれたが具体案の提示なし

○高松
6日〜1回
9日〜2回

○二瀬
12日〜1回

○杵島
4.5日〜1回
8.9日〜2回

○大正
7日〜1回

○嘉穂
3日〜1回
13日〜2回

○貝島
12日〜1回

訂正
三菱、北炭、雄別の六、七〇〇円は六、八〇〇円の誤り。

訂正
○高松
6日〜1回
○二瀬
14日〜1回
○杵島
10日〜1回
○嘉穂
5日〜1回

☆
大之浦労組
教宣部
☆

1953.7.13.

九州炭労法斗第五号

一九五三、七、一四

日本炭鉱労働組合九州地方本部
斗争委員長　山本圣勝

各支部斗争委員長殿

九州地方弁護団組織に関する件

一、七月十二日九州炭労に於ては、中央指示に基き、今次斗争に関する法廷対策の一環として九州地方弁護団を左記の通り組織しましたので、各支部に於て今次斗争に関し発生せる事件については、速かに九州炭労に報告を受け法廷斗争を展開することに決定致しました。

弁護団構成

弁護士氏名	住所	電話
清原敏孝	大分県中津市宮島町五九の一	中津　一八一
田中実	福岡市土手町一三	福岡（四）四一一二
内田松太	福岡市東唐人町六四	福岡（四）三三六四
諫山博	福岡市土手町八	福岡（四）六九九二
石田市郎	飯塚市住吉町	飯塚　一一六四
二村正已	若松市本町四三一の七 小倉市紺屋町一九七林信雄方	小倉　四四八
今長高雄	小倉市紺屋町三の八九	

㊟弁護団の連絡は諫山博弁ゴ士が担当しますので、九州炭労に報告と同時に直接この弁ゴ士に相談しても結構です

二、尚法廷斗争関係の必要書類としてさきに発送ずみの法斗指示才五号で準備中とは思いますが、左記に依り追加準備をお願いします。

1、委任状　三部以上（九州炭労に準備してある）
2、会社登記謄抄本　三部以上
3、組合登記謄抄本　三部以上（法人格を有する組合のみ）
4、労働協約、就業規則、組合規約　十五部以上
5、圣過説明書　十五部以上
6、不当解雇に関する往復文書　十五部以上
7、解雇通告文書㊢　十五部以上
8、被解雇者の組合経厂　十五部以上

注　(4)、(5)、(6)、(7)、(8)については不当労働行為提訴用として他に三十五部準備しなければならない。

三、若し、会社より解雇通知があった場合は、直に会社と団体交渉（解雇に関する正式権限ある所へ）を行い、強力に反対斗争を展開すると同時に、地方本部に圣過に詳しき役員を派遣し、前記書類及び組合印、被解雇者印を持参し至急帯告して下さい。

以上

292
受付
昭和28.7.16
貝島炭礦大之浦労組

組合長	副組合長	書記長	戦務部長	給与部長	生産部長	厚生部長	教宣部長
		鈴木					

受付 28.7.16 292

九州炭労法斗第五号

一九五三、七、一四

日本炭鉱労働組合九州地方本部
斗争委員長 山本圣勝

支部斗争委員長殿

九州地方弁護団組織に関する件

十三日九州炭労に於ては、中央指示に基き、今次斗争に関する法廷対策の一環て九州地方弁護団を左記の通り組織しましたので、各支部に於て今次斗争に発生せる事件については、速かに九州炭労に報告を受け法廷斗争を展開することに致しました。

一 護団構成

弁護士氏名	住所	電話
原 敏孝	大分県中津市宮島町五九の一	中津 一八一
田中 実	福岡市土手町一三	福岡(西)四一一二
内田 松太	福岡市東唐人町六四	福岡(西)三三六四
諫山 博	福岡市土手町八	福岡(西)六九九二
石田 市郎	飯塚市住吉町	飯塚 一一六四
二村 正己	若松市本町四三一の七 小倉市紺屋町一九七林信雄方	小倉 四四八
今長 高雄	小倉市紺屋町三の八九	

㊟ 弁護団の連絡は諫山博弁ゴ士が担当しますので、九州炭労に報告と同時に直接この弁ゴ士に相談しても結構です

二 尚法廷斗争関係の必要書類としてさきに発送ずみの法斗指示第五号で準備中とは思いますが、左記に依り追加準備をお願いします。

1. 委任状 三部以上（九州炭労で準備してある）
2. 会社登記謄抄本 三部以上
3. 組合登記謄抄本 三部以上（法人格を有する組合のみ）
4. 労働協約、就業規則、組合規約 十五部以上
5. 経過説明書 十五部以上
6. 不当解雇に関する往復文書 十五部以上
7. 解雇通告文書㊢ 十五部以上
8. 被解雇者の組合経歴 十五部以上

註 (4)、(5)、(6)、(7)、(8)については不当労働行為提訴用として他に三十五部準備しなければならない。

三、若し、会社より解雇通知があった場合は、直に会社と団体交渉（解雇に関する正式機関ある所へ）を行い、強力に該闘争を展開すると同時に、地方本部に経過を詳しき役員を派遣し、前記書類及び組合印、被解雇者印を持参し至急報告して下さい。

以上

昭和二十八年七月十八日

各支部労仂金庫対策委員殿

貝島大之浦炭鉱労仂組合　厚生部長

福岡縣労働金庫
水害罹災者に対する非常貸付金要項

一、趣旨

今次未曽有の大水害にあい組合員の中に多数の罹災者を出したので本金庫としては，これが救済の非常措置として『貸付金取扱要項』によらず新たに『水害罹災者に対する非常貸付金取扱要項』を設定し，経営の不利を顧みず最大の奉仕をなし，労仂者各位の生活たてなほしに寄与せんとするものである

二、第一次取扱期間

昭和廿八年七月一日～七月三〇日迄を原則とし止むを得ざる場合は此の限りでない

三、貸出総額

金三阡万円也

四、貸出の限度

第一位　二万円　第七項参照（政府貸出資金が到着すれば五万円，三万円，
第二位　一万円　〃　二万円の限度にプラスする）
例外　一万円　〃

五、利率

二歩八厘（現在五歩）

六、貸出期間

十六ヶ月（現在十ヶ月）

七、貸付の事由（貸付基準）

第一位　家族死亡，重傷，全壊，半壊，流失
第二位　水没，階上，天井浸水
例外　その他水害による緊急措置を要するもの

八、貸付の方法

組合貸付の方法による（従前の通り組合借入金証書添付のこと

九、貸付の件

(イ) 罹災証明

公共団体（市，町，村，又は地方事務所等）発行のもの添付のこと，但し組合又は会社に罹災証明書が提出してあれば，その組合会社の証しでもよい

(ロ) 給料天引であること（従来通りである）

十、貸付金返済方法

一ヶ月据置き，十五回月賦均等償還とする
但し端金を最初の月に払込むものとする

十一、貸付方針

貸付金額は，罹災者の生活復旧を建前とするので，借入申込者の今後返済のときを考慮し，生活に無理を与えないように取計うことを趣旨としているから借入金額は出来得る限り最低額にいたす方針である

(注) 御希望の方は至急御申込み下さい
（貸付金月賦償還表は別紙に）

水害特別貸付金月賦償還表

一ケ月据置十五ケ月償還　月歩8厂4毛（2歩8厂）　　元金 ¥10,000借入の場合

払込回数	元金残高	払込金内訳			毎月均等払込金	備考
		元金	利息	計		
据置	10,000 —	0 —	84 —	84 —	279 —	計算の基礎は本表払込金の内訳通りであるが、返済金均等化のため初回に於て端数金を調整し 以下1回～15回迄を均等月賦償還とした
1	10,000	629 —	84 —	713 —	700 —	
2	9,371	633 —	80 —	713 —	700 —	
3	8,738	636 —	77 —	713 —	700 —	
4	8,102	644 —	69 —	713 —	700 —	
5	7,458	650 —	63 —	713 —	700 —	
6	6,808	655 —	58 —	713 —	700 —	
7	6,153	661 —	52 —	713 —	700 —	
8	5,492	666 —	47 —	713 —	700 —	
9	4,826	672 —	41 —	713 —	700 —	
10	4,154	678 —	35 —	713 —	700 —	
11	3,476	683 —	28 —	713 —	700 —	
12	2,793	689 —	24 —	713 —	700 —	
13	2,104	695 —	18 —	713 —	700 —	
14	1,409	701 —	12 —	713 —	700 —	
15	708	708 —	5 —	713 —	700 —	
[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]	700 —	

ニューズ

33

期斗、スト权を斗争委員会に一任！

臨時斗争費、資金カンパ等を確認

期末手当斗争に対する〝スト権の斗争委員会一任〟を総会に諮るため、七月十六日午前九時半より五坑会館に於て緊急臨時総会を開催、スト権の決定をみた。尚、斗争資金、資金カンパ、その他を確認した。

緊急臨時総会報告

総会経過

総会は鈴木書記長の司会に始まり、横田組合長の招集挨拶「〝期斗は炭労大会の決定に基き大之浦も要求書を提出、団交もやってみたがやはり実力行使の背景がなくては交渉は進展しない。現在斗争意欲の点がいろいろ聞くが斗わない限り労働者の生活向上はあり得ないことを確認されたい。」に続いて議長団及び総会役員に、それぞれの諸氏を選出。

議長団……吉田元吉郎（三坑）　今井明信（西五坑）　立川久雄（五坑）

資格審査兼議事運営委員……森（執行部）　奥永（本社）　加治木（二坑）　入北（三坑）
堺（五坑）　樋口（西五坑）　小松（六坑）

議事録署名委員……野川（三坑）　山口（西五坑）　書記……桂教宣部員、村川生産部員

吉田議長の力強い挨拶後資格審査の発表・代議員総数四六三名、出席二三七名で成立人員に達し成立宣言、運営方針確認後報告事項に入る

※斗争経過報告（横田組合長）

1. 臨時休業の件＝会社申入れより団交（三回）決裂までの経過……既報ニュース参照
2. 期末手当斗争の件＝要求書提出、団交、他社の経過……〃
3. 企業整備反対斗争の件＝不況と合理化、具体的な動きが少いので具体的な斗争方針はたてられないが、目下調査し資料を集めている。
時間外の制限は一還として斗ってゆく
4. 労斗（スト規制法反対斗争の件）＝価値判断よりスト回避の声があるがそれは間違い！十一日は二十四時間ストを決行したが炭労傘下から脱落支部が発生した。その情況（ニュース）第三波のストは必至であろう。权利と生活を守る為に断固斗おう。

以上の報告に対する質疑は左の通り。

質疑	応答
▼休業問題における会社の意図は	表面は天災であった。その真意は解らぬが吾々は出炭制限と論パクした
▼企業整備（職場転換等）に対する考え方	どんな小さいことでも企業整備であれば断乎斗う 具体的な問題が起れば対処出来る態勢にある
▼三坑に於て採炭夫三六名を仕繰夫に配置転換する問題が起り、それを少数で決定している。	報告によれば払が悪いので払を整備すれば復帰するとの条件とき、部会としては支部で慎重に決められたいと要望。

つゞく

☆大之浦労組 教宣部☆

1953.7.17

ニュース 34

スト責任追及に法廷斗争!!

☆九州炭労が地裁に上申書☆

九州炭労では今回の会社の一方的認定によるスト責任追及の通告に対して福岡地才に対し口頭弁論を開催されるようとの別項のごとき上申書を七月十三日付で提出した。

上申書（写）

既に御承知の通り当日本炭鉱労働組合（略称炭労）九州地方本部傘下各組合は昭和二十八年七月十一日現在国会に於て審議せられているスト規制法（略称）に反対意志表示のストライキを実施致しました所が各会社はこのストライキを一方的に不法争議と認定し、スト通告書に対する回答書に於て各会社共に傘下組合の責任追及を再三に亘り通知して参って居る実状であります。

炭労としてはこのストライキはあくまで合法かつ正当と判断致しており傘下各組合は炭労中斗指令に従い行動したものにして、その責任はあくまで炭労中斗にあることは既に各会社に通告の通りであります。尚労使の間にこのストライキが合法か否かの判断が結論づけられていないとするならば之は才判に於てその決定を待つべきで各会社が一方的に判断してその責任追及を図るべきものでないと考えております。

・然るに各会社は前述の責任追及の方法として傘下組合役員及び組合員に対し解雇処分を暗にほのめかしており、解雇通告と同時に「従業員でない」との認定のもとに貴才判所に対して事業所立入禁止の仮処分を申請することが予想せられるのでありますが、かゝる決定は徒らに労使の紛争を惹起しその解決を長期化複雑化する恐れがありますので右の如き申請がありました場合は貴才判所に於ては之を慎重に御検察の上当方の意見を充分聴取する意味に於て口頭弁論を開催せられるよう希って上申致します。

昭和二十八年七月十二日

日本炭鉱労働組合九州地方本部

執行委員長　山本経勝

地方才判所

才判所長殿

⁂ 大之浦労組 教宣部 ⁂

1953.7.17

ニュース 36

明九労から脱落の陳謝文

十一日の統一斗争より脱落した明九労では　七月十三日附別項の如き陳謝文を執行委員長・事務局長名で関係方面におくった。

陳　謝　文

法斗十二号指令にもとづく実力行使に関して、明九労本部は炭労の統一斗争より脱落し尚且つ九炭労幹部及他支部代表者の熱涙溢る戦列復帰の要請にも添う事の出来なかった事を衷心より深く遺憾の意を表します

斯かる明九労の脱落に依り、スト規制法の衆院通過を容易ならしめ吾々労仂階級の最大のレジスタンスとして斗争に対しその効果を削減せしめ、然してブル新聞をして喝采せしめ尚又労仂階級の最前衛として多くの貢献をして来た炭労の光輝ある厂史を汚涜し、友誼諸団体に多大なる迷惑を及ぼした事は吾々明九労幹部の此の斗争に対する本質的な理解と戦う意欲の欠陥が斯くあらしめたものと考え深く自省をするものであります・

特に大手及九共斗関係労組に対しては積年の友誼を裏切り、吾々明九労が今後大手ブロックの構成分子として爾後の斗争に伍して行く事に甚だ心苦しく感ずるものであります

明九労としては今次斗争の汚名を挽回すべく次期斗争の具体的実施の中に現わす方針でありますので、その暁には倍旧の同志的愛情・友誼と鞭撻をそゝがれん事を併せてお願致しまして、陳謝の意を表すものであります

一九五三年七月十三日

明治鉱業九州炭鉱労仂組合
執行委員長　阿部寛一
副執行委員長　佐迫岡初雄
事務局長　吉岡慶敬

☆ 大之浦労組 **教宣部** ☆

1953.7.18

ニュース

37

経理の説明で引延す

組合 誠意を示せと追及

期斗第2回団交18日午後オークラブ

期斗・第二回団交は七月十八日午後四時・第一クラブに於て開催された・

冒頭、組合側「十五日開催することになっていた団交が本日（十八日）まで引延されたことは従来にないことで、会社の意が那辺にあるのか不可解である。右司は既に十七日に妥結しており、本日は是非共具体案を出されたい」と強く要望・

これに対し会社側は「不審をかうような行動はつつしんでいるし将来も赤裸々な態度でゆく、他社とのふり合もありまだ結論を出してない、血まで追込む意志はない」。

すかさず組合側「去年は二十日に妥結しているのに今年は未だ団交二回目で、なお具体案の提示はなく会社の誠意を疑わざるを得ない、誠意を示されたい」と追及すれば

会社側は「今回の話合いに大事なことは前期同様の考え方では話がまとまらぬということだ、会社の経営は逼迫し赤字で、支払能力がない、この経理の状態を説明したい」と申入

組合側「話の順序もあるので一応きくが吾々の考えは変らない念のため」

かくて中栗経理部次長の名演技よろしきやりくり談義が始まった。その内容は数字の羅列と、賃金稼が出来ず、支払能力がないと云うことのようであった。

これが終るや組合側は傾向を抜きにして具体案の回答を再び迫った。が会社は経理について傾向これたいと逃げをうつ、組合なをも追及すれば

「具体案を出すことのみが誠意のあることとは考えない。なお協議した上で提示する」

結局具体案を提示せず　二十日午後再開（第三回団交）を約し六時散会した。

☆ 大之浦労組 **教宣部** ☆

1953.7.19

ニューズ

38

第一次案 六、三〇〇円

組合問題にせず一蹴！

賃斗第三回団交は二十日午後四時より開催

会社は逼迫した圣理状態を前回説明したが、何ら組合側の質問がないことからみて了解されたものと思っている、組合も要求を出す以上会社の圣理を十分検討し不審の点があれば納得いくよう説明をきかれたい。気持を合せて話合って行かぬと話はまとまらぬと前回同様に核心にふれようとせぬ。

組合側は何らかの形が示されてこそ会社の誠意あるところが判る、前回圣理の説明をきいたのは交渉のあり方として一応きいたまでで数字を信用しろといわれても直ちに信用できぬとあくまで具体案の提示を迫り、会社側は四時四十分別室協議に入る。

五時三十五分再開

会社～組合側から出さぬと誠意を疑うといわれたが問題の解決に誠意を示しているので要望を入れ成案をまとめてきた、しかし会社の圣理が非常に悪いことだけは知っておいてほしい。具体案を出すにあたり種々考慮し権限からも最善をつくしたわけで苦しい状態と資料不足の中から圣理を度外視して

有資格者一人につき　六、三〇〇円（条件として一、〇〇〇円の税抜き）その他従前通り

組合側はこの額を不満とし、引続き団交をもつよう要望したが会社側の都合で二十三日第四回団交をもつこととし六時散会。

組合は団交終了後直ちに緊急斗争委員会を開き、会社側の遷延策に対して反省を求め、早期解決を図るため二十二日以降行動の自由を留保する旨を申入れることを確認した。

二瀬　六、三〇〇円（一、〇〇〇円税抜き）

☆

大之浦労組

教宣部

☆ 1953.7.20

ニューズ

38

第一次案　六、三〇〇円

組合問題にせず一蹴！

期手第三回団交は二十日午後四時より開催

会社は逼迫した経理状態を前回説明したが、何ら組合側の質問がないことからみて了解されたものと思っている、組合も要求を出す以上会社の経理を十分検討し不審の点があれば納得いくよう説明をきかれたい。気持を合せて話合って行かぬと話はまとまらぬと前回同様に核心にふれようとせぬ。

組合側は何らかの形が示されてこそ会社の誠意あるところが判る、前回経理の説明をきいたのは交渉のあり方として一応きいたまでで数字を信用しろといわれても直ちに信用できぬとあくまで具体案の提示を迫り、会社側は四時四十分別室協議に入る。

五時三十五分再開

会社～組合側から出さぬと誠意を疑うといわれたが問題の解決に誠意を示しているので要望を入れ原案をまとめてきた。しかし会社の経理が非常に悪いことだけは知っておいてほしい。具体案を出すにあたり種々考慮し権限からも最善をつくしたわけで苦しい状態と資料不足の中から経理を度外視して

有資格者一人につき　六、三〇〇円〈条件として一、〇〇〇円の税抜き〉その他従前通り

組合側はこの額を不満とし、引続き団交をもつよう要望したが会社側の都合で二十三日第四回団交をもつこととし六時散会。

—○—○—

組合は団交終了後直ちに緊急斗争委員会を開き、会社側の遅延策に対して反省を求め、早期解決を図るため二十二日以降行動の自由を留保する旨を申入れることを確認した。

二瀬　六、三〇〇円（一、〇〇〇円税抜き）

☆大之浦労組　教宣部

☆1953.7.20

ニュース 39

〝期斗〟重大段階に突入！

平和的解決遂に望めず
22日正午まで回答を、21日午前10時手交

大之浦の期末手当交渉は遅々として進展せず第三回団交（二十日ニュース38）に於て漸く第一次案六・三〇〇円を提示する状態で、組合としては二十日団交終了後直ちに斗争委員会を開催、大手では八・〇〇〇円を不満として尚お強力な斗争を続けているとき最早平和的折衝では徒にときをセンエンするものであるとして、次の如き二十二日正午までの期限付回答申入を行うことを決定、二十一日午前十時手交した

申入書

貝島労組第三一号
昭和二十八年七月二十一日

貝島炭砿株式会社
専務取締役　本松輝理殿

貝島大之浦炭砿労仂組合
組合長　横田　肇

今次期末手当要求に関し当方としては二れが円満裡に早期解決のため努力を続けて来たのであるが、貴方においては当方の真意を理解せず、徒に他社との肉違のみを主張し交渉を遷延せしめる態度で臨み本日に至ったことは甚だ遺憾であり且その提案に至っては我々の生活実体を考慮されることなく一方的に資本蓄積と利潤追及の外何ものも無いと断ぜざるを得ない。

依って、当組合としては重大なる決意を以て貴方の再反省を促すと共に、廿二日正午迄に最終的誠意ある回答を要求するものである。万一貴方に於て不満足なる回答若しくは二れを遷延するが如きことある場合は廿二日正午以降に於ける当組合の行動の自由を留保すると共に、二れにより発生する事態の責任は貴方にある事を申入れる

以上

大手再び廿三日より48時間スト

中央大手その後（ニュース35）の情況は、具体的な進展なく、二十日開催された資本別共斗会議はなお強力に斗争を展開すべく次の事を決定した。

住友－全山　雄別－全山　三菱－大夕張（北海道）高島（長崎）古賀山（佐賀）明治－豊国（福岡）立山（佐賀）

の四社は二十三日より四十八時間ストを決行する

第2回,労仂講座

※ 七月二十四日午前十時～午後三時まで……弁当を持参のこと

※ 十月以降賃金斗争に備えて
九大助教授　正田誠一先生

※ 戦後日本における労仂政策
九大研究生　中尾英俊先生

万障お繰合せの上多数出席下さるようお願い致します。

☆大之浦労組　教宣部☆

1953・7・21

ニュース

40

第4回団交速報

六・八〇〇円提示（第二次案）

未だ最終的具体案を出す時期でない

第四回団体交渉は七月二十二日午后四時半より第一倶楽部に於て開催。

冒頭、今村常務より、昨日組合よりの申入れに対検討した。今回の期末手当については会社は誠意を以て交渉に当ってきた、にもかゝわらず組合の申入れに対しては非常に遺憾に思っている今少し現在の炭界の苦況に鑑み、会社の事情も勘案して円満な解決に努力してもらいたい。

組合としては、組合の申入れにこだわり過ぎる、吾々は何も自ら好んで紛糾を醸そうとは思ってはいない、唯問題は会社が常に遅延策を弄するので、時期的からいっても既に申入れの段階にきている。組合としては会社の最終的な案を早急に出すべきだと考えている。

〝会社〟 組合のそう最終とは、組合自体の最終案と考えているのか、

〝組合〟 そんな意味ではない、時期が最終的段階にきていることである。最終案提示の状態にある

〝会社〟 お互いに各社の状況にとらわれなく紳士的にゆきたいと思うが、その時期であるか考え方はまとまっていない、 もっと団交を続け事務折衝を持ったらどうか、

〝組合〟 事務折衝でことが円満に行ったためしがない。あく迄も団交でもって折衝を続けるべきだ、

〝会社〟 最終的具体案を出す時期ではない、また序ノ口と思っているのに、しかし組合の生活実態もよく考慮しなければならないし一応別室協議を以て検討したい。

会社午后五時十分、別室協議に入る。

午后五時三五分団交再開、会社側は別室協議の結果、

「会社」 組合の意思をきいて慎重に検討したが、本日具体案を出さない方がよいと考えている。しかし事態を勘案し早期解決という立前から次の案を提示したい

期末手当一人当　六、八〇〇円

「組合」 会社が表明している〝本日具体案を出さない方が早期解決の糸口になり得る〟という考え方には巾があると思う、組合としては徹宵でもして解決したいと思う会社の意向はどうか

「会社」 団交は相互の理解に立って妥協するのが団交だ、お互に譲り合うべきだ、組合の方で何か案があれば発表して貰いたい。

「組合」 会社は従来よく明治の例を出していたが、明治ですら八、一〇〇円という数字を出している現況六、八〇〇円では了承出来ない、不満である。

「会社」 団交は労使関係と何ら異らない、お互いに理解の中にあって話し合うことが肝要だ、もっと組合の実態を知りたい

「組合」 これ以上再考出来ないか、

「会社」 再考前に組合としての考え方をヒレキしてもらいたい、何も額の点を指摘しているのではないか

「組合」 吾々は要求二万円を提示している

「会社」 今日はこれ以上団交をもたない方がよい、もっと組合の実態、他社の状況を見たい。

「組合」 会社が表明出来ないということであれば明日午前中に団交を持つべきだ、

「会社」 六、八〇〇円という良心的な額を示した以上、組合としても本意を示す段階に来ている

「組合」 明治の状態からいってそんな段階ではない

種々、会社の状況説明は労仂力、能率の向上で論議を交わしたが結論に至らず午后六時四十分第四回団交を打切る。

組合‼ 徹宵でも団交をもて！

☆☆☆ 大之浦労組　教宣部

☆☆☆ 1953.7.22

ニューズ

41

中央大手、九共斗、期末手当状況一覧表

1953.7.23 調

各社別		第一次案		第二次案		第三次案		第四次案		第五次案		備考
		金額	月日	金額	月日	金額	月日	金額	月日	金額	月日	
大手八社	三井	6,000円	7月7日	6,500円	7月10日							
	三菱	6,000〃	7.7.	6,500〃	7.10.	6,800円	7月12日	8,000円	7月17日	(1,000円税抜) 8,100円	7月23日	7月23日 第五次案で妥結
	住友	6,000〃	7.6.	6,500〃	7.10.	6,800〃	7.12.	8,000〃	7.17.	(一時金1人当150円) 8,100〃	7.23.	7月23日 第五次案で妥結
	北炭	6,000〃	7.7.	6,500〃	7.10.	6,800〃	7.11.	8,000〃	7.17.			
	雄別	6,000〃	7.6.	6,500〃	7.10.	6,800〃	7.11.	(1000円税抜) 8,100〃	7.21.			7月21日 第四次案で妥結
	太平洋	6,000〃	7.7.	6,500〃	7.12.	6,800〃						
	明治	6,000〃	7.10.	6,500〃	7.10.	6,800〃	7.11.	7,900〃	7.17.	(1000円税抜) 8,100〃	7.21.	7月21日 第五次案で妥結
	古河	6,200〃	7.2.	7,100〃	7.11.	(1,000円税抜) 8,400〃	7.17.					7月17日 第三次案で妥結
九共斗	高松	会社側は現在具体案を出す時期でない、**24日団交をもつ**										
	二瀬	6,300〃	7.20.	6,800〃	7.22.							
	杵島	6,100〃	7.20.	[illegible]三坑6,600〃 大鶴炭坑6,350〃	7.22.							
	嘉穂	6,800〃	7.21.									
	大正	3,500〃	7.17.									
	貝島	6,300〃	7.20.	6,800〃	7.22.							

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1953.7.23

ニューズ

42

『七月廿七日各方二時間ストを決行』

違反は厳重に処分

〜スト禁反対・第三波〜

スト規制法反対斗争は第二波（七月十一日廿四時間スト）決行後、第三波について検討されていたが、本日（廿四日）午前七時四十分電話により次の指令を受けた。

"指令第十七号"

『第九回中斗（廿一日ー廿二日）は、総評の決定したスト禁止法反対斗争の為の第三波実力行使について炭労はさきにより、全国一斉に実力行使を以て斗う事に決定したので、貴支部はこの指令に従いストを実行する様右指令する。

なおスト突入に対しての具体的方措置は、別紙指示により行え。

記

七月二十七日一番方より一日六時間（各方二時間）の時限ストを決行せよ。

※指標　スト禁止法制定反対

※統制　中斗は今次ストの重要性にかんがみ、本指令に違反した場合規約にてらし厳重な統制処分（例えば除名）を共闘に要請する』

以上

斗りの場は参院となり挟みに挟んでいるわれわれの総力を挙げて抗議の斗争を進めよう。

☆大之浦労組　教宣部☆

1953.7.24

ニューズ 43

三菱（全九労）企業整備の申し入れ！

九全労では、七月十八日会社側より企業整備について七月二十一日九州監督署に於て折衝したい旨の申入れがあり、当日午后二時よりの折衝に於て会社は次のような企業整備案を提案してきた。

一、会社の企業整備案

(イ) 出炭規制のため現在の出炭を一五％減としたい（九五万トンえ）

(ロ) そのためにつぎの方法による人員減をはかりたい

(1) 離島（崎戸ヶ高島ヶ端島）と古賀山は五％減

(2) その他の地区はそれぐ二〇％の人員減をやりたい

(ハ) この人員減は希望退職で行うがその取扱いは次の通りとしたい

(1) 退職者には予告手当三〇日分を支給

(2) 特別加給は次の通りとしたい

一年未満の退職者	三〇日分
一年未満五年まで	六〇日分
五年以上	九〇日分

(3) 停年者にして希望退職せる場合の特別加給は次の取り扱をする

廿八年八月停年退職者は適用しない

廿八年九月〜十月	〃	二〇％
廿八年十一月〜十二月	〃	四〇％
廿九年一月〜二月	〃	六〇％
廿九年三月〜四月	〃	八〇％
廿九年五月	〃	一〇〇％

帰郷旅費は十四日以内に帰郷する者に実費を支給する

。これらの退職取扱いは常傭臨時夫についてはその半額適用

希望退職を拒否 ＝二十二日より＝

九全労では二十二日からこの問題について、現在のところ会社側の説明を受ける段階であるが、当然基本線に従って、今後強力なる斗争を展開することになると思われる。

(註) 九全労傘下支部の臨時夫は組合数の約三％程度である（飯塚労組より）

九全労では七月二十二日苐三回企斗委で次の如き苐三号指令を発した。

指示　苐二号

廿一日会社より発表された企業整備は明かに労働者の犠牲に於て企業合理化を強行するものである。従ってこれには絶対反対の態度でのぞむ。

本問題について、九全労企斗は、九全労と九州事ム所との間で交渉することを決定し、各支部並びに組合員に次の如く指示する

記

一、各支部は企業整備に関する鉱業所よりの申入れを拒否し、九全労の企斗に報告せよ　爾後は九全労企斗の指示するところに従って行動せよ

二、各組合員は企業整備（退職、配置転換）に関する会社側の個人折衝を拒否し、組合の動勢の中で行動せよ

以上

☆大之浦労組　教宣部☆

ニュース

44

期末手当よろん調査集計表

7.22調

種別 支部別	配布総数	回収数	賛成数	反対数	白紙無効	賛成%
本社	308	232	171	54	7	73.7
二坑	1.570	1.256	778	330	148	62
三坑	2.184	1.669	1.056	447	166	63.7
五坑	1.910	1.496	795	531	170	53
西五坑	1.030	796	520	203	73	65.3
六坑	1.974	1.502	1.066	265	171	71
計	8.976	6.951	4.386	1.830	735	63.1

七月二十二日開催された第四回教宣部会は、従来にない低率を示したよろん調査の原因が奈辺にあるのか真剣な討議を行い、次の理由を見出した。

一、ストの価値判断

一、石炭界の苦況

一、大手八社の進捗状況

一、六三日のストが与えた影響

一、基準外抑制からくる生活苦

一、所定の現況

その他諸々の理由も掘り下げて検討され、結論的に現在の日本の経済情勢に余りにも幻惑されているの感が深い。この点については教宣教室を行う。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1953.7.25

ニュース　45

スト突入指令に関する指示

法斗第十七号（七・二三）によるスト突入に際しての必要且つ具体的な事項については左記本指示に基いて行え。

記

一、第三波決定に至る経過

(1) 国会審議状況

さる七月十一日、衆議院において、われわれの声の怒りの反対にも拘らず　スト禁法は遂に本会議を通過し　同日参議院に送付され参議院においては、次の日程で法案審議を行う予定を立てた

イ、七月十八日から廿一日まで九州・北海道・福島の現地調査
ロ、廿二日は右調査の報告
ハ、廿五日から委員会審議

これに左右両社、労農党は多数党を相手にして法案の審議未了に追いこむべくあらゆる戦術をもって対処している

法案の審議に就いての見透しは非常な困難を予想されるが、予算審議　MSA　岡崎外相木村保安庁長官の不信任等とからんで微妙な動向を示している。こうした国会審議の状態に関連して、総評を中心とし炭労、電産は緊密な連絡をとり積極的反対斗争を展開している、即ち国会における座り込みによる反対抗議、二十三日の東京公聴会に阿部（炭労）神山（電産）等を口述人として抗議する。東京都内街頭宣伝を行う（これは坐り込み斗争員参加）その他あらゆる機会をとらへ積力的な活動を行っている

(2) 総評第三波決定に至る経過

七月二十日総評戦術委員会は　スト禁止法の国会審議状況を勘案し、第三波を組織し反対斗争を行う必要を確認し、第三波決行について必要な決行の期日・規模について協議した結果期日については、七月廿七日を参議院における審議のやまであり、この日に第三波を決行すべきであるという結論に到達した。また規模については「第二波同様各単産の実情により単産の要求をからめて斗争を組織する」ということを決定し、この戦術委員会の決定は、翌二十一日の幹事会に附議され決定された。

それによると、主なる各単産の実力行使は次の通りである

日教組　夏期休暇に入っているので　職場大会を開く
全繊維　世論喚起のため、職場大会を開く
全逓　定時退庁
海員　国会対策を行う
電産　五〇〇KWを基準として平和産業を除き、電源スト及事ムスト　陳情団上京
私鉄　主要路線で坐り込み（約一万人）職場大会
日通　職場大会　―　専売　超勤拒否
全電通　二十二日中執で決る　―　全自動車　職場大会　オルグ派遣
全鉱　時限スト　職場大会　―　国鉄　三〇％賜暇

(3) 中斗の第三波決定に至る経過

七月二十一日、二十二日中斗は　総評幹事会決定の第三波スト決行について、炭労は如何に斗うかということを検討した。

中斗は第三波決定について考慮しなければならないことは概ね次の諸点であるという結論に達した、即ち

大之浦労組　教宣部

1953.7.25

イ・総評傘下各単産の才二波の実態と才三波の[illegible]の比較に於て、組合員の間に割り切れないものがある。

ロ・炭労才二波における多数の脱落者を生じた実態と、更には才三波における[illegible]について[illegible]術が必要である。

ハ・炭労は目前に企業整備反対の大斗争を斗わなければならない既定の事実に直面している。この企業整備反対の斗いは、炭労の運命を賭した斗いであり、組織全体が緊密な団結と強固な態勢確立のない限り、斗争に勝ち抜くことは不可能である。このためにはスト禁斗争を通して組織の弱体を来たしたりすることは、避けなければならないことは勿論、むしろ組織力の強化をはからなければならない。

以上の判断によれば中斗としては、才三波を炭労全体が斗うことを前提とし組織し、かつ実際的にも才三波の実行は全組合員の行動となって現われなければならない、とともに、続いて起り来る企業整備斗争には、全組織が強力に斗うと云う確認に立ってその集約されたものが、才三波を一日六時間時限ストということに決定しされた。

二・スト通告

同封中「通告書」に会社責任者名を記入し、速かに会社に提出せよ。

若し会社が通告書の受領を拒否した場合は、内容証明郵送或いはその他適当な方法により送付せよ

三・保安要員

保安要員は従来通りとせよ

保安要員の協議申入れを会社が拒否した場合は、その拒否した証拠（記録、証言等）をとって、保安要員は就労させなくてもよい。

四・ストの完全実施

ストは各方へ一番方、二番方、三番方、亦は甲方、乙方、丙方等一日二方又四方等のものも含む）それぞれ二時間ずつとし、その方の作業時間の中で行う。ストの時刻について支部で決めよ。

但しスト決行の時間を補うため早出残業等によって作業時間を延長してはならない。

五・ストの完全実施

今次ストは時限ストであるのでスト決行の正規について明確さを欠くきらいがあるが、苟く共組織人としてストを行った如く擬装したり、嘘偽の報告によりごまかしたりすることをしてはならない。中斗が時限ストを決意した所以は炭労全組織の組合員の一人々々がやり易い方法でしかも実力による抗議の意志表示をするためであるので、組織人の良心と、スト禁法に対する真の怒りをもり上げて行動し、ストの完全実施をはかること。

地方本部はこのため万全の対策を講ぜよ

六・スト実施の集約

支部はスト実施状況（突入人員、保安要員、減産見込等）を地方本部に報告せよ。

七・戦術についての中斗の決意

中斗が才三波を決意し時限ストの戦術を採用した理由は前一ノロに於て解明した通りであるが、その中で中斗が特に留意したことは、将来の大問題に対決する炭労組織力の強化をはかることが先決であるという判断に立っているものである。スト禁法を斗って来た経過を考えるとき、才三波において組織力を減殺するが如き戦術行為については、もはや厳重な方策をもって臨まない限り、真に反省と信義の連繋で結ばれた組織維持は困難であるという結論に達した。よって中斗は戦術について重大決意を持しているものである。

以上

ニュース 46

期斗第五回団交

第三次案
七・〇〇〇円（一・〇〇〇円税抜）提示！
未だ誠意示さず不満として一蹴

交渉経過

第五回団交は　七月二十四日午後七時より開催

劈頭　会社側

「六八〇〇円（第二次案）は最後案では無いが、五〇〇円とか一・〇〇〇円上廻ると思うとまとまらぬ、又他社より高いとは思わぬので多少の不満はあっても解決してもらわねば困る」とまたもや経理の逼迫をひとくさり

組合側

「会社が苦境に在るからといって責任を組合に負わされては困る、他社が出しているのに貝島が出せぬはずが無い」と突っぱね最後の提示を迫れば七時半会社側別室会議に入る

同四十五分再開　会社側第三次案として、七・〇〇〇円を提示して来たが、組合側別室協議のうえ不満の意を表明、再検討を要望した。

会社側八時五十分、再び別室協議に入り、十一時三十五分再開

会社側

「組合員の生活を考慮し、話合いが長引くことはとるべき態度で無いから、七二〇〇円で妥結したい」と長時間を費して、営業不振の数字を示す。

組合側

「販路の見通しが悪いという理由からでは、最終案とは思えず肯定しかねる、解決は双方の誠意によって決る・未だ会社の誠意は充分では無い」と再考を促し徹夜解決を迫ったところ、会社側同意の余地なしと答え、対立のまま二十五日午前〇時十分双方別室協議に入ったが、四時事務折衝に移る

“第五次案　七・五〇〇円を斗争委員会了承”

事務折衝は精力的に続行されたが、進展をみず一時休ケイ、午後四時再開　六時に至り漸く会社側七・五〇〇円（内一・〇〇〇円税抜）を提示して来た。組合側折衝委員としては之れを最後案とみて斗争委員会に諮ったところ、斗争委員会では不満の声強く、強硬論も出たが結局諸般の情勢より止むなく了承することとし、第六回団交にのぞんだ。

第六回団交　午後七時三十分開催

“不満なれ共一応了解する”

第六回団交は、事務折衝に於て提示された別紙了解事項を正式に会社側より提案があり、之れに対し組合側は、斗争委員会としてはなお不満であるが、会社の誠意を了とし一応了解する。但し決定権は“総会”にある旨を附言

以上をもって“期斗”は不満なれ共一応平和裡に了解点に達した。要は七月二十六日午後二時五坑会館に於て開催の総会の確認をまつのみである。

☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆

1953.7.25

ニューズ 47

昭和二十八年上期期末手当

諒解事項

一、昭和二十八年上期手当として受給資格者に対し一人当り平均七五〇〇円（内一・〇〇〇円税取）を支給する。

但し、受給資格者とは、昭和二十七年十月一日から昭和二十八年三月三十一日までの間（以下単に手当を算定期間という）に稼仂方数を有し、この手当支払日に在籍する本産砿員をいう、手当算定期間に稼仂方数を有し、この手当支払日に在籍する組合業務専従者並びに昭和二十八年四月一日以後の殉職者及び停年退職者に対しては、受給資格者に準じ支給する。

二、昭和二十七年十月一日から昭和二十八年三月三十日までの間に在籍するも、公私傷病により稼仂方数を有しない本産砿員及び本産砿員である未復員者に対しては、一人に付五〇〇円を支給する。

三、昭和二十八年四月一日から同年六月三十日までの間に採用された本産砿員に対しては、一人に付三〇〇円を支給する。

四、才二項及び才三項の支給金はすべて才一項の手当支払日に本産砿員として、在籍しないものに対しては支給しない。

五、才一項の手当支給金の配分は別途協議する。

六、支給日については、八月六日迄に支払うよう努力する。

備考　手当配分の場合のスト期間の取扱いについては、各社の実情を調査し、多数実施に於て特別取扱いをしている場合は、当社に於ても考慮し早急に協議する

☆大之浦労組　教宣部☆

1953. 7. 25

ニュース

48

二五日
午后八時

了解点に到達
今はたゞ総会の決定まつのみ

第五回団体交渉は七月廿四日午后七時より再開、埠頭会社は第三次案として七、〇〇〇円を提示したるも組合一蹴、会社別室協議の結果第四次案七、二〇〇円を提示する。組合これにも了承出来ず会社の再考をうながす。その后双方陣営に引あげ自然休会の形となる。

その間会社より事務折衝の申入れがあり、交渉団としてこれに応ずるや否やについて審議した結果、三役をして一応会社の意向を打診せしむることとなり廿五日午前四時より事務折衝に入る。

廿五日午后六時に至り会社、最終案として七、五〇〇円（内一、〇〇〇円税抜き）を提示し来る。組合としては午后七時より斗争委員会を招集、会社最終案をめぐって慎重審議を重ねた結果、大手妥結し（但し三井を除く）高松、嘉穂了解した現段階においてこれ以上望むことは、いたづらに出血を強る という見解のもとこれを了解することを確認、午后七時四十分よりの第六回団交にのぞみ、その旨を表明、

組合は直ちに本案を廿六日午后二時より開催される総会に附議し、代議員諸氏の批判と併せ決定をまつこととなった。

九共斗、大正、二瀬を除き妥結

妥結点

会社名	要求額	金額	備考
高松	20.000	8.200	(1.000円税抜) 妥結
二瀬	〃	7.200	団交中 25日PM18.00
貝島	〃	7.500	(1.000円税抜) 妥結
嘉穂	〃	7.500	妥結
大正	〃	4.200	
杵島	〃	7.200	妥結

※大正労組の状況

二十四日午后四時団交決裂

会社四、二〇〇円より一歩も引かず、よつて斗争委員会で左の決定をみる

一、二十七日よりスト突入
一、二十六日午后六時より大会開催
一、斗争委員は座り込みを実施する
一、宮嚢の搬出にはピケを以て阻止

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1953.7.25

ニューズ

49

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1953・7・26

炭労法斗第十七号

一九五三年七月二三日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　阿部竹松

各地方本部執行委員長殿
各支部執行委員長殿

スト突入指令

第九回中斗（七・二一～二二）は総評の決定したスト禁法反対のための第三波実力行使について、炭労は左記により全国一斉実力行使をもつて斗うことを決定したので、貴支部は本指令に従いストを決行するよう右指令する。

なおスト突入に際しての具体的な措置は別紙指示により行え

記

指令

七月二十七日一番方より一日六時間、各方二時間の時限ストを決行せよ。

指標

スト禁法制定反対

統制

中斗は今次ストの重要性に鑑み、本指令に違反し斗争に脱落した場合は規約に照し厳重なる統制処分（例えば除名）を機関に要請する。

以上

ニュース
50

高木教宣部長より便り

国会座込み隊各所で活躍

スト規の本格的審議は七月廿五日より労働委員会で行われます。それまでの間を利用してスト規反対、軍事基地化反対の街頭演説会を開催することを決定しました。

社会党、総評を中心に炭労、電産、内灘、浅間、妙義の座り込み隊が加わり、二十一日は第一班が新宿、日暮里の両電車駅前で午后四時より七時迄、各々第三班は二十二日、錦糸町駅前広場で同じく午后四時より開催、東京貨物代表伊藤氏、炭労代表として前田忠義氏（高松）が夫々スト反対を具体的に説明、炭坑労働者の斗う決意を強く表明、退勤中のサラリーマン、商店街のオッサンや若い娘さん等が熱心に吾々の訴えに聴いており、力強い声援を送って呉れました。

又、内灘、浅間、妙義の代表が地元の実情を訴え、接収撤回の日まで斗う決意を述べれば、頑張れの声援が男女の中から送られた。

内灘、浅間、妙義の座り込み隊は斗争資金がなくて東京を歩いて来たそうで、直ちにカンパが行われ数百円が集められた。

次いで社会党の原　彪、山田長次、島上善五郎の三代議士より国会報告が行われ、また新聞に報道されていないが、日銀の地下室には戦時中に国民から強制買上げを行った金、銀、ダイヤが約八両換五両の金庫の中に時価に見積って最低六千億円が眠って居り、持主の判明している分は持ち主に返す法案を自由党は作っているそうです。

更に政府は、日本三景の松島を軍事基地にする方針を持っているそうです。外務省の伊関局長が外務委員会に於て言明した。

以上の報告がなされ聴衆の間から社会党しっかり斗えの声援しきり、午后七時半演説会を閉会したが、数百名の聴衆は最后迄去らず盛会でありました。

二十三日より労働委員会の公聴会が始まりますので直ちに便送します。

〝あとは四便にて〟

七月二十四日　東京にて　高木教宣部長

☆ 大之浦労組 ☆ 教宣部 ☆

1953.7.26

ニューズ 51

七・五〇〇〇円（内税抜 1.000円）確認

〃今後の斗争に全力を〃

期斗 臨時 総会 終る

支払日 8月6日

六月三十日要求書を提出して斗いの火蓋を切った夏季期末手当斗争は、その後「臨休」問題等会社のセンエン策で遅延していたが、漸く七月二十六日第六回団交に至り、七・五〇〇〇円を提示、斗争委員会としては情勢判断の上一応了解七月二十七日五坑会館に於て開催した総会に諮ったところ、不満の声が強かったがカクニンされた

総会経過

午后三時 鈴木書記長の司会により、横田組合長の招集挨拶（期斗の経過、七・五〇〇〇円は不満なれど了解した）で開会、議長団に佐藤（六坑）、新野（本社）石松（二坑）の三氏

資格審査兼議事運営委員には、相場（執行部） 中村（本社） 山下（二坑） 村山（三坑） 小林（五坑） 新田（西五坑） 和田（六坑）の各氏を選出

総会役員には 議事録署名員に吉田（三坑） 岡田（五坑）、書記には桂、大沢の各氏を任命

資格審査は定員四六八名中出席二四六名で成立宣言、議事運営方針発表後議事に入った

※・議事

一 上期々末手当に関する件 （横田組合長提案）

二万円の要求書提出より、七・五〇〇〇円の了解点に達するまでの経過を簡単に報告（ニュース参照）後、不満ではあるが諸情勢を勘案し斗争委員会として別紙了解事項を一応諒承したと提案

質疑としては、諒解事項等について種々行われ、意見も賛成・反対の論パクがあったが採決の結果、諒承絶対多数をもって諒解事項が確認された

なお配分については基定給等について要望があり絶対多数をもって執行部一任となった

第三波 十七号指令カクニン

二、スト規制法反対斗争第三波に関する件 （横田組合長提案）

資料（ニュース）にある如く、スト規反対第三波として〃二十七日各方二時間のストを決行せよ〃との十七号指令を受け、大之浦としては二時間の早帰坑を決めている。

此の戦術は第二波において脱落支部が発生したので、全部一斉に突入できる戦術をとったと十七号指令の確認を提案、質疑は指令違反遅延の理由、違反した場合（懲罰委員会で処置）、有給休暇について等が行われ、挙手採決の結果万場一致で確認された

大正労組の無期ストに資金カ・パ（1人20円以上）

三、大正労組〃期斗〃支援に関する件 （鈴木書記長提案）

大正労組は現在四・二〇〇円で決裂している。労組は会社の猛反省を促すべく無期限ストを二十七日より決行する。連帯的な九共斗の立場に立って九共斗傘下三万七六〇名、一人当り二〇円の資金カンパを申合せている此の件提案する。尚徴収は十月以降の支払日より控除

二、三質疑の後万場一致で資金カンパを決定した。 なほ緊急動議として大正労組に対する激励電報を打てとの提案があり万場拍手をもってこれを確認、五時十分閉会した。

大正、二瀬 二十七日より無期スト突入！

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1953.7.28

ニューズ

52

〝期ヲ〟その後

28日 二瀬 七・五〇〇円 大正 五・二六〇円 妥結

無期ストでよくぞ斗えり

既報の通り、九共斗闘争の〝期ヲ〟は、大正・二瀬を残しそれぞれ妥結、大正（四・二〇〇円）二瀬（七・二〇〇円）は団交決裂、二十七日より予定通り無期限ストに突入した。その後会社の申入れにより交渉を持ったところ

二瀬＝二十八日午前七時四十分、七・五〇〇円で了解点に達した。

大正＝二十八日午後二時 五・一六〇円で了解点に到達

ストを解除した。

三井のみ八・一〇〇円で未解決

北炭、大平洋 八・一〇〇円 27日妥結

以上の様に、九炭労情報によれば、三井を残して全部（七社）妥結した

☆ 大之浦労組 **教宣部** ☆

ニューズ 53

東京―28日午後12時―大之浦
高木教宣部員発――大沢教宣部長受

スト規制法 攻防策を尽す 参院戦速報

『スト規制法案　参院での審議は、二十九日の労仂委員会で"ヤマ"がみえる。自由党の考え方では現在のまゝ審議して打切り動議を出し、失敗したら五日ないし七日の会期延長をする予定だ。

社会党は二十九日も質問を行い、三十一日まで延ばせたら廃案の可能性があるとみて三十一日夜十二時まで委員長報告で時間切れを狙う。

労仂委員会の運営については委員長、各派理事が打合せ二十九日いっぱい質問を続け左右両社（各六時間）改進党（三時間）無所属＝堀真琴（二時間）純無所属＝市川房枝（二時間）とし、法相および通産相の出席を促し、打切り動議を出した場合は審議かくらんで延ばす方針である。

なお　二十八日は総評主催で

炭労・電産・私鉄　国鉄・全官公労　鉄鋼　労連

全自動車・全織労等　四千人が国会デモをか

け参院議長へ決議文を手交した」。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1952.7.29

ニューズ
54

夏季期末手当「七五〇〇円」配分方法決る！

支払日 八月六日

上期々末手当の配分については、七月二十七日の総会に於て執行部一任と決定したので、他社の資料をまとめ直ちに会社に折衝を申入れたが、会社では資料の未整備を理由に応ぜず、二十九日午后八時より配分小委員会を第一クラブに於て開催した。

出席者

組合側　鈴木書記長、相場、相楽、清水、重富、山口　平田（各支部担当給与執行委員）、紺田給与部員の八氏

会社側　岡部課長　渕副長　大山　山岡　恵の各氏

劈頭、双方早期解決を申合せ折衝を行ったが諸点で対立、特に〝年功賞与〟〝基底給〟の見解で激論を展開――、なかなか結論が出なかったが、三十日午前三時頃に至り漸く〝率〟は昨年通りとし、次の通り了解点に達した

※配分方法

考え方＝(イ)、勤労手当　(ロ)、年功手当　(ハ)　基底手当　の三本建としその合算額を総額とする

(イ) 勤労手当

基礎額（二十七年十、十二、二十八年一、二、三月の本人給、超過労働賃金の合算額）に〇.二〇六を掛けたもの

(ロ) 年功手当

勤続年数	手当金額
6ヶ月未満	――
1年 〃	190円00
3年 〃	380 —
5年 〃	720 —
10年 〃	970 —
15年 〃	1,210 —
20年 〃	1,380 —
20年以上	1,570 —

(ハ) 基底手当

勤続年数	手当金額
1ヶ月未満	350円00
2ヶ月 〃	460 —
3ヶ月 〃	580 —
4ヶ月 〃	700 —
5ヶ月 〃	820 —
6ヶ月 〃	940 —
6ヶ月以上	1,050 —

備考

(1) 支給日　八月六日までに支払うよう努力する

(2) 手当十円未満は自由貯金とする

(3) (イ) 税率は賞与総額の六分の一を六月分賃金総額（七月十二日支払分）に加算した税率より六月分源泉徴収税を控除した六倍が手当税額である

(ロ) 六月に収得のない人の税金は乙表の税率による

詳細は次号機関紙に発表します

☆☆☆
大之浦労組
教宣部
☆☆☆

1953.Ⅷ.2

ニュース 55

九全労は九事と交渉 ブロック会議で了解

中央八社ブロック
企斗決定

交渉はすべて中央で

斗争資金（組合員一人）30円を決定

中央八社は　六日午前十時より八社ブロック企斗を開催し論議した結果、次の通り決定した

一、斗争の構想として、中央ブロック傘下支部に於て発生したすべての企業整備に対しては中央ブロックの斗争として取り上げる

二、交渉の集約

1　交渉の場は原則として中央に集約する（九全労対九州事務所との交渉はブロック企斗了解）

2.　交渉权確立のためには実力行使を以って斗う

三、戦術指導委員

1.　斗争を具体的に推進する為、戦術指導委員会を以って斗う

2　戦術指導委員会は、斗争の実施についての企画、立案、指導を行う

3.　戦術委員は各資本別一名（中央大手八社　三社連、住友、北炭、古河、明治各販連、但し販連加盟は販連の斗争構成が適当であって中央ブロック傘下の意思確認のもの）及び執行部五名を以って構成し、委員会の運営は規約に定める諸機関に於いて実施される方法を準用する

4　戦術を企画立案する際特に左の点を考慮する

(イ)　斗争の為の組織母体は、各山、各地方とせず　資本別に集約し、各山各地方の組織母体を構成する事を排除する

(ロ)　会社が企業整備を提案しない支部、又は提案しても小規模なものに於いても、斗争態勢の確立をはかる

(ハ)　実力行使の際、前項支部の斗争の充実を図る様にする

(ニ)　請負給廃止、左翼斗争、保安斗争等の実力行使に対処する動員に支障のない様にする

四、オルグ計画

1　斗争態勢確立　その他斗争についての必要啓蒙のため、必要に応じ中央ブロック企斗の決定により派遣する

2　オルグは戦術委員、資本別代表、執行部を以って編成する

3.　オルグは可能な限り交流し、その効果をつくる

五、資金対策

1　中央ブロック企斗全体として　斗争資金を醵出する

2.　斗争資金は　斗争費（オルグ費、宣伝費、会議費、連絡費、渉外費）とスト資金（例えば東炭ストの貸付金、生活資金）として積立てるが、当面組合員一人当り三十円を積立てる

3　斗争費の使用は中央ブロック企斗できめる

4　三十円は九月末迄に資本別より炭労に納入する

5　納入人員は期末手当斗争時に於ける古河えりカンパ納入人員とする

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

53·7·8

ニュース

56

中央八社（ブロック）企斗、斗争方針を確立

八月十日　戦術委員会で決定

一、希望退職阻止に対する指令

二、十七日に一時間職場大会を開催するが、その目的は企業整備の依ってくる原因滲透と斗争意識の昂揚を図る

三、保安斗争

1. 二十日以降に行使し得る態勢を確立する

2. その趣旨は保安遵法斗争でなく会社が保安法規を守らないので、危険な状態では働けないとしてサボを行うことである。

四　部分ストについて

1. 二十日以降実施し得るようその態勢を図る

2. これは請負給撤廃斗争に通じるもので、例えは　送炭機を止める事等である

尚、以上決定した後三井より次の提案があり之を認めた

1　保安斗争については三井は十一日より実施する

2. 十七日より請負給撤廃斗争を行う

五　今後の斗争方針

1　希望退職反対斗争の宣伝啓蒙を行うため十三日より全国オルグ活動

2　今後八社の統一斗争態勢の確立を図る

3. 二十日までの企業連内の斗争の盛り上りを押えるものではない

4. 四項を最低として二十日以降具体的に活動する

九州炭労ブロック企斗を構成

第三回九州炭労企斗決定（八月十日）

一、佐賀地方五砿連斗争指導のためオルグを派遣し責任者を岩屋に常駐せしめる
藤開副委員長、住友、高松、貝島、杵島　各一名

二、具体的斗争推進のためブロック企斗を構成する

1　ブロック企斗は九州地方の企斗推進のため具体的な戦術を九州企斗に反映し、斗争推進の為現地指導に当る

2　九州企斗は下部の実態を把握し斗争推進のため必要な指示をする

三、左派社会党でオルグを派遣するという話があるが、企業整備問題を社会的にアッピールすることに一段の努力を要請する

四　企斗委員会は企斗と賃斗をからみ合せて斗う必要のあることを判断する、従ってこれに必要な措置を早急に進めることを執行部に要望する

☆大之浦労組

教宣部

☆1953.8.12

ニュース 57

はね返せ！"企業整備"

斗争委員会の構想なる

企業整備の嵐は三井、三菱を中心として今やその牙を露骨にむきだしてきた殊に三井においては希望退職者にみたない場合は、整理基準に基いて解雇を強行しようとしている。

九共斗においても杵島の七二五名の首切りを発表、やがては大之浦にも首切り旋風が来ることは、あらゆる情勢から判断しても必至の状態であると考えられる。

われわれは首切りがもたらす諸々の社会様相を考えたとき、断乎反対しなければならないことは論を俟つまでもない。

去る八月十日大之浦労組、執行委員会は総会の決定に基き企業整備反対斗争を強力に推進するため左の構想に基き斗争を進めることを決定した。

なお斗争態形については現在検討中

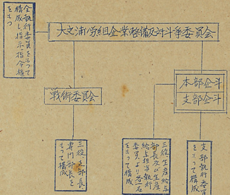
全執行委員をもって構成し指示・指令権をもつ
大之浦労組企業整備反対斗争委員会
戦術委員会
本部企斗
支部企斗
三役、支部長専門部長をもって構成
三役、生産給与部長及び生産給与担当執行委員より各一名をもって構成
支部執行委員をもって構成

八月十七日より一斉常会開催

三坑 十七日

西坑 十八日

五坑 十九日

二坑 二十日

六坑 二十一日

本社支部は右期間中適当な日時に開催する

大之浦労組

教宣部

1953. 8. 13

ニューズ

58

資本家企業合理化に狂奔

企業整備各社状況

七月二十一日 三菱九全労に提示された企業整備案を手始めとして 今や資本家は企業合理化に伴う人員整理を強行しようとしている。

八月十二日九炭労が入手した企業整備の状況は次の通りである

三井

八月七日、三井本社に於て整理案を提示して来た。三砿連では速かに各支部に対し「座り込み」「デモストレーション」を指令、十一日より保安斗争に入ると共に、十七日より三〇～四〇％の出炭制限を加えるための保安斗争ならびに販売場積込みの実情にそって一時間の一せい休憩を実施する

尚 三池では「ピストンデモ」を敢行し一日二万五千名に達する動員で会社側に大多大の心理的影響を与えている

一、合理化施策

(1)坑の整理、統合

イ三池 田山坑の炭を三川砿に揚炭する

ロ田川 一坑及び四坑の有煙炭部内を廃止する

ハ山野 一坑炭を三坑竪坑より揚炭するなどの施策を講ずる

ニ砂川 三坑及び文珠坑を廃止する

ホ美唄 二坑を廃止する

ヘ芦別 特紛の増産と需要に応ずる施策を講ずる

(2)配置転換

坑の廃止等の結果必要となる配置転換は各事業所毎に計画実施する

二、合理化施策による余剰人員（昭和廿八年六月末現在）

三池	坑内七六三名	坑外九五九名	計一七二二名
港務所		〃二〇四名	・二〇四名
製作所		〃一四五名	〃一四五名
田川	〃一四〇名	〃八四九名	〃九八九名
山野	〃一三三名	〃一七八名	〃三一一名
九州合計	〃一〇三六名	〃二三三五名	〃三、三七一名
砂川	〃六六一名	〃六五六名	〃一、三一七名
美唄	〃五一〇名	・二四六名	〃七五六名
芦別	・五八名	・二三六名	〃二九四名
北海道合計	〃一二二九名	〃一一三八名	〃二、三六七名
総計	〃二二六五名	〃三四七三名	・五七三八名

◇

三、希望退職者募集期間

希望退職者の募集期間は 八月二十日から二十二日までの三日間とし これに人員が満たない場合 二十三日より二十八日までの間に個人勧告の形で希望退職を募る

四、退職手当支給条件及び待遇

(イ)所定期間に通告した場合

退職手当金の外に

A通告手当（会社の都合により退職した場合の条件）

B解雇予告手当

C特別加給金（平均賃金に稼働日数を乗じた額、但し三万円未満は勤続十年以下九〇日分、勤続十年以上は一五〇日分）

但し、明年四月以降の停年者に対しては別に定める

(ロ)退職勧告所定日に通告しない場合

退職手当金の外に、通告手当、解雇予告手当より支給しない。

三菱

一、希望退職 三、八七一名

イ、七月二十四日 北海道（茶志内）二七一名

ロ 七月二十一日 九 州 三、六〇〇名

二、会社新提案として次の条件を提案

イ 特別加給

勤続一年未満	六〇日分
〃 一年以上五年未満	九〇日分
〃 五年以上の者	一二〇日分

ロ、常傭臨時夫は半額支給

但し本年末迄の停年到達者については次の割合による

八月中の停年到達者	なし
九月中の 〃	二割
十月中の 〃	四割

—つゞく—

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1953.8.18

ニューズ 59

斗争宣言

石炭産業の危機を乗り切るため、経営者は一方的に労仂者を大量に整理する暴挙に出てきた。しかも整理の方法は希望退職という美名をもって世論の批判をのがれんとし、他方各会社毎に巧妙に整理日時を設定して、炭労の統一斗争を有名無実のものにしようと画策している。加うるに、今日までの低賃金政策によって、生活苦にあえぐ労仂者に、特別退職手当金という好餌を与えることに内部分裂を狙い、斗争の芽を根底からつみとらんとしているのである。

経営者は既に今年初頭、大量貯炭と高炭価問題に対するきびしい世論を逃れるため、独禁法を犯してまで出炭規制を申合わせ中小砿を崩壊にみちびき、更に最大限の利潤を確保せんと企し、労仂者の一斉大量首切りに求めてきたことは、今日までの炭砿の歴史に徴しても彼らの常用手段であることは論をまたない。

現在の七百万の失業者群は、直ちに安価な労仂力の提供を炭砿独占資本に約束するものであり、今回の首切りが更に失業者群増大の傾向に拍車をかけることは明らかであり、またこのことが中小企業に波及して、尨大な首切りと企業倒壊が現われてくることも予想される。

吾々は今回の企業合理化が、労仂者に一方的に犠牲を強要するものであり、MSA、再軍備コースへ石炭産業を従属させる軍事的再編成のためのものであることを知っている。吾々は日本の平和的発展と平和産業の無制限拡大を要求し、国民生活の不断の向上を図るため、かかる首切り整理に対しては、断乎統一斗争をもって反撃する方針を決定した。

企業別偏向は本斗争の失敗であることの精神を、ここに改めて強調するものであるが、殊に経営者の企業分断の政策を看破するとき「戸統一」斗争態勢の強化を図らざるを得ない。既に斗いは苛烈の様相を呈し、経営者は希望退職という美名を捨て、首切りの正体を暴露してきた。吾々は経営者の無謀な企業整備を世の良識に訴えると共に彼らが反省の色なく強行する限り組織をあげて断乎反対斗争に起上ることを宣言する。

一九五三年八月一一日

日本炭砿労仂組合
企斗中央委員会

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1953.8.18

ニュース60

保安遵法斗争で大きな成果!!

斗う！三井三池の様相

……梅林生産部員の報告より……

資本擁護の強行手段として　炭界の不況を労働者にシワ寄せしようとする"首切り案"が　七月十七日会社側より発表された三井三池労組は、今こゝに全組合員とその家族が一丸となって　完全撤回まで斗う決意が湧き溢れている。

三池労組本部を訪ずれて直感したのは、下部大衆より斗争本部の隅々まで斗気が漲っている。書記局で事務をとっている者、会議室で会議中の者、全てが斗う渦巻となって周囲の空気をいやが上にも緊張さしている。

この限りない斗魂！組合員、家族の鉄鎖の通りは、二十日から二十二日迄の希望退職募集期間を、遂に延期せしむる偉大な力となった。

梅林生産部員は、この実態を次のように表言している。

「私達が見た三池は、今がこの首切り斗争に際して斗争の主体性が最高潮にあるのではなかろうか、職場に、或は炭住に、首切り絶対反対！一人の首切りも出すなの組合のビラが至る処に眼につく。

赤い腕章をつけた斗争委員、白い腕章の職場斗争委員、一つの指令は本部から支部へ、斗争委員から職場斗争委員へ、職場斗争委員から一般下部組合員え　実に迅速に整然と伝達されてゆく、こゝに三池の強い決意と斗う主体勢力の確立があると考えられる」

※　三井三池の斗争三大戦術

一、保安遵法斗争
二、法規に依る休憩時間の一時間完全実施
三、請負四大職種の時間外作業の拒否

保安遵法斗争については、百十数ヶ条の項目を掲げ　特に発破に関する遵法斗争は保安法規の完全遵守で会社に与える打撃は大きく　又基準法に依る休憩時間の完全実施は、職場の隅々まで徹底して予想外の効果を挙げている。

これらは大之浦の不完全な坑内設備の実態と異って、三池に於ては坑内設備が非常に機械化されている点にある、特に出炭に直接影響のある採炭切羽にしても日本一の設備で、三川坑の如きカッター採掘で採炭切羽に於ては全然使用されておらず、これら箇所では戦術として休憩時間の完全実施がとられている。

この戦術は、組合員が入坑して全ての準備を完了し、今から出炭がなされるという時間に休憩をとるので、出炭に与える影響は大きなもので尚この休憩時間を利用して、職場斗争委員が全力を挙げて組合の指令、その他の状況等を詳細に報告し、組合員の啓蒙に留意している。

時間外作業拒否を実施する職種は、採炭、掘進、乾式充塡、移設夫の四種である。

このように出炭に直結する四職種が強力な態勢のもとに時間外作業を拒否する事は偉大な斗争戦術として学ぶ点が大きい！

以上三つの斗争を実施するには　この過程に於て並々ならぬ困難性があったが、執行委員を中心とした一般組合員が"一心同体"の形でこれらの困難を克服し斗争の成果を挙げているのである。

まさに偉大な組織力と見事な規制のしからしむるもので、吾々にとっては大きな示唆になろう

33・8・23

☆大之浦労組　教宣部☆

九炭労臨時大会で討論が出ず中央大会に移行された「九炭労提案 企業整備反対斗争」基本方針

一、企業整備とは何か

１、今日の不況、輸出の不振とは、資本主義経済が—わが国にあっては、殊にその従属経済が—過剰生産を招いて外に市場「需要」を見出しえなくなったことに原因している、独占資本は戦争経済による独占体制を強化し最大限の利潤をあげる外に途はない

２、従って、炭価切り下げとはいかにして独占価格を維持しようかという、依然として高炭価政策の偽装された表現である

３、コスト切り下げ企業合理化ということは、労働強化と首切りのための体のよい口実であって固有の日本的な「低賃金政策」の強化と「飢餓輸出」とが独占資本のねらいである

４、失業は低賃金の温床であり低賃金は低米価と表裏するものでありこれを基盤として成り立つ独占強化は中小企業の犠牲である

５、従って企業整備反対斗争は、全勤労大衆にとっての階級的な「賃金斗争」であり「完全雇傭」を斗いとる経済体制の問題であり、軍国主義的ファッショ体制への反攻の斗いに連なる問題である

二、斗争の基本三則

１、人員整理に対しては、斗争指標を「完全撤回」におく、従って「希望した退職者」及び「退職条件交渉」を認めない

２、ブロックは、完全拘束下に於ける完全統一斗争態勢を以って斗う
従って、戦略、戦術を含めて一切の指令権を一本に集約する

３、強制解雇に対しては、原状復帰斗争を大衆斗争と呼応して長期強力に斗う

二号試案『労仂協約』に関する件

提案事項

㈠ 労仂協約統一斗争に就ての基本的な考え方

(1) 炭労の完全単一という指向点及び統制力という観点から炭労がその権限に於て統一行動を要求し得るため既存の障害を排除する。

（解説） 五大会の決定事項　1委任の自由を制限しない　2逆締付制を排除する　3平和条項（冷却期間）を削除する　4争議行為を制限しない苦情処理を廃止する　5就業規則の改廃の同意権　6懲罰に関する基準は一任とせず細部に渉って労協に規定する。

(2) 以上を一挙に処理し組合員の人権の確保と経営参加の分野にも進行する
労仂協約の内容に於てできる限り規範的部分（労仂条件及び待遇に関する基準となる部分）の統一化を図り組織力においてこれを全体的に高める。

（解説） 炭労参加の各支部の組合員の労仂条件は千差万別である。特殊劣悪なる自然条件下に勤務する労仂者としては満足すべきものでない
特に中小砿にあっては協約の形態さえ整わざるのは勿論のこと同じ炭労の組合員であり乍ら労仂協約の存在しない炭砿もあるのであり、炭労としては誠に忍びがたいところである。そこでかゝるものに対しては速かに締結、改善の方向に進みたいし大手炭砿の協約についても現在の停頓状態を打破しグット質を高めたいと思う。それについては今迄の交渉とは方式を変え炭労の組織力を動員した集団交渉をもって当らねばならない、只この際統一交渉の故をもって現在獲得されている条件をいさゝかなりとも引下げにならざるよう配慮すべきであると深く希求されている。従ってこの労協案は現行大手炭砿を引上げることを配慮し作られているので中小炭砿には少しく無理である点があっても、大手といわず中小といわず凡ての炭砿労仂者に適用したい条件である。

(3) 団体交渉の拒否にはあらゆる方法をもって対処し統一交渉に至らしめる。

（解説）炭労が全組合員のため統一交渉の方針を立てるのは年来の要望であり組合員の激しい欲求であるがこれについて鉱業連盟は団体交渉拒否の挙に出るものと予想される。これは従来の個別交渉よりも炭労の統一交渉が経営者に対して打撃を与えるものと思惟される故である（事業主の団体であることを理由として団交拒否は法的にできないとされているが）。労協斗争は賃金斗争以上に重視されるべきであるが現実にそれほど盛り上ってないとみる向もある。しかし経営者がよろこんで統一交渉に諾々として応じて来る時期、組合員の協約斗争への関心は、無為にして訪れるものでないし炭労の行はんとする統一といふ新分野の開拓は数々の暴風雨の試練が加えられるのは予想されるところであり、この苦難に良くぞ克ってこそ成果は得られるものであろう。経営者の団交拒否にはあらゆる方法をもってこれを排除する必要がある

(4) 交渉の時期は可及的速かに行わるべきであるが十月以降の賃金交渉に支障を与えざる如く配慮する。

（解説）明春四月一日を期して新協約の発動さるべきを期待して交渉に入るべきは言うまでもないが、十月以降の賃金交渉に支障を与えざる如く考慮される。

㈡ 労仂協約斗争における協約締結の手続き

1　A案によって連盟を対象に炭労が団体交渉を行わんとするとき、B案によって会社を対象に炭労が団体交渉を行わんとするとき、その交渉委員は別に設置される中央統一労仂協約斗争委員会に於てこれを任命する協約妥結に就ては同委員会の指示に従う。

2　A案によって地方鉱業連盟を対象に炭労地方本部が団体交渉を行わんとするとき※〔その交渉委員は別に設置される地方統一労仂協約斗争委員会においてこれを任命する・協約妥結については〕同委員会の承認を得るを原則とする。

※行挿入

※ B案によって会社を対象に炭労地方本部が団体交渉を行わんとするとき↑

ろ　統一労仂協約斗争委員会

以上の斗争を強力に展開し統一労協締結の成果をかちとるために次の労仂協約斗争委員会を設置する。

イ　中央統一労仂協約斗争委員会
　一、名　称　　中央統一労協斗争委員会
　二、構　成　　地方代表者、資本別代表者、中央執行部を以って構成する
　三、任務権限　炭労協約斗争の指導権を確立し一切の戦術を司る最高戦術委員会となり各交渉団に対しての指示　斗争指令権を持つ。

ロ　地方統一労協斗争委員会
　一、中央統一労協斗争委員会に準ずる。
　二、同　じ
　三、同　じ

(三) 労仂協約斗争における団体交渉についての交渉方式

1　標準案Aの場合は炭労が直接連盟に団体交渉を申込むこと、そして炭労が連盟参加の各会社に勤労する組合員のため労仂協約を締結する。

その場合その組合の代表が炭労交渉員の中に入って折衝の任に当ることはなんら差支えない。

A

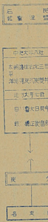
石炭鉱業連盟
中央大手八社
三井
三菱
北炭
古河
住友
雄別
明治
太平洋
地方大手七社
宇部
貝島
日炭
大正
常磐
日鉄
炭労
各支部

⑥　地方鉱業連盟を交渉の対象とするもの（を適当とする）については炭労地方本部が交渉を申込みその協約の当事者となる。その場合その組合の代表が地方炭労の交渉委員の中に入って折衝の任に当ることはなんら差支えない

A,

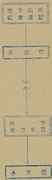
地方石炭鉱業連盟
各会社
炭労地方本部
各支部

2　標準案Bの場合は統一参加の條件にない個々の会社を対象に炭労が団体交渉を行い、当該会社に勤労する組合員のため労仂協約を締結する。

その場合その組合の代表が炭労交渉員の中に入って折衝の任に当ることはなんら差支えない。この場合といえどもなるべく集団交渉に至るよう努力する必要がある。

直轄支部に[illegible]による

B

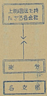
上部組織を持たざる各会社
炭労
各支部

⊙　地方鉱業連盟に参加してない各会社については炭労地方本部が交渉を申込み、その協約の当事者となる。その場合その組合の代表が地方炭労の交渉委員の中に入って折衝の任に当ることはなんら差支えない。

この場合といえどもなるべく集団交渉に至るよう努力する必要がある。

B,

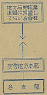
地方石炭鉱業連盟に加盟してない各会社
炭労地方本部
各支部

炭労臨時
大会議案

『救済規程』に関する件

提案事由

1、九州における三地方本部が九州地方本部に集約されたゝめ、救済委員会々試の構成に適当を欠くので是正の必要がある。

2、スト禁法反対斗争の御親経営者の態度により、将来救済事項の増大のため予算措置を講ずる必要がある。

提案事項

1、日本炭鉱労働組合救済規程第十三條中……各地方本部選出委員一名の次に次の條文を挿入する（たゞし、九州地方本部においては二名）

2、救済臨時会費組合員一人当り五十円を積立てる。

第十三條　中央救済委員会は中央本部役員二名、各地方本部選出委員一名を以って構成する。

委員の任期は委員の所属する中央・地方本部の役員改選の時期より次期改選の時期までとする。

地方救済委員会は地方本部役員二名、支部選出委員五名乃至十名を以って構成する。

任期は各地方本部で決める。

委員事故あるときは各々の選出母体より委任代理出席を認める。

スト制限法反対斗争に関する救済費予算書（案）

収入

科目	金額	内訳
救済規程会費	12,500,000,00	12,5000,000円÷250,000人=50円／人

支出

科目	金額	内訳
法廷対策費	8,900,000,00	
弁護士費	2,960,000,00…	・100,000円×20人=2,000,000円（東京4名　九州7名　北海道5名　山口2名　常磐2名　計20名　件数が相当多数予想されるが事案が同一故に1名1年間の謝礼10万円にて計算する ・10,00円×20人=200,000円（1人当り準備行動費・主として車馬賃） ・｛汽車賃　日当宿泊　10,000円＋(4,000円×7日)｝×5人×4回=760,000円（全国的な弁護士打合せ会）
労働法学者費	540,000,00…	日当　1年 ・5,000円×15人×4回=180,000円　労働法学者の打合せ会 月額 ・10,000円×3人×12月=360,000円　専任労働法学者謝礼
解雇通告を受けた者の給与	5,400,000,00…	月給 ・15,000円×30人×12ヶ月=5,400,000円　組合非常任の分（組合専従者は当該支部が負担する）
会議費	580,000,00	
救済委員会費	280,000,00…	1回　1年 ・70,000円×4回=280,000円
会場費	300,000,00…	1回　月 ・5,000円×5回×12ヶ月=300,000円
地方還付金	2,500,000,00…	1人当 ・10円×250,000人=2,500,000円
雑費	60,000,00	
渉外費	300,000,00	
予備費	160,000,00	
合計	12,500,000,00	

斗争資に関する件

財務部

スト規制法案反対斗争、期末手当斗争と斗ひ抜いて今また企業整備反対斗争と十月以降賃金斗争が焦眉の問題として迫つてゐます。既に斗われてゐる三井、三菱、古河、明治、住友、北炭、杵島、岩屋等の企業整備反対斗争が物語りつゝあるように、この斗争は十月以降賃金とからみ合つて息詰るような苛烈さと深刻さをみせて吾が大之浦労組へも総力を結集しその組織力の全力、全能を発揮して斗わねばならぬことを教へてゐます。

常に斗争は強力な組織の総力結集とよき指導能力とそして充分なる斗争資金の三要素が具備されなければ立体的に斗へぬことは周知の通りでありますが、今茲に吾が大之浦労組は前二者は強力に整つてゐますが後者（斗争資金）に於ては㈡に示す通り憂慮すべき状態にあります、この失態の中から眼前に迫り来る斗争の前哨戦にたち上つてゐますが一旦斗争が激化せんか今の状態では直に資金の枯渇に苦るしむは必須でありますのでここに次の通り斗争資金の臨時徴収を提案します。

各位におかれては今日まで臨時に九共斗企斗資積金、水害見舞金等 を 支出されてゐる処でありますが吾々が直面せんとしてゐる重大なる事態をよく御諒解の上御協力を要請します。

㈠提　案

一、臨時徴収金額　坑内夫　三五円　坑外夫　二〇円　保護夫　一〇円
現在徴収額との合計　〃　五〇円　〃　三〇円　〃　一五円
備考、右による月額三九万円となります。

二、期　間　昭和二十八年九月賃金より八ケ月

㈡

8月27日現在斗争資金

会社予金	117.745.72
銀行予金	112.066.00
現　金	74.359.00
合　計	304.170.72
8月12日徴収資金予想額	114.000.00

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

昭和28年3月末日現在　52.427.27

その後の収入及支出

	収　入	支　出
繰越	52.427.27	
4月	1.046.140.00	546.585.00
5	116.750.00	184.745.55
6	15.828.00 114.830.00	24.310.00
7	3.600.00 114.830.00	105.570.00
計	1.464.530.00	861.210.55
差引残高	603.319.72	
内旅費假払	89.000.00	

この残高が8月27日に於て上表の通りとなつてゐる
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

ニュース 61

〝斗う九州炭労〟臨時大会終る

人員整理旋風の吹きすさぶ中で九州炭労大会は二十四、五の両日福岡市縣町村長会館で開催され来月一日から開催される炭労大会に望むことになった。

第一日目

大会成立宣言に先立って松本治一郎氏の「共同の敵には団結の力で当らなければならない」と激励、続いて岩田九州電産副委員長の「企業整備は炭労丈の問題として片付ける事なく全労働者の問題として立上らねばならない。特に電産は炭労と共斗を以って斗うであろう」と力強く挨拶を送った。

大会は定数一九一名中出席一三〇名で成立し、議長団に小柳（古河）松坂（三池鉱）吉留（杵島）三氏を送出し、山本委員長の招集挨拶、吉田法晴、伊藤卯四郎の両国会議員、共産党よりメッセージを受け、多数の祝電発表があり一般報告に入り万場一致確認

斗争報告

イ、スト規制法反対斗争の件

ロ、期末手当斗争の件

ハ、企斗報告の

特に先月実施のスト規制法オ二波ストで九州炭労が中小鉱のスト特免をした事が厳しく討議されたが「特免を水害被災の中小鉱丈に限らず全中小炭に適用したのはどういうはけかと痛烈な質問があったが、当時の水害状況からして無理もあったので、あの様な状態しか出来なかった」という執行部報告を確認した。

以上で五時三〇分オ一日目の日程を終った。

第二日目

企業整備反対斗争の件

執行部より「人員整理に対しては完全撤回を目指してスト指令権を一本化し炭労の完全拘束のもとに斗う」斗争基本三原則を巡って論議が交され、三菱の代表的意見は「第七回伊東大会に於て決定した各本部に指令権を認め方法で充分斗える」という反対に対し、九炭斗、三井は「伊東大会当時の情勢と現情とは大きく変化してをり現に斗争も各個バラバラに行っている状態であるのでこれを統一して強力に斗う」という意見が対立し採決の結果、七七票対四五票で中央大会に持ち込むことになった。

ついで岩屋労組及び小城労組について緊急動議が提出され、

岩屋労組について執行部はどの様に考えているかの質問に対し

水害カンパ金が四二万円あるのでこの中から援助したい。岩屋労組存続の為にはオ二組合は認めない。

小城労組については中小炭坑の企業整備として斗争する。

一〇月以降賃金斗争に関する件

賃金要求案の説明、特に賃金要求五原則、マーケットバスケット方式、最低賃金八千円、諸給廃止と国民給の設定、監督制要求、八時間で食える賃金等に就て質疑の後中央大会の決定をまつことになった。

日炭高松労組より動議として

「国際自由労連脱退と世界労連加盟」

「世界労働組合会議に代表を派遣する件」

が提案されたが下部に於ては充分判っていないので検討し中央大会で決定する事になった。

法斗追加予算の件

スト規制法反対斗争の国会坐り込み要員の日当旅費支給のため組合員一人当一円七〇銭を徴収するという提案を了承決定した。

以上で二日間に亘る大会日程を終り労働歌を合唱中央大会の決定に従い更に企業整備反対斗争と一〇月以降賃金斗争を展開することになった。如何なる事態にも対処できる態勢を確立しよう。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1950 [illegible]

ニューズ

『スト規制法』反対斗争の経過概要

十五・十六国会に吉田政府により上程された「スト規制法」は、両社、労農党を主とする革新陣営の活発・巧妙なる院内斗争と呼応し、われわれ組織の総力を挙げての強力なる抗議斗争にも拘らず、悪辣なる自由党（吉田政府）を主体とする保守反動政党の暴力的国会運営により「八月五日」遂に押切られるに至った。しかしわれわれはこれによって諦めてしまってはならぬ。本法の真の〝ねらい〟即ち資本家の吉田政府の意図・陰謀を粉砕し（企業整備・労働強化・低賃金・再軍備・重税・戦争）、今後共、働く者の組織と生活を守るため、ダンコ悪法撤回と彼等の野望フンサイに尚お強力なる抵抗を続けねばならぬ。

次にスト禁法反対斗争の経過ガイ要（今日までニュース、共闘紙にて報じてはいるが）をまとめて述べることとする。

※第十五国会（第一段階）

月	日	摘要
（二八年）二	一一	炭労法斗才一号（本法反対スト権集約に関する件）
	一九	東京・大阪・福岡にて公聴会（労働省）
	二一	本法案を上程（二六日本会議にて説明）
	二四	大之浦臨時総会・絶対多数にて本法反対スト権中央一任を決定
	二八	本法粉砕のため各支部一斉常会（三・六迄）
三	五	福岡（消防会館）にて公聴会
	八	本法反対ヨロン調査を行う（一三日集約 スト賛成六七%反対二六%白票七%）
	一〇	炭労法斗才二号（本法反対斗争態勢確立に関する指令）
	一三	本法反対マイク情宣（直轄地区）
	同	衆院本会議上程、改進党修正案にて可決 同日参院に送附
	一四	吉田内閣の不信任案を上程・これを可決・衆院解散本法案廃案となる
	同	福岡（天神町）にて本法反対労働者決起大会開く
	一三	一四日以降実力行使を決行でき得る態勢確立の指令（炭労法斗才三号）
	一六	炭労法斗才四号（指令才三号指令・議会解散のため変更指令）
四	一九	衆院選挙 ｝再び吉田内閣実現
四	二四	参院選挙

※第十六国会（第二段階）

月	日	摘要
六	二	炭労法斗才五号（本法反対に関する準備指令）
	一四	本法再び国会に上程
	同	大之浦臨時総会（本法反対のため前総会の決定を再確認）
六	一七	炭労法斗才六号（本法反対斗争指針）
	一八	同才七号（二五日全国一斉スト禁反対決起大会及び以降二十四時間以上のスト態勢確立、ハガキ・電報による抗議を行え）
	二五	全国一斉決起大会
	二六	本法反対国会座り込み指令（法斗八号）
	二七	衆院労働委員会本格審議（赤松委員長引延ばし）
	二六	炭労法斗才九号（今次斗争に対する弾圧対策の件）
	二七	本法反対ヨロン調査票配布（賛成六七%反対二六%白票七%）
	三〇	炭労法斗十一号（才一波 臨時大会開催指令）
七	五	法斗才十二号（才二波・十一日二十時間スト指令）
	一〇	法斗才十四号（才二次国会座込みの件）
	〃	本法反対のため各支部一斉常会
	一一	衆院本会議上程・二五六対一三三で可決（参院に送附）
	同	本法反対二十四時間スト（才二波）決行 県島より高木・矢野国会座込み隊員上京
	一四	法斗才十五号（本法反対ストに伴う不当解雇対策）
	一五	法斗才十六号（才三波戦術支部に対する勧告）
	二三	法斗才十七号（二七日才三波時限スト突入指令）
	二六	法斗才十九号（今次ストに伴う不当解雇について具体的措置）
	二七	才三波時限スト（二時間早退）決行 国会前座込み隊員・果敢なる斗争を展開
八	五	遂に多数の暴力により・一四〇対六五で可決成立した

※註　本法（スト規制法）は、八月五日政府原案通り参院を通過、八月七日公布、同日施行されている。吉田政府は決して拡張解釈をしないことを明言した。

われわれは監視を怠ることなく本法のハキに全力を尽そう。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

53. 9. 28

ニュース

64

坑内夫 50エン
坑外夫 30エン
保的婦夫 15エン

斗争資金増額決る!!

九月賃金より向う八ヶ月

十月以降賃金ならびに炭労大会議案審議の臨時総会は、八月二十九日午后三時より鈴木書記長司会のもとに五坑会館に開催。

野田副組合長 招集挨拶を述べ議長団に、小林（五坑） 岡（三坑） 今井（西五坑） 資格審査ならびに議事運営委員に 梶原（本社） 藤本（二坑） 和田（三坑） 堀（五坑） 常岡（西五坑） 藤田（六坑） 竹下（執行部）の諸氏をそれぞれ選出、資格審査の結果、定員四六一名に対し 出席三三六名で議長より総会成立を宣言。直ちに報告事項に入り

一、九州炭労大会報告……を長浜西五坑支部長より

一、スト規制法反対斗争経過報告……を竹下教宣部長より

それぞれ報告の後 議事に移る

一、十月以降賃金に関する件……小竹給与部長の提案理由説明

質・応 和泉（三坑）＝企業整備が行われる際、新賃金が再びマ・バ方式を基礎に要求されるとき請負給廃止は時期的に適当か否か 再検討すべきだ！

小竹＝企斗と並行して斗う必要があり、操作引下げの斗争とも関連があるので時期を過ってはいない。

藤井＝請負給廃止のよろん調査をしなかったのは何故か、個別賃金は反対でそれに近づく形体をとられたい。

★総会経過★

小竹＝請負給廃止は今日ではもはや理論ではない、このことは既に常会で徹底されていると思う。

新野（本社）＝請負給廃止の結果が賃下げとなる場合も考えられる、もちろん廃止はいゝがベース・アップまでひくか。

小竹＝斗争の結果は 今こゝで予測の限りではない。

窪尾（三坑）＝理想としては賛成であるが、時期尚早である。

野田副組合長＝種々意見が述べられたが、この席で結論を出すのではなく皆さんの意見を大会に持込むということで了解願いたい。

二、炭労大会議案審議……鈴木書記長より提案説明の後 確認。

三、斗争費臨時徴収に関する件……新田財務部長より提案理由説明

質・応 安田（二坑）＝九月賃金から向う八ヶ月に亘り実施というのは何に基礎をおいたか、九月に一応臨時徴収五〇円としその後は斗争の推移に順応したい。

新田＝九共斗カンパ、九州炭労建設費が終了する点に基礎をおいた。

なお 賛否の意見が出たが、議長より採決をうながし挙手により 増額 賛成一一八票 反対八票 執行部案 賛成一二〇票

かくて午后六時三〇分閉会した。

☆☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆☆

1953. 8. 31

炭労はこうきめた！

炭労第八回臨時大会
場所　東京都芝中労委会館
日時　9月1日⟹9月6日

出席代議員

鈴木書記長、町下教宣部長、小竹指導部長、平田執行委員、中島執行委員、山口執行委員、清水執行委員、相場執行委員。前島執行委員、以上　九名

☆ 大会報告 …… 1……18
☆ 統制委員会答申書 …… 19……21
☆ スト規制法反対斗争自己批判書 …… 22……23
☆ 賃金小委員会の結論とその経過 …… 24……25
☆ 企業整備反対斗爭斗爭方針．他 ……
☆ 九全労脱落に対するオルグ報告 ……

═大之浦労組　教宣部═

第八回臨時全国大会報告

第一日（午前）

◎大会役員選出

○議長団

野宮信雄（雄別労）　吉村米一（沖ノ山労）　古河　静（杵島労）

○運営委員

委員長　竹下（貝島大之浦労）　委員　三沢（新幌内労）　島谷（大平鉱労）　新見（高萩労）

田中（後山労）　木村（三池労）　野田（新入六坑）　[illegible]（高松労）　米丸（中島労）

○資格審査委員

委員長　伊勢谷（三井砂川労）　委員　成瀬（三菱美唄労）　吉田（幌内労）　坂井（西沖ノ山労）　山口（朝九労）　前田（二瀬労）　糸山（早良労）　山下（志免労）

◎資格審査発表（カッコ内は定員）並に大会成立宣言

北海道　五八（八二）　常磐　七（七）　山口　一三（一三）　[illegible]　六（七）

九　州　八五（九七）　計　一六九（二〇六）

◎委員長挨拶　（緒方副委員長）

再軍備のための合理化に反対して、平和経済をかちとるのは吾々の任務である。斗いは困難であり、現に九全労は脱落したが、三菱の同志達は必ずや誤りをさとり戦列に復帰するものと信ずる。吾々は斗いによつていよ〱強化される。企斗の中から賃金斗争の強い決意と体制を固めたい。

◎議運発表

討議順序は午前中は祝辞のみ、午后は三菱の問題もあるので企斗を先議する

○議運委員長の提案に対し、炭労連幹部の帰京をまつて討議すべしとする意見と問題は単に三菱だけを対象とするものではない、企斗の基本方針を冒頭に討議するのが大会の任務であるとする意見が対立したが採決（挙手）の結果、議運提案は否決され、午前については祝辞のみ、午后については議運が再審議と決定

◎祝辞　阿具根参議員、多賀谷衆議員、藤田総評議長、吉田東京地評事ム局長、相沢官公労副議長

山崎うめの（三池炭婦協代表）　落合新産別執行委員、岩間共産党前参院議員、畑労農党参議

◎祝電　吉田衆院議員（社左）　海員組合、田中稔夫参院議員（社左）　夕張労組ケッキ大会、岡林道会議員、三井芦別労組ケッキ大会、新夕張ケッキ大会、明治天道労組、福岡炭婦協、北炭平和労組臨時大会、自治労連、全学連、全損保

第一日（午后）……一時再会

◎祝辞　浅沼右社書記長

◎祝電　合化労連、全日通、全食糧、電産北海道地本、姫川福岡県議、新夕張労組ケッキ大会

◎議運発表　午后は中央一般報告並びに地方報告及びこれに対する質疑を受け（中央一般報告中、企斗スト禁関係は除く）企斗については明朝冒頭から討議に入る。

○議運提案に対し、全三菱の意見をまとめてからやれ、或は九全労派遣オルグ帰京後やれとするものと提案支持者と意見が対立したが挙手採決の結果、多数で議運提案が認められた。

◎中央一般報告（篠原事務局長）　内容略（資料参照）

◎地方報告

一、北海道（佐々木副委員長）

1. 三菱美唄労教育事件 ― 不当労働行為の提訴は勝ったが　会社は高裁に控訴中
2. 古河雨竜送炭事件 ― 会社は威力業務妨害罪として起訴　各支部の支持を望む
3. 三菱美唄人民裁判事件 ― 最高裁の上告棄却が行われたが、会社がこれに伴って弾圧を行う場合組合は実力を以って斗うことに決定している

4．炭婦協―企斗を通じて新支部の結成など益々発展している。八月末機関紙を発行した．中央事務局の設置を望んでいる。

5．道福対協の活動―炭労厚生部のよびかけで全道福祉対策協議会ができた　社会保障制度の確立斗争，割引厚生活動，生協，労銀，文化，厚生，職業病対その他を全産業統一斗争の方向で斗うことを任務としている。

7．スト禁反対斗争―（斗争委連絡）宣伝活動は全鉱，電産と共斗で一般市民，農民へむけて重点的に行われたが，これらとの結合は実現までに達しなかった。

6．油谷芦別斗争―労使交渉は殆んど終了，企業整備の危険あり　第二組合との統一は下部の盛り上りを期待している。道斗委はユニオンショップ完全獲得まで常駐　第二組合の幹部七名中三名は会社を辞めた。

8．企斗―全道労協内に企斗を設け，各産業[illegible]を図り，他面，農，市民，地方自治体に働きかけを行っている。

三井は三山とも組合員，家族全員が参加したケッキ大会　デモ等が行われ，激しい斗志にもえて斗っている。　坐り込みには係長級も参加しており，上砂川では会社課長まで含む市民会が企整反対を決議している。保安斗争による減産は四〇％乃至五〇％　三菱茶志内は三井三山同様，主婦，青年を先頭にスパイ行為，デモ，大会等が行われ，斗争態勢は尻上りに高まっている。その他の大手系はまだ三井ほどの大衆行動の段階に入っていないが　着々体制確立中．

中山は首切りは出ず　賃金未払が七，八坑出ている。

9労災病院の美唄誘致に成功，岩見沢には珪肺病院が設置される

二　常　磐（今井事務局長）

1．常炭連は炭労組織の切崩しに失敗し，日鉱との混合同を策したが下部から批判されている。先月は逆に日鉱から加盟をするよう申入れられている。特に選挙斗争，スト禁反対斗争には各々の斗争を容共左派の戦術と宣伝し，脱落者と一緒になって攻撃し，斗争を困難にさせた　現在民労連系を排除する炭労派の結成が進捗している。

2．スト禁反対斗争―常炭連盟に会社側の切崩しにより第二波二十四時間ストを脱退した支部が多かったが，三波は大ルダ耐で完全ストを行った（三支部除く）

3　北斗―老朽中小が多く　二支部は休山，一山（大竜）は労資共同経営で再建中

4　期末手当―賃金斗争の前哨戦という観点から隅田川，高萩，水戸等の百名足らずの支部が七十二時間のストを決行して有利な成果をおさめている。

三　山　口（森田委員長）

1．水害―七十坑が水害をうけ，二十五坑が水没，炭鉱関係は三坑

2　企斗―小野田で幹部の首切りにより百二十名首切られ，一坑が閉鎖された　米炭連は七月初め企業整備の協定を結んだが希望退職は認めていない，配転は東見初で男三七，女四六，沖ノ山一四一名が出されている

3　期末手当―米炭連は六五〇〇円で妥結している。

4　その他―小野田に[illegible]病院が設置された．東見初でガス爆発が起り，八名を失った　保安設備の改善を要求している

四　九　州（中島事務局長）

1　企斗―杵島，大辻，北方に[illegible]の首切りが通告されたが　中央大手系の果敢な斗いに恐れてしばらく休止状態だったが　九月末突如再開し，挑発した　組合員は坐り込み，デモ，ケッキ大会，夜間提灯デモなどを次々に実施して斗う一方，主婦は[illegible]協を結成して先頭に立ってきている。現在一人の希望退職応募者も出ていない．明日から三日間　時間外拒否，その後は保安斗争に入る。

その他　日鉄二瀬稲野坑の時間外坑内繰込み延長斗争に敗北、一名出勤停止　七名首切りが出たが　会社の処置を労委に提訴を行い勝った　現在本訴中、会社は上告した
佐賀五鉱連同様に[illegible]二千名の首切りが出た。会社は第二組合（残留者）を作らせた。[illegible]斗争から大衆斗争、地域斗争になって斗いつゝある。また小鉱には五〇％の賃下げがきている。坐り込みと無期ストで反対斗争中
九炭労は企斗については　①完全雇用　希望退職認めず　首切り一人も出さず　②完全統一斗争　支部の自主制限外す　指令統一不実行、③指名解雇には強力かつ長期の実力斗争　以上三原則を堅く守って斗うことを決定している　特に独占資本の合理化のギセイとなる中小坑防衛のため斗う方針である

2　賃斗・基本方針に従い連盟に統一交渉申入を既に行った

3　その他・三池炭婦会は会社の妨害をけって結成　現在流送斗争中
大正炭鉱は賃斗中麻田のスト破りに対し保安要員引揚げをやり、二名の幹部が首切られたが地労委で組合の提訴が勝った　会社は中労委に提訴中　その他流送斗争中のものは豊州のピケ事件・古河高尾の流出し阻止事件

4　期末手当・中小共斗は大手並にとった　一人五千円乃至一万五千円で全込み、スト等をもってよく斗った。

一般報告に対する質疑

問①国際自由労連は先の大会で再軍備をあらためて決議し　日本代表の反対は無視された。再軍備こそ合理化の基礎だ　吾々の基本的な態度如何
②衆参両院選挙中・社党に貸した金はどうなったか
③炭婦協の偉大なけっきに敬意を払うが　[illegible]の主張をふくむもので消極的なものもあるが、対策はどうか
④向米一辺倒の鳩山政府は[illegible]し、日本経済を米国の戦争経済に従属化している。これは再軍備のためだ。そしてこれが合理化を行なわせている。日中貿易促進を決議した伊東大会の決定実現に努力したか。

答①　国際自由労連は幹部はじめ多くの者が吾々の再軍備反対に理解が乏しく努力も足りない　大会では彼らの錯覚を改めさせるのにいろいろ努力したが、大会は吾々日本代表を除き満場一致で再軍備を認めた。だが帰途によった英国などでは国際自由労連に大きい勢力もつ英国労組幹部なども「共産党がいおうと、誰がいおうと正しいものは、正しいものとしてとるべきだ」といっていたのは注目される。帰国して特にアジヤ労組の結集の必要性を提案した。吾々の立場を自由労連に反映させるために日教組代表を執行委員に送っている
②金ぐりがつかずおくれているが　七月百六十七万円を返済された。
③会社等の行う婦人会その他えの参加反対を先の炭婦協大会は決議し、斗う態度を明確にしている三池の炭婦協結成斗争や、新支部の結成増加はその具体的なあらわれだ。
④具体的には総評が大きく各戸と提携してやるものだが、まだ高まり方が弱い

問　総評の先頃の大会で打出した「平和努力」の規程と社党のそれとの違いはどうか　又新しい規程を行った理由はなにか

答　総評の平和四原則も社党の平和三原則も変っていないが　国際情勢は変ってきており、周恩来声明　マレンコフの声明に対してはアイゼンハウアーも真剣な平和の呼びかけだと言明せざるをえないところにきている　問題の「第三勢力」はネール自身が打消している。総評の平和に対する考え方は、米ソの[illegible]和への動きを少しでも大きくし、全世界の平和の力を拡大しようとするものだ　[illegible]ごとき、米ソ両陣営と斗う意味の第三勢力論は左社の平和三原則　中立堅持の方針とも違う　誤れる考えだ。総評　左社の考えと変らぬことは両者懇談会で確認済だ

問　吉田打倒を叫んでいながら反吉田政府は[illegible]た。[illegible]社や総評や各労組の要求をなせけったか。

答　炭労中執でも最初意見が分れたぐらいだが、結局　吉田より重光の方がよかろう。悪法も阻止できるかもしれぬという気持から両社会党に参考意見を述べた程度のことだ。総評も炭労から申入れされて右社に申入れたのが実情だ。結局　そのごの政界の情勢をみても分るように吾々の分析のあやまりで　迷惑をかけたことを謝す。

問①期末手当斗争で結局古河の線を上廻れなかったのは資本別エゴの故ではないのか。敵が一本になってきている際、企業別斗争は限界にきたと思はぬか。
②期末手当斗争は炭鉱の比を打出して斗うはずではなかったか
③入社が各個斗争にうつったのは協約にもとづくものか否か

答①あの線が力の限界であった。炭労としては将来個人加盟の完全単一組織とし　産業別斗争によってすべての斗いを行いたい。
②原則的には出したが実際に斗いの中に持出さなかった。交渉によって額をとるという線を強く出してゆきたい
③協約に基くものだ

問　総評分裂を公然と出してきた民労連に対する態度如何

答　民労連は事実が示す通り、資本の圧迫によって戦列から脱落したものか、斗いを回避するもののより合いで、MSA決定中にある〃自由にして民主的労組〃つまり再軍備を快く受入れる組合である。最近は民労連幹部に対する下部の批判がつよまり　全繊維の如きは約半数が役辞職退に反対している。全映演、日放労等は〃[illegible]の小[illegible]転で　彼等の宣伝にもかかわらず民労連の実体は大したものでない。これと[illegible]場の末端で徹底的に斗う以外な[illegible]

問（要　請）の国際自由労連が西欧一辺倒主義でそのため再軍備に賛成し、米国の戦争政策に共鳴していることは設告によっても明らかとなった。再軍備を認めておきながら後進地開発や労働者の基本的権擁護に熱心たりうるはずはない。再軍備と自由、平和は両立できないからだ。とりあえず文書によって批判をせよ。②炭鉱[illegible]に対する敵の弱化策に対し強い対策を出せ

問　田中前委員長防衛についていかに努力したか

答　伊東大会決定は炭労が地本、山元で資本の圧迫から氏を守ることにあったが、田中氏は委員在任中帰による家族の立場を苦慮して自ら会社を辞めた　中執もこれは諒承した

◎祝　電　日本新聞協会、新日本通信、国際通信、国際写真通信、国鉄志免支部、京都水道局従組
　全鉱林、ほか二

第二日（午前）

◎メッセージ（開会前）
　湯山（国鉄新橋支部）　吉田（産別）　安藤（紙パ）　沢田（全鉱）　野溝（左社）
◎祝　電　国際自由労連、国際自由労連アジア組織局長　九州各地区本部、長野県評　東横内労組
　東武労組　渡辺総裁
◎資格審査（午前十時十五分現在）一四一名
　（〃　十時四十五分現在）　一八〇名
◎運営委員長　本日の議事日程をはかる
　⑴地方闘争報告確認
　⑵別子提案「企業整備反対斗争に関する件」の緊急決定

◎地方報告質疑

問　九州地方報告隊あたかも企斗三原則が地方大会では結論出さず　大会に臨むことになっていたはずだ。この点事実と反するが如何

答　地方大手ブロックでは地方大会前に統一斗爭で斗う方針がきまり　三原則を確認しているということである。

問　炭労外の組織でも企業整備が続出していると思うが、これらに対し各地方では如何なる対策をたてゝいるか報告を願う

答　山口には二三件あるが県評がとりあげている。山炭労としても応援はしているが、二〇〜三〇名の小山であり、従業員は失業保険をとつた方がよいと考えており馴合的にやられている。これらの山はほとんど一時的首切りの山で景気がよくなれば再採用するという条件である

以上の質疑の後地方報告異議なく確認

◎別号議案「企業整備反対斗爭に関する件」　桑原事務局長提案理由説明（執行部提案に至る経過）

企斗委では大会提案の手続きに疑義があるとして審議未了であるが執行部としては大会提案の趣旨があつた。企斗中斗では今次企業整備は希望退職という形で出ているが、これは明らかに首切りであり断乎ハネ返さなければならぬという方針を出した。この斗いは〇〇の斗いであり条件斗爭に入れば自ら企業整備を認めたことになる。戦術としては柔軟なものでなければならない。保安法規の完全実施　部分ストによつて斗う。中央ブロックでは中央企斗の方針に従い五号七号指令で斗う態度を明確にし、八月二十日より完全実施を指示希望退職絶対反対の斗いをすゝめている。自己都合でやめるのは止むを得ないがこれに対してはプラスαをつけることは反対でありつけさせない。（現在の資本別状況は次の通り）

○三鉱連ー団交決裂五七〇〇名を四五六三名に切下げ廿七日より廿九日の間に希望退職募集、三十日以降指名勧告の強行をしてきている。三鉱連では保安斗爭部分スト、デモ等凡ゆる戦術で家族も一体となつて斗つている

○三社連ー決裂三十一日二十四時間スト、三鉱連と緊密な共斗を行つている

○北炭労連ー二十八日交渉決裂　九月一日より希望退職の募集を行つている。労連では五・七号各指令の強化を指令果敢に斗つている。尚炭連と共斗を固め強力に斗つている

○明治ー九州は七〇〇　名首切り　団交決裂　九月二日以降スト

北海道は四〇〇名首切り　五・七各指令で斗つている

○住友ー企業整備を出さないという交渉を行つたが会社は芳の浦の廃止企業整備を行うと明確にした。

○古河ー表面的に首切りは出ていないが裏でやつている。五七号の斗いを進めると共に会社に抗議した

○雄別ー一三〇〇名の首切りを発表、労協と相携って中央えの交渉権を集約中

○太平洋ー九五万屯を八五万屯にし三番方の廃止、余剰人員の整理を明確にしてきた。

○三菱ー九全労は二十九日妥結、詳細はオルグ団より報告する。

北海道は中斗の線を守り五・七号で斗っている。

統制権については不明瞭な点が出ている。伊東大会で指令権について決めたがこれによるとスト権は資本別、支部に集約となつているが、この内容は中斗としては資本別支部のスト権発動に最高戦術委（中斗）を通してやろうという解釈を下している（以下議案参照）

◎オルグ団報告（阿部愛男氏）

九全労は七号指令を全然認められないと意志表示があり理由として　①筑豊炭田の実態　②純粋希望退職者は認めなければならないとし　企斗で三日間論議したが意見の一致をみることができなかったのでオルグの派遣となった。

（以下オルグ団報告　オルグ団質問状　九全労回答プリント参照）

問　九全労としての弁明をきゝたい。

議長　午后改めて行いたい。………以上で午前の議事を終了

◎メッセージ　小林（日教組）

◎祝　電　合化労連　神奈川厚木地区協議会　全電波　備園協会

第二日（午后）

◉ メッセージ

全自動車宮島委員長　全自動車日産分会益田委員長　全逓従組野上副委員長　平和のこえ社

◉ 祝電

油谷芦別労組・日産化学労組　稗田昌子　国鉄新潟地本　日産厚木　昭電川崎労組

◉ 資格審査

午后一時一五分現在一五〇名出席・尚赤島五坑労、古賀山労、北方労の組合費は九炭労え納入済となっており　また三井田川砿　三池砿は昨日納入したので　それぞれ代議員の資格を与えることを確認

◉ 質疑応答

問　住友歌志内に企業整備が出たとき、希望退職に首切りでないという方針を出したがどう考えるか

答　歌志内では昨年三月当時　閉山せざるを得ないことが労使間で協定されていた。企斗結成后各資本別に委譲された权限の範囲内で方針を決め、企業整備に対処することゝなつたが　中斗としては住友の出した方針については、全く遺憾であつたことを自己批判している。

問　企斗と賃斗を結合して斗うというが、企業整備がどんどん出ているのに、大会を今日まで延した理由は何か

答　中央としては大会を開かなければ企斗を斗えないとは考えていない・賃斗については、要求の内容の下部滲透という形ですでに斗われている

問　各資本別ごとに斗いの規模がまちまちで統一されていないが

答　敵の攻撃が集中的に現われるところでは、はげしい斗いが行われ　そうでないところでは、比較的斗いにはげしさがない・一見不統一のように見えるが、これが敵の意図である・

問　請負給制度テッパイのための具体的な斗いの指導がなされていない

答　例えば保斗策にしても　部分ストにしても　すべて請負給制度テッパイに通ずるものだ

問　純粋希望退は認めるというが、これは直ちに残つた人々に労働強化をもたらす結果となる

答　希退を認めるということではない・自己退職は止むを得ないといっているのだ　しかしこの場合プラスアルファをつければ反対である・

問　第八回企斗で菱美連よりどんなことが報告されたか・

答　第八回企斗は二五～二七日にもたれた、当時三菱　明治が九北に分れて、また雄別は北海道で交渉を進めていたが　このまゝでは空中分解せざるを得ないので　これを中央に集約することゝした・三菱では当時毎月四〇～五〇名の自己退職が出ており　このような状態の中で会社の希望退職者の募集があつたので動揺がはげしかつた　このような弱い分子をかゝえこんでいたのでは今后の斗いを強力に進めることができないので　戦列を強化するため、希望退職を認めてほしい旨提案があつた・これに対し企斗ではプラスアルファをつければ認め難い旨決めた・

問　別号議案を出した理由

答　第七回大会の決定をこれによつて修正するという意志はない。第七回大会決定の不備な点を補足し明確化をはかることが目的だ・

問　この方針は企斗と賃斗をすり変えるものだ・

答　そのような意志はない

問　指令权を完全に中央に集約することは、山元の自主的な斗いを封ずることゝならないか・

答　今までの斗いの長所を生かしてやつて行くつもりだ・

問　他産業との共斗をどのように組織してきたか・

答　総評大会で企業整備反対の共斗をもつことを決定、これを中心として斗いを進めている

問　自己退職に対して会社がプラスアルファをつけるという場合でもこれを蹴れということか

答　プラスアルファづきの自己退職を認めたのでは　九全労と同じだ。プラスアルファは残るものの犠牲で出されるものだ。

問　民労連を中心とする分裂ゲリ動きについて説明願いたい。

答　今のところ民労連が炭労傘下に入りこみ斗争を分裂させようとしている動きは見られない。

問　この方針は炭労のみで斗うという考えが強く見受けられるが、これではだめだ。この炭共斗をどう考えるか。

答　共斗を組織する場合先ず固い団結を確立することが先決だ。

問　今回の首切りに対して炭労より組織が行われていると聞くが、[illegible]か

答　[illegible]はつかんでいない。しかし[illegible]からいって首切撤回を行うことは充分考えられる。

問　統一斗争という名のもとに分裂して斗っている三井斗争をつぶすということが考えられるが。

答　企業連の出方は否定せず[illegible]でもいいが統一斗争ではだめだ。統一的な斗いを押しつける考えはない。

問　九全労に対してどう指導するのか。

答　[illegible]しい。

ここで決議案の必要について[illegible]について質問あり。

問　大会が九日一日よりあることが分っていながら[illegible]決議案に変更したのはなぜか。

答　（松尾）下部に全然連絡する必要はない。しかし炭労指令七号をやれば下部は全く混乱に陥ることは必至である。その[illegible]で[illegible]させるさえなかった。

次　討論および質疑応答

○　三井の斗いはわれわれに多くの教訓を与えた。三池では全大牟田市民の支持をうけて共斗をくみ成功裡に斗いを進めている。炭労もやると強硬な気持で、これらの斗いの中から正しい方針を出してほしい

○　九全労が脱落したのも炭労の斗争の不備が原因の一つにあげられる。

○　現在の斗争の状態では、指令を出すも全一時間、二時間を争うことがある。従ってこの方針ではそういう点は極めて不[illegible]である。

○　炭労大会決定を変えるものではないとしたら、かゝる提案は不必要であり、反対である。

○　原案に賛成であるが企業連協議会で出方がそれぞれ違うので前本部中斗を合せて強化すべきである

○　原案に賛成であるが、[illegible]を割るという立場にあれば正確であるのでこの決議をしてほしい。

○　本大会の任務は、全斗争の形態をどうするかというようなことでなく、全斗をどう斗うかという思想を統一することだ。炭労大会で一定の方針は出したが、この方針は現在のような大量のしかも全社に亘っての首切りを前提としたものではない。しかも今回は意識的に組合幹部を狙い打ちにしている。希望退職、自己退職を出るということは、これこそ炭鉱の労働強化、低賃金を示すものである。

ここで討論を打切り、採決に入った。

1、先ず中執原案に対して賛否（修正を含む）で採決、反対意見は少数で否決された。

2、つづいて、今後の斗争の結果起りうることとなった原案中の不明確な点および字句修正を要する点に関し次の如く原案を訂正し、採決を行った。

(1)　交渉の範囲については直接中斗が各社と交渉する考えはないので、統一交渉を阻害しない限り各支部に委嘱する。

(2)　現在出されている斗争は、この度の決定で支障がある場合は撤回しなければならないと考える。

(3)　中央斗委、地方斗委の構成、权限はすべて従前の中央斗争[illegible]で当てる。

採決の結果、賛成一二五、反対五、保留二六（計一五六）をもって、原案通り可決。

つづいて交渉権、スト指令権の中斗への集約について記名投票に入り、賛成一三九、反対一七、白紙無効三六（計一九二）をもって「交渉権、スト指令権を中斗に与える」ことに決定した。

（要望事項）

他産労働者との共斗を進めてほしい。

⦿ 統制問題について　提案　久保田次長
統制問題処理のため、北海道二　九州四　常磐一　山口一　本部三、計十一の委員をもつて小委員会を構成したい
―――満場異議なく確認　決定―――

⦿ 祝　電
三池労組、新潟全官労　万字労組　日本共同紙協会、新潟賃金共斗　井手以誠　全電波東北地方大会
電産　全国火薬協議会　栗山参議員労働委員長

⦿ 閉会前メッセージ
土門（国鉄）　小沢（日中友好協会）　山口（CYMD－ヨコハマ陸上輸送部隊）　永井（中国人殉難慰霊実行委員会）　松方（中国帰国代表）　松川事件被告代表

第三日（午前）

⦿ 午前十時開会　出席代議員一四四名
⦿ 議運－議事日程発表　これを確認
一、緊急動議　三井美唄クビ切りに関する諸決議
一、スト規制法通過報告
一、十月以降賃金斗争提案理由説明まで
⦿ 祝電披露　国鉄札幌　函館地区労協会議
⦿ 緊急動議　三井美唄クビ切り反対斗争支援に関する件
提案理由説明（武岩）
三井美唄で解雇通告返上デモを行った際　札幌管区警官六十名が出動　現在それと対峙している。保安隊も出動したとの情報が入った。明後日から解雇者に対する立入禁止処分がとられることは事明の理であり、斗争は必然的に苛烈の度を加えるものとみられるので
一、法務総裁　国警　保安庁に不当介入を抗議すると、もに今後このような事態の起らぬよう抗議してほしい
一、札幌、九州国警管区に抗議してほしい
一、各支部に対して激励電報を打ってほしい
異議なく可決　文案作製その他は執行部一任

⦿ スト規制法通過報告に対する質疑応答
問①第三波は微弱だったがそれは第二波脱落が原因か
②総評内において炭労はどう斗ったか
③三鉱連の公開質問状は資本別を認めることになるのか
答①二十四時間できなかった理由は自己批判に出ているとおりで努力の足りなかったことは結果的には皆の批判をまつほかない
②第二波スト（七・二一）総評全体の斗いとすること、例え衆院を通過しても生存権を維持するための抗議ストの意味から打つ必要があったし、その後も参院で阻止するとの決意のもとに斗った。総評内の各単産は経済要求をつけて可能な範囲で統一斗争を進めた
③三鉱連の公開質問状は炭労の統一斗争をいかにすゝめるかという観点から出されている　規約上は資本別は協力機関であるが　その内容は統一斗争をぶちこわすものなら問題だが統一を強化するものならよいと思う。
問①戦術と結果を批判する必要がある。衆院を通過したら参議院でやるべきだったと思うが　三波は納得がゆかない
②連盟は責任追及をやっているがこれに対する執行部の考え方
③国会陳情デモにおける中央執行部の指導性は手薄であった。
答①昨年の経験から時限ストは困難だとされていたし　二波で二十四時間ストをやったが脱落が多かった

つた。このような実態から巾の広い戦術をとるため時限ストになつた
②経営者は政治ストは違法だといつているが　われ〳〵の斗争は経済的なものであり生活权擁護の斗いであるから何ら責任を追及される原因とはならないという見解をとつている。また若し追及するなら実力をもつて粉砕する
③中斗を編成して能力のある限りつくしたつもりであるが　坐り込み団は優秀な山の幹部の方々であり　一応おまかせした。

問、政党政派を超えてスト禁反対斗争を展開すべきであつたが社会党とだけ共斗をやつたのか、労農共産はどうなつて居るか
②総評の共斗をどう組んだか

答①スト禁に反対したのは四社　共、農だが　炭労としては行動方針に則り両社、農と共斗やつた。
②炭労の斗いは全国民的なものといわれるが共斗は十分に組めなかつた。

問　第三波は組織強化の意味からといわれたが今後の方向如何

答　斗いの方向には二つある　一つは[illegible]種の[illegible]ができないところ、二つは斗かえるんだが政治斗争に[illegible]るべきでないとするもの。斗争にいつて後者は組織だが　二十七万の最大公約数を求めねばならぬことになつた。

問①三波スト決定までの採決状況を具体的に説明せ
②その結果弱いところに皺を合せるという決定案をつくつたことになると思うが所見如何

答①戦術としての第三波は二波以上のものの強い組合もともに時限ストの大手二十四時間スト、中小、脆弱は時限ストの二つあつたが採決の結果時限ストとなつた。
②の心配は尤もである　巾のある斗いのために弱くなつたがこれは将来の企業整備、賃金の斗争を強力に斗うためにとられた。

問①院内採決の場合の政党のいろわけ
②総評の主要単産中全鉱の斗いはアイマイである。

答①反対したのは両社、労農、共産党だけである。
②全鉱は連合体であり炭労以上に資本側のエゴが強い、従つて全鉱の斗争はあれが最高である。
③メッセージ　オイル・シエール石油労組代表

第三日（午后）

議長－中斗のスト規制法反対斗争の批判書について質疑応答に入る。

問　特別措置について一部のヤマまでがやれるのに参加しないのは遺憾であるという結論であるが、止むを得ないと思うが意見如何

答　特別措置は下部の申請で中斗が許可した。一律的に[illegible]めたことは誤謬であると書いてあるわけで訂正はやぶさかでない

問①スト禁を成立させないためには吉田打倒しなければならない重光主班問題等まで考えて[illegible]行きかけか
②中斗は他産業より遜色ないと批判しているが山元　情勢を判断してのことか

答①努力は完全でなかつたが政治に直接関与はしない
②総評の中においてゞある。

問　総評に対する組合員の信頼感は薄いと思うが総評が[illegible]ハ二や組織であるので期待できないというのに昨[illegible]の炭労法ストと同じであつたからだ。努力を結集していくべきである
スト禁は敵のデマ宣伝にふれたと規定しているが総評の組織をどうしていくのか　総評は単産の報告機関で斗う方式の組立てに欠けていると思うが如何　総評は内部分裂が出来てないと思うが見解如何

答　総評は内部の斗う方式は統一できてない　総評は他単産に斗う意欲を持ち炭労でもうわねばならない。総評は[illegible]単産のもつ力と戦術を持ち合つて戦術を立てている。

例えば炭労、全駐労、全自労の斗いを互角に結びつけてやるというふうに斗っている組合の友誼しかない。総評はアドバルンをあげるが斗争は実らないという印象を組合員が持っている。炭労はこれを打開するために副議長、幹事を送っている

問　指令がおそく前日についたりする事実は如何

答　努力しているが報告を受けてない

問　スト禁反対斗争は一回や二回の斗争で撤回されるものでない。この斗争は吉田打倒であるといってきたがこの点明らかでない。斗いはまだ終っていない　今后の斗いはどのように考えているか、（スト禁法は何らわれ〳〵に害がないといったものがいると聞く。）

答　吉田打倒となるのである　通過後はこれをハネ返すために教宣し日常斗争でこの法律を骨抜きにしなければならない。

議長　私鉄総連の大会が行われているので大会の名において祝電を送りたい

――可決――

質疑を終り意見に入る

○　この批判書は中斗の批判書である。大会の名において批判書を作るべきだ。

○　総評に対し弱い組合が強くなるよう地についたオルグ活動を行うことを訴えるべきだ。

○　執行部は自己批判すべきは勿論であるが　下部の批判も行え　例えば国会の与野党の勢力分野等を考え安易に解釈して脱落しているところもある。

○　執行部えの批判ばかりでなく　支部自体も自己批判しなければならない。又どうしたら弱い組合を斗えるようになるかの研究　機構を作るべきだ。

○　執行部は　九全労を批判したように下部の批判をすべきである。

○　スト決行は効果的な日時を判断してやらなければならない

○　中小鉱、底組を子供というが　その実態を考えて戦術を決めよ

○　国会勢力分野を云々するが、われ〳〵のストは意志表示でもなければ　意欲盛り上げのためのものでなく、反対である。国会勢力が弱いからというような考えを捨てよ。

○　政治斗争、経済斗争と理屈づけて色分けしようとしているが　組合員を惑す要因である。斗争の根本的理由の解明こそ必要である。

○　幹部斗争のキライがある。内部態勢を確立しなければならない

○　農、市民は階級的要求がありながら反動政府のため、分裂している現状である。教宣活動だけでなく、これらの要求をとりあげて共斗すべきである。

○　内部態勢確立は弱い組合を引上げるべきである。

○　政党とのテイケイも右社一辺倒でなくスト禁反対の右社、無所属等えも呼びかけるべきだ。

○　指令は早く出してもらいたい。また指令解釈もオルグによって違っているが統一した解釈で活動員と密着しなければならない

○　坐り込み斗争員に対して執行部は指導しなかった。

○　統制について明確にしなければならない。即ち支部によっては　除名にならないだろうとして指令を拡大解釈する所がある。今后混乱のないようにせよ。

こゝで議長より「意見集約のため、スト禁反対斗争の批判書は小委員会で作り　後日発表確認したい」旨提案があったが、これに対して「過去の斗争で数回批判書を作ってきたが、実行されていない実状である。中斗の批判書を今迄批判してきたので、これを実行して行けばよい」旨の反対意見が出た、ため挙手採決を行った。採決の結果　賛成八七、反対五七、保留二（計一四六）で議長提案通り可決。

尚自己批判書作成小委員会は　各地方各一名　本部二名計六名をもって構成することと合せ決定。

◎　賃金斗争に関する件　提案者　業務事務局長　直江調査給与部長

（内容略――資料参照）

第四日（午前）

◎メッセージ　難波（国民救援会）

◎午前十時　一四八名の出席を以て大会成立

◎運営委員長より日程（先ず職給の提案を行って後、賃金斗争に関する件を、斗争方針　予算　要求書の三つに分けて質疑応答、討論、採決を行い　次いで労仂協約の提案まで本日中にやりたい、予定の会期を一日延長したい）を発表　議長よりはかり異議なく確認

◎職給について提案説明（村上職給部長、プリント参照）

◎斗　争　方　針

問　十五社の統一交渉について経営者の態度如何

答　かなり難色を示しており、窓口交渉も実力行使をバックに斗う決意である。

問　専門委の性格を明確にせよ。

答　中斗の命を受けて具体的作業を行う機関で中斗の上に立つ機関ではない

問　技術委員会の構成を執行部のみとした理由如何

答　中央執行部が先頭に立って責任をもって斗争の企画立案に当ることにしたのである

問　地方ブロック中の連盟未加盟炭鉱に対する対策如何

答　極力集団交渉に参加することを要請するが　最終的に連盟に委任しない場合は炭労対各社交渉としたい

問　大手十五社が抜けた後の地方ブロックの斗争についてどう考えるのか

答　統一交渉によって産業別賃金を決定する立場に立った斗争であり、中核となる中央の斗争力が大勢を決するものであるので　出来るだけ中央に力を集約する考えである

問　職給について検討が進んでいない、その理由如何

答　職給が現在持っている複雑さの故に作業が進まなかったことを諒解ねがいたい。

問　技術委を執行部のみで構成して中斗と遊離する恐れはないのか

答　昨年の批判の中からこう形をとる必要ありと考えて出している

問　職組の中斗三名とした理由如何

答　三名あれば充分その意志を反映し得ると考えたからである

問　中斗の選出は昨年と同様な方法を考えているか　登録制によって責任を明確にする方法を取る考えはないのか

答　中斗は資本別の代表ということでなく　炭労の賃金を決める建前に立って選出を明確にしてもらうよう提案する準備をした。

意　要求書の内容から見て実際には資本別的な考え方が出てくるものと思はれる　中斗の選出もこの実態の上に立つなら昨年のような方法が妥当ではないか。

（これより意見を併せて行う）

問　身分制について明確な考え方を示せ

答　職給の今度の提案に現れているように身分制的なものは廃止する方向に向っている

問　他産業団体との共斗及び斗争の色々な戦術等について明確な方針を示せ

答　第七回大会に於て決定を見ているので　その線で強力に進めたい

問　経過措置を明確に決める考えがあるか。

答　中斗が戦術的に判断して処置したい

問　中斗の人員を数字的に明らかにしてもらいたい。

答

三井	3
三菱	3
北炭	3
住友	2
古河	2
明治	2
雄別	/
大平洋	/
高松	/
貝島	/
二瀬	/
大正	/
嘉穂	/
宇部	2
杵島	/
職組	3

（註）宇部は一万名以上のための二名となる

意　専門委員を考慮した場合人数が少し足りぬ　四十名程度にふやしてはどうか。

問　縣評内の組合の提携はどうなつているか

答　昨年と違い相当広汎な斗いが組織出来る

問　無期スト一辺倒を避けるとあるが、それが保安斗争、部分ストとなつたのか

答　外にもいろ〱戦術はあると考える

意　駐在の中斗を増加せよ

意　宇部興産を中央ブロックより外し、山口地方ブロックに入れてもらいたい

意　地方ブロックの交渉は权限の移譲がなければ困難である。従つてスト指令权、交渉权は地方ブロックに与えてもらいたい

意　執行部のみで戦術の企画立案を行うことに反対する。下部の実態の反映が不充分になる恐がある

以上の討論の後、反対意見は　①宇部興産を中央ブロックから外すこと　②中斗の人員を増加する
③地方ブロックに交渉权、スト指令权を移譲する　④戦術委の構成に執行部以外の中斗も入れる。
の諸点に集中されたが、何れも重大問題であるので、こゝで休憩に入り、休ケイ中に意見をまとめ、
午后から以上の各項について賛否一名宛の討論を行つて採決に入ることとなつた。

（午　后）

◉先づ四項目について執行部より意見並びに提案を発表（漆原事務局長）

1. 宇部興産は中央ブロックに入れてやつてゆきたい。

2. 中斗の人員について、駐在中斗を四名に増加したい。

3. 地方ブロックについて、交渉权の移譲は時期を見て行いたい。その他についても運営の面で交渉が推進し得るようにする。

4. 戦術委については、執行部だけで構成したい。

次いで各項毎に討論採決に入る。

1. ブロック編成

賛＝統一の中でこそ昨年の闘斗時の問題も解決されると考えるので統一交渉に参加されたい。

否＝下部が納得しなければ斗いの力は生れない。従つて下部に不参加の意向があるなら無理に統一することは避けて実態にそくした態勢をとるべきである。

採決の結果、原案賛成　九二　反対　六一　保留その他　一四を以て原案通り宇部は中斗ブロックに含むことが決定された。

2. 中斗の構成（駐在中斗を四名にすることを原案に含む）

賛＝原案で充分処理出来ると思うので賛成する

否＝専門委の構成もあるので一万名以下の単位一名にしたい

採決の結果、賛成　一〇九　反対　四九　保留　二をもつて原案に決定

3 戦術委の構成

賛成＝昨年の闘斗の自己批判にかんがみ原案に賛成する

否　＝執行部のみの構成では下部の実情の反映が不充分になる恐れがある。資本別中斗も入れよ。

採決の結果、賛成　一四〇　反対　一九　保留　二　で原案通り決定

4. 地方ブロックに対する权限移譲

否＝昨年は最終段階で地方に权限が落され、中斗は何ら具体的指導を行わなかつた。权限なき交渉は盲目斗争に陥らざるを得ない。統一交渉の前提に立つて地方に权限を移譲せよ。

賛＝企業整備との関連もあり、中央に集約せねばならぬ。反対者の危惧は運営で解決出来ると思うので原案に賛成する。

採決の結果、賛成　一三二　反対　一七　保留　一二　で原案に決定

以上を以て斗争方針について一括確認

◉斗争予算について

問　ラジオ等で指令を発することは考えてないか。